

第二十四条 急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和二十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号を次のように改める。

一 自治庁次長

第二十五条 特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号を次のように改める。

一 自治庁次長

附則

- 1 この法律は、自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)施行の日から施行する。
- 2 この法律施行の際国民審査管理委員会又は全国選挙管理委員会が保存している審査録又は選挙録は、中央選挙管理会において引き継ぎ保存するものとする。
- 3 改正後の公職選挙法第五条の二の規定による中央選挙管理会の委員の任命のために必要な行為は、この法律施行前においても行うことができる。
- 4 この法律施行前法令の規定に基いて地方財政委員会若しくは地方財政委員会委員長がした処分又は地方財政委員会若しくは地方財政委員会委員長に対してした請求、

異議の申立その他の行為は、この法律施行後における法令の相当規定に基いて自治庁長官がした処分又は自治庁長官に対してした請求、異議の申立その他の行為とみなす。

5 この法律施行の際現に効力を有する地方財政委員会規則又は全国選挙管理委員会規則は、この法律の施行後は、それぞれ、政令をもつて規定すべき事項を規定するものについては政令としての、総理府令をもつて規定すべき事項を規定するものについては総理府令としての効力を有するものとする。

經濟審議庁設置法

(昭和二十七年七月三十一日)
法律第二百六十三号

(目的)

第一条 この法律は、經濟審議庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)

第三条第二項の規定に基いて、総理府の外局として、經濟審議庁(以下「審議庁」という。)を設置する。

2 審議庁の長は、經濟審議庁長官とし、國務大臣をもつて充てる。

(任務)

第三条 審議庁は、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 長期經濟計画の策定
- 二 二以上の行政機関の經濟施策に関連する総合的且つ基本的な政策の企画立案(特定の行政機関の主管に属するものを除く。)
- 三 經濟に関する基本的な政策の総合調整
- 四 綜合国力の分析及び測定
- 五 内外の經濟動向及び国民所得等に関する調査及び分析

(権限)

第四条 審議庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行

為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員に任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置を執ること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二 審議庁の公印を制定すること。

十三 經濟(外国為替予算並びに外国投資家の投資及び

事業活動を含む。)に関する基本的な政策及び計画について、関係行政機関の事務の総合調整を行うこと。

十四 国土総合開発に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

十五 電源開発に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

十六 物産に関する基本的な政策を企画立案すること。

十七 国民生活の安定及び労働状態の改善に関する基本的な政策を企画立案すること。

十八 前四号に掲げるものの外、二以上の行政機関の経済施策に関連する総合的且つ基本的な政策(特定の行政機関の主管に属するものを除く。)を企画立案すること。

十九 左に掲げる法律に基く内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

イ 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)

ロ 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)

ハ 特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)

ニ 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三

号) 二十 前各号に掲げるものの外、法律(法律に基く命令を含む。)に基き、審議庁に属せしめられた権限(内部部局)

第五条 審議庁に、左の四部を置く。

総務部

調整部

計画部

調査部

(特別な職)

第六条 審議庁に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

3 審議庁に、審議官十人以上を置く。

4 審議官は、命を受け、重要な庁務に参画する。

5 総務部、調整部、計画部及び調査部に、各部を通じ、調査官二十人以上以内を置く。

6 調査官は、命を受け、専門的事項の調査に参画する。

(総務部の事務)

第七条 総務部においては、左の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 長官の官印及び庁印を管守すること。

四 公文書を接受し、發送し、編集し、及び保存すること。

五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八 行政の考査を行うこと。

九 こう報に関すること。

十 法令案の審査及び庁務の総合調整に関すること。

十一 前各号に掲げるものの外、審議庁の所掌事務で、他部の所掌に属さない事務に関すること。

(調整部の事務)

第八条 調整部においては、左の事務をつかさどる

一 貿易、外国為替及び国際収支に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

二 産業に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

三 運輸に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

四 財政、通貨及び金融に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

五 外国投資家の投資及事業活動に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

六 物産に関する基本的な政策の企画立案及び総合調整に関すること。

七 国民の合理的な生活水準の策定並びに雇用の増大、労働状態及び国民生活水準の改善その他国民生活の安定に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

八 国際経済協力に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び推進に関すること。

九 前八号に掲げるものの外、二以上の行政機関の経済施策に関連する総合的且つ基本的な政策(特定の行政機関の主管に属するものを除く。)の企画立案並びに経済に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

(計画部の事務)

- 第九条 計画部においては、左の事務をつかさどる。
- 一 長期経済計画の策定に関すること。
 - 二 総合国力の分析及び測定に関すること。
 - 三 電源開発に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。
 - 四 国土総合開発及び国土調査に関すること。
 - 五 特殊土じょう、地帯の災害防除及び振興に関すること。

(調査部の事務)

- 第十条 調査部においては、左の事務をつかさどる。
- 一 内外の経済動向の調査及び分析に関すること。
 - 二 経済統計の作成及び整備に関すること。
 - 三 国民所得等の調査及び分析に関すること。

(附属機関)

- 第十一条 審議庁の附属機関として、経済審議会を置く。
- 2 経済審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済に関する重要な政策、計画等につき調査審議する。
 - 3 経済審議会の組織、所掌事務及び委員については、政令で定める。

(定員)

第十二条 審議庁に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。
- 2 この法律施行の際現に経済安定本部の職員である者は、別に辞命を發せられない場合においては、法律に別段の定めのない限り、同一の勤務条件をもつて、審議庁の職員となるものとする。

資源調査会設置法

(昭和二十七年七月三十一日)
法律第二百六十四号

(設置)

第一条 総理府に、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条第一項に規定する機関として、資源調査会を置く。

(所掌事務)

- 第二条 資源調査会は、左の各号に掲げる事務をつかさどる。
- 一 資源の総合的利用のための方策に関し調査審議する

こと。

- 二 関係各行政機関が樹立する資源の利用計画の総合調整に関し調査審議すること。
- 三 資源調査の計画に関し調査審議すること。
- 四 前各号に規定する事項に関し、調査審議の結果を内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各行政機関の長に対し、勧告し、又は報告すること。
- 五 関係各行政機関が行う各般の経済計画の作成及び国の予算の編成に必要な資源の利用に関する資料を収集整理すること。
- 六 資源の利用に関する内外の資料を収集し、並びに資源の利用に関し周知させ、及び啓発を行うこと。
- 七 その他資源の総合的利用に関すること。
- 2 資源調査会は、前項に規定するものの外、内閣総理大臣の諮問に依り、同項第一号から第三号までに規定する事項に関し調査審議し、その結果を内閣総理大臣に答申する。
- 8 関係各行政機関の長は、その所掌事務を遂行するにあつて必要があると認めるときは、第一項第一号から第三号までに規定する事項に関し、資源調査会の調査審議

を求めることができる。

(資料の提出等の要求)

第三条 資源調査会は、その所掌事務を遂行するために必要があるとき、関係各行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

第四条 資源調査会は、会長、副会長及び委員二十人以内で組織する。

(会長)

第五条 会長は、経済審議庁長官をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理する。

(副会長)

第六条 副会長は、一人とし、学識経験がある者又は関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 副会長は、常勤とする。但し、関係各行政機関の職員のうちから任命された場合又はやむを得ない場合には、非常勤とすることができる。

(委員)

- 第七条 委員は、学識経験がある者又は関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
 - 2 関係各行政機関の職員(教職にある者及び試験研究に従事する者を除く。)のうちから任命される委員の数は、委員の総数の二分の一以下でなければならない。
 - 3 委員は、非常勤とする。
 - 4 学識経験がある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 前項の委員は、再任されることができる。
- (会議)
- 第八条 資源調査会は、会長、副会長及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。会長に事故がある場合には、副会長が、会長、副会長ともに事故がある場合には、会長があらかじめ指名する委員が、会議の議長となる。
 - 3 資源調査会の議事は、会長、副会長及び委員のうち出席した者の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

- 第九条 資源調査会の事務を処理させるため、資源調査会に、事務局を置く。
 - 2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、委員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
 - 4 事務局長は、会長の命を受けて、事務局の事務を掌理する。
- (連絡会議)
- 第十条 資源の利用に関し、資源調査会及び関係各行政機関相互の間の連絡を図るため、資源調査会に、連絡会議を置く。
- (政令への委任)
- 第十一条 この法律に定めるものを除く外、資源調査会に關し必要な事項は、政令で定める。
- 附則
- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。
 - 2 この法律施行の際現に経済安定本部設置法(昭和二十四年法律第六十四号)第十五条に規定する資源調査会の事務局の職員である者は、別に辞令を發せられない場合においては、同一の勤務条件をもつて、資源調査会事務局の職員となるものとする。

保安庁法

(昭和二十七年七月三十一日法律第二百六十五号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第八条)
- 第二章 組織
 - 第一節 内部部局
 - 第一款 通則(第九条)
 - 第二款 長官官房及び各局(第十条—第十七条)
 - 第三款 幕僚監部(第十八条—第二十二条)
 - 第二節 附属機関(第二十三条)
 - 第三節 部隊その他の機関(第二十四条—第二十六条)
 - 第四節 海上公安局(第二十七条)
 - 第三章 職員
 - 第一節 通則(第二十八条—第三十一条)
 - 第二節 任免(第三十二条—第三十七条)
 - 第三節 分限、懲戒及び保障(第三十八条—第四十七条)
 - 第四節 服務(第四十八条—第六十条)
 - 第四章 行動及び権限

保安庁法 (二六五)

第一章 総則

- 第一節 行動(第六十一条—第六十七条)
 - 第二節 権限(第六十八条—第七十七条)
 - 第五章 雑則(第七十八条—第九十条)
 - 第六章 罰則(第九十一条—第九十三条)
- 附則
- (この法律の目的)
- 第一条 この法律は、保安庁の所掌事務の範囲及び権限を定めるとともに、その任務を能率的に遂行するに足る組織及びその職員の身分取扱等を定めることを目的とする。
- (設置)
- 第二条 総理府の外局として、保安庁を置く。
 - (長官)
 - 第三条 保安庁の長は、保安庁長官とし、國務大臣をもつて充てる。
 - 2 保安庁長官(以下「長官」という。)は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、庁務を統括し、所部の職員を任免し、且つ、その服務についてこれを統督する。但し、第一幕僚長又は第二幕僚長の監督を受ける部隊その他の機関

3 前項の任命権の一部は、部内の上級の職員に委任することができる。

(保安庁の任務)

第四条 保安庁は、わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する部隊を管理し、運営し、及びこれに関する事務を行い、あわせて海上における警備救難の事務を行うことを任務とする。

(保安隊及び警備隊)

第五条 この法律において「保安隊」という場合は、長官、次長、長官官房及び各局、第一幕僚監部並びに第一幕僚長の監督を受ける部隊その他の機関を含むものとする。

2 この法律において「警備隊」という場合は、長官、次長、長官官房及び各局、第二幕僚監部並びに第二幕僚長の監督を受ける部隊その他の機関を含むものとする。

8 保安隊は主として陸上において、警備隊は主として海上において、それぞれ行動することを任務とする。
(保安庁の権限)

10 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い必要な措置をとること。

11 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

12 保安庁の公印を制定すること。

13 海上における法令の違反の防止、犯罪の予防及び鎮圧、犯人の捜査及び逮捕並びに海難、天災事変その他救済を必要とする場合において人命及び財産の保護のため必要な措置をとること。

14 前号に規定するものの外、わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動すること。

15 海上の航路障害物及び危険物の除去及び処理を行うこと。

16 保安隊の訓練の目的に適合する場合において、国又は地方公共団体の土木工事を引き受け、及びこれを実施すること。

17 前各号に掲げるものの外、法律(これに基づく命令を含む)に基き保安庁に属させられた権限

(定員)

第七条 保安庁の職員(海上公安局に勤務する職員を除

保安庁法 (二六五)

第六条 保安庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、この権限の行使は、法律(これに基づく命令を含む)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な庁舎、営舎、演習場等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な装備品、船舶、航空機、食糧、需品等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。

八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する文書、統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

く。以下同じ。)の定員(二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く。)は、十一万九千九百四十七人とし、うち十一万人を保安官、七千五百九十人を警備官とする。

(次長)

第八条 保安庁に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。

第二章 組織

第一節 内部部局

第一款 通則

(内部部局)

第九条 保安庁に、長官官房の外、左の四局並びに第一幕僚監部及び第二幕僚監部を置く。

保安局

人事局

経理局

装備局

第二款 長官官房及び各局

(長官官房及び各局の任務)

第十条 長官官房及び各局は、保安隊及び警備隊に関する各般の方針及び基本的な実施計画の作成について長官の行う第一幕僚長又は第二幕僚長に対する指示、保安隊又は警備隊に関する事項に関して第一幕僚長又は第二幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について長官の行う承認並びに保安隊又は警備隊の隊務(長官官房及び各局の所掌事務を除く)保安隊又は警備隊の事務をいう。以下同じ。)に関して長官の行う一般的監督について、長官を補佐する。

(長官官房の事務)

- 第十一条 長官官房においては、保安庁の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。
 - 一 機密に關すること。
 - 二 長官の官印及び庁印の管守に關すること。
 - 三 公文書の接受、發送、編集及び保管に關すること。
 - 四 調査及び統計に關すること。
 - 五 各部局及び機關との連絡調整に關すること。
 - 六 長官官房及び各局の分課及び定員に關すること。
 - 七 長官官房及び各局の職員の人事に關すること。
 - 八 法令案の審査に關すること。

- 九 文書の審査及び進達に關すること。
 - 十 こう報に關すること。
 - 十一 前各号に掲げるものの外、他の部局又は機關の所掌に屬しない事務に關すること。
- (保安局の事務)

第十二条 保安局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 警備に關する計画の基本及び調整に關すること。
 - 二 保安隊及び警備隊の行動の基本に關すること。
 - 三 第一幕僚監部及び第二幕僚監部並びに部隊等の組織、定員、編成、裝備及び配置の基本に關すること。
 - 四 警備に必要な資料及び情報の収集整理に關すること。
 - 五 職員に關する訓練及び教育の基本に關すること。
 - 六 保安研修所に關すること。
 - 七 保安大学校に關すること。
- (人事局の事務)
- 第十三条 人事局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 職員に關する任免、分限、懲戒、服務、規律、監察その他の人事に關すること。
 - 二 礼式、表彰及び職員に關する制服に關すること。

二 裝備品等の補給、維持及び管理の基本に關すること。

三 裝備品等の規格統一及び研究改善の基本に關すること。

四 技術研究所に關すること。

(長官官房及び各局の職員)

第十六条 長官官房に官房長を、各局に局長を置く。
長官官房及び各局に、課長、部員、事務官、技官その他に必要の職員を置く。

- 3 官房長は、命を受け、長官官房の事務を掌理する。
- 4 局長又は課長は、命を受け、局務又は課務を掌理する。
- 5 部員は、命を受け、課務に参画する。
- 6 長官、次長、官房長、局長及び課長は、三等保安士以上の保安官(以下「幹部保安官」という。)又は二等警備士以上の警備官(以下「幹部警備官」という。)の経歴のない者のうちから任用するものとする。

(長官官房及び各局における保安官又は警備官の勤務)

第十七条 長官は、必要があると認めるときは、第一幕僚監部若しくは第二幕僚監部又は保安隊若しくは警備隊の部隊に所属する保安官又は警備官を長官官房及び各局に

- 第十四条 経理局においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 経費及び収入の予算及び決算並びに会計に關すること。
 - 二 会計監査に關すること。
 - 三 行政財産及び物品の会計に關する制度に關すること。
 - 四 施設の取得、維持及び管理の基本に關すること。
 - 五 事務能率の改善の基本に關すること。
- (裝備局の事務)
- 第十五条 裝備局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 裝備品、船舶、航空機、食糧及び需品(以下「裝備品等」という。)並びに役務の調達の基本に關すること。

おいて勤務させることができる。

2 前項の保安官又は警備官は、その職務についてはその勤務を命ぜられた部局の長の指揮監督を、その身分上の事項についてはその所属する部局又は部隊の長の監督を受けるものとする。

第三款 幕僚監部

(幕僚監部)

第十八条 第一幕僚監部は保安隊の隊務に関する長官の幕僚機関とし、第二幕僚監部は警備隊の隊務に関する長官の幕僚機関とする。

2 第一幕僚監部及び第二幕僚監部に、部及び課を置く。

3 前項に定めるものの外、第一幕僚監部及び第二幕僚監部の内部組織は、総理府令で定める。

(幕僚長)

第十九条 第一幕僚監部の長を第一幕僚長とし、第二幕僚監部の長を第二幕僚長とする。

2 第一幕僚長は保安官をもつて、第二幕僚長は警備官をもつて充てる。

3 第一幕僚長又は第二幕僚長は、長官の指揮監督を受け、それぞれ第一幕僚監部又は第二幕僚監部の事務を掌

理し、保安隊又は警備隊の隊務及び所部の職員の服務を監督する。

4 第一幕僚長は保安隊の隊務に関し、第二幕僚長は警備隊の隊務に関し、それぞれ最高の専門的助言者として長官を補佐する。

5 第一幕僚長又は第二幕僚長は、それぞれ部隊等に対する長官の命令を執行する。

(幕僚監部の事務)

第二十条 第一幕僚監部は保安隊について、第二幕僚監部は警備隊について、それぞれ左の事務をつかさどる。

一 教育、訓練、行動、編成、装備、配置、情報、經理、調達、補給及び保健衛生並びに職員の人事及び補充の計画の立案に関すること。

二 隊務の能率的運営の調査及び研究に関すること。

三 部隊等の管理及び運営の調整に関すること。

四 長官が定めた方針又は計画の執行に関すること。

五 その他長官の命じた事項に関すること。

(幕僚監部の職員)

第二十一条 第一幕僚監部に第一幕僚長の外所要の保安官を、第二幕僚監部に第二幕僚長の外所要の警備官を置

く。

2 第一幕僚監部又は第二幕僚監部に、幕僚副長を置くことができる。幕僚副長は、保安官又は警備官をもつて充てる。

3 幕僚副長は、第一幕僚長又は第二幕僚長を助ける。

4 第一項及び第二項の職員の外、第一幕僚監部及び第二幕僚監部に、事務官、技官その他の所要の職員を置く。

(幕僚監部間の連絡)

第二十二条 第一幕僚監部及び第二幕僚監部は、その所掌事務を行うについては、相互に緊密な連絡をとるものとする。

第二節 附属機関

(附属機関)

第二十三条 左の表の上欄に掲げる機関は、保安庁の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

種類	目的
保安研修所	保安隊及び警備隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究をすることにも、幹部保安官、幹部警備官その他の幹部職員を訓練すること。

保安大学校

幹部保安官又は幹部警備官となるべき者を訓練すること。

技術研究所

保安隊及び警備隊の装備品等について技術的研究を行うこと。

2 前項の附属機関の所掌事務、位置及び内部組織は、政令で定める。

3 第一項の附属機関に、その所掌事務を行わせるため保安官又は警備官を置く外、事務官、技官、教官その他の所要の職員を置くことができる。

4 保安大学校の学生(以下「学生」という。)の員数は、第七条に規定する職員の定員外とする。

第三節 部隊その他の機関

(部隊)

第二十四条 保安庁に、保安隊及び警備隊の部隊を置く。

2 前項の部隊の組織及び編成は、政令で定める。

(その他の機関)

第二十五条 保安庁に、第一幕僚長又は第二幕僚長の監督を受ける訓練施設その他の所要の機関を置く。

2 前項の機関の組織及び所掌事務は、政令で定める。

(部隊その他の機関の職員)

第二十六条 部隊及び前条の機関に、保安官又は警備官を置く外、事務官、技官、教官その他の所要の職員を置くことができる。

第四節 海上公安局

(海上公安局)

第二十七条 保安庁に、海上公安局を置く。

2 海上公安局の組織、所掌事務及び権限等については、海上公安局法(昭和二十七年法律第二百六十七号)の定めるところによる。

第三章 職員

第一節 通則

(任命権者)

第二十八条 職員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分は、長官又はその委任を受けた職員が行う。

(事務官、技官及び教官)

第二十九条 事務官は、命を受け、事務に従事する。

2 技官は、命を受け、技術(教育に関するものを除く。)に従事する。

3 教官は、命を受け、教育に従事する。

(保安官及び警備官)

第三十条 保安官又は警備官は、命を受け、それぞれ保安隊又は警備隊の隊務を行う。

2 保安官の階級は、保安監、保安監補、一等保安正、二等保安正、三等保安正、一等保安士、二等保安士、三等保安士、保查長、一等保查及び二等保查とする。

3 警備官の階級は、警備監、警備監補、一等警備正、二等警備正、三等警備正、一等警備士、二等警備士、三等警備士、一等警備士補、二等警備士補、三等警備士補、警查長、一等警查、二等警查及び三等警查とする。

(服制)

第三十一条 保安官、警備官、学生その他その勤務の性質上制服を必要とする職員の服制は、総理府令で定める。

第二節 任免

(職員の採用)

第三十二条 職員の採用は、競争試験によるものとする。但し、競争試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

2 前項の競争試験及び選考その他職員採用の方法及び

手続に關し必要な事項は、総理府令で定める。

(保查長等の任用期間及びその延長)

第三十三条 保查長、一等保查及び二等保查(以上「保查長等」という。)は、二年を期間として任用されるものとする。

2 長官は、保查長等が第六十一条第一項の規定により出勤を命ぜられていた場合その他前項の期間が経過したことに因り保查長等が退職することが保安隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認める場合には、六月以内の期間を限つて、同項の期間を延長することができる。

3 第一項の期間が経過した場合において、保查長等が志願をしたときは、長官の定めるところにより、任用期間を定めて、引き続き任用されることができる。

(職員昇任)

第三十四条 職員昇任は、勤務実績に基く選考又は競争試験によるものとする。

2 前項の選考及び競争試験その他職員昇任の方法及び手続に關し必要な事項は、総理府令で定める。

(欠格条項)

第三十五条 左の各号の一に該当する者は、職員となるこ

とができない。

一 禁治産者及び準禁治産者

二 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることなくなるまでの者

三 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 職員は、前項各号の一に該当するに至つたときは、総理府令で定める場合を除き、当然失職する。

(人事に関する不正行為の禁止)

第三十六条 何人も、職員の任用、休職、復職、退職、免職、補職、懲戒処分その他の人事に関する行為を不正に実現し、又は不正にその実現を妨げる目的をもつて、金銭その他の利益を授受し、提供し、若しくはその授受を要求し、若しくは約束し、脅迫、強制その他これに類する方法を用い、又は公の地位を利用し、若しくはその利用を提供し、要求し、若しくは約束し、あるいはこれらの行為に關与してはならない。

(条件附任用)

第三十七条 職員がその職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなる。

2 条件附任用に關し必要な事項及び条件附採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、総理府令で定める。

第三節 分限、懲戒及び保障

(身分保障)

第三十八条 職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがなく。

- 一 勤務成績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合の外、その職務に必要な適格性を欠く場合
- 四 組織若しくは定員の改廢又は予算の減少に因り、廢職又は過員を生じた場合

第三十九条 職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、休職にされることがない。

- 一 心身の故障のため長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に關し起訴された場合

(休職の効果)

第四十条 休職の期間は、三年をこえない範囲内において、長官又はその委任を受けた職員が定める。但し、前条第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

- 2 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。
- 3 休職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給与を支給しない。
- 4 長官又はその委任を受けた職員は、休職者について休職の事由が消滅したときは、すみやかに、その者を復職させなければならない。

(停年)

第四十一条 保安官及び警備官(保安長等を除く。)は、その階級ごとに政令で定める年齢に達したときに、退職するものとする。

(懲戒処分)

第四十二条 職員が左の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 二 職員たるにふさわしくない行為があつた場合
- 三 その他この法律又はこの法律に基く命令に違反した場合

(懲戒の効果)

第四十三条 停職の期間は、一年以内とする。停職者は、職員としての身分を保有するが、特に命ぜられた場合を除き、職務に従事しない。

- 2 停職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給与を支給しない。
- 3 減給は、一年以内の期間、俸給の三分の一以下を減ずるものとする。

(学生の分限及び懲戒の特例)

第四十四条 保安大学の長(以下本条中「学校長」という。)は、学生が左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、退校又は休学を命ずることができる。

- 一 成績不良で修学の見込がない場合
- 二 心身の故障のため修学に堪えない場合
- 三 刑事事件に關し起訴された場合

2 学校長は、学生が左の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として、退校、停学又は戒告の処分をすることができる。

- 一 学生としての義務に違反し、又は学業を怠つた場合
- 二 学生たるにふさわしくない行為があつた場合
- 三 その他この法律又はこの法律に基く命令に違反した場合

場合

- 3 学生が前二項の規定により退校にされた場合には、当然退職するものとする。
- 4 前項に定めるものの外、学生の分限及び懲戒の効果に關し必要な事項は、政令で定める。

(委任規定)

第四十五条 第四十二条及び前条第二項の規定による懲戒の手續に關し必要な事項は、総理府令で定める。

(審査の請求及び公正審査会)

第四十六条 職員は、その意に反して、降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合に

は、長官に対して、その審査を請求することができる。
2 長官は、前項の審査の請求を受けた場合には、これを公正審査会に付議しなければならない。

3 長官は、前項の規定により付議した処分に対する公正審査会の判定があつたときは、その判定に従つて必要な措置をとらなければならない。

4 公正審査会は、保安庁に置く。
5 審査の請求の手續並びに公正審査会の組織及び運営は、政令で定める。

(適用除外)

第四十七条 第三十八条から第四十条まで及び前条の規定は、条件附採用期間中の職員、臨時的職員及び学生については、適用しない。

第四節 服務

(服務の宣誓)

第四十八条 職員は、総理府令で定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(勤務態勢及び勤務時間等)

第四十九条 職員は、何時でも職務に従事することのできる態勢にならなければならない。

(秘密を守る義務)

第五十四条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

2 職員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表する場合には、長官の許可を受けなければならない。その職を離れた後も、同様とする。

3 前項の許可は、法令に別段の定がある場合を除き、拒むことができない。

(職務に専念する義務)

第五十五条 職員は、法令に別段の定がある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

2 職員は、法令に別段の定がある場合を除き、保安庁以外の国家机关の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職につくことができない。

3 職員は、自己の職務以外の保安庁の職務を行い、又は保安庁以外の国家机关の職を兼ね、若しくは地方公共団体の機関の職につき場合においても、これに因り給与を受けることができない。

2 職員の勤務時間及び休暇は、勤務の性質に応じ、総理府令で定める。

(指定場所に居住する義務)

第五十条 保安官及び警備官は、総理府令で定めるところに従い、長官が指定する場所に居住しなければならない。

(職務遂行の義務)

第五十一条 職員は、法令に従い、誠実にその職務を遂行するものとし、職務上の危険若しくは責任を回避し、又は上司の許可を受けないで職務を離れてはならない。

(上司の命令に従う義務)

第五十二条 職員は、その職務の遂行に当つては、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(品位を保つ義務)

第五十三条 職員は、常に品位を重んじ、いやくも職員としての信用を傷つけ、又は保安隊若しくは警備隊の威信を損するような行為をしてはならない。

2 保安官、警備官及び学生は、長官の定めるところに従い、制服を着用し、服装を常に端正に保たなければならない。

(政治的行為の制限)

第五十六条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてするを問わず、これらの行為に参与し、あるいは選挙権の行使を除く外、政令で定める政治的行為をしてはならない。

2 職員は、公選による公職の候補者となることができない。

3 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

(私企業からの隔離)

第五十七条 職員は、営利を目的とする会社その他の団体の役員若しくは顧問の地位その他これらに相当する地位につき、又は自ら営利企業を営んではならない。

2 職員は、その離職後二年間は、営利を目的とする会社その他の団体の地位で、離職前五年以内に従事していた職務と密接な関係のあるもので総理府令で定めるものについてはならない。但し、総理府令で定める基準に従い行う長官の許可を受けた場合には、この限りでない。

(他の職又は事業の関与制限)

第五十八條 職員は、報酬を受けて、第五十五条第二項に規定する国家机关及び地方公共団体の機関の職並びに前条第一項の地位以外の職又は地位につき、あるいは営利企業以外の事業を行う場合には、総理府令で定める基準に従い行う長官の許可を受けなければならない。

(職員団体の結成等の禁止)

第五十九條 職員は、勤務条件等に関し使用者たる国の利益を代表する者と交渉するための組合その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

2 職員は、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。

3 何人も、前項の行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのかし、若しくはあおつてはならない。

4 前三項の規定に違反する行為をした職員は、その行為の開始とともに、国に対し、法令に基いて保有する任用上の権利をもつて対抗することができない。

(委任規定)

第六十條 本節に定めるものの外、職員の仕事に必要事項は、総理府令で定める。

一部を警備隊の統制下に入れることができる。

(出動待機命令)

第六十三條 長官は、事態が緊迫し、第六十一条第一項に規定する出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対処するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、保安隊又は警備隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができる。

(要請出動)

第六十四條 都道府県知事は、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合には、当該都道府県公安委員会と協議の上、内閣総理大臣に対し保安隊又は警備隊の部隊(「部隊」という。以下同じ)の出動を要請することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊の出動を命ずることができる。

3 都道府県知事は、事態が収まり、部隊の出動の必要がなくなつたと認める場合には、内閣総理大臣に対しすみやかに部隊の撤収を要請しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の要請があつた場合又は部隊の

第四章 行動及び権限

第一節 行動

(命令出動)

第六十一條 内閣総理大臣は、非常事態に際して、治安の維持のため特に必要があると認める場合には、保安隊又は警備隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による出動を命じた場合には、出動を命じた日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。但し、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてすみやかにその承認を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において、不承認の議決があつたとき又は出動の必要がなくなつた場合には、すみやかに保安隊又は警備隊の撤収を命じなければならない。

(海上公安局の統制)

第六十二條 長官は、前条第一項の規定による警備隊の全部又は一部に対する出動命令があつた場合において、特別の必要があると認めるときは、海上公安局の全部又は

出動の必要がなくなつたと認める場合には、すみやかに部隊の撤収を命じなければならない。

5 都道府県知事は、第一項に規定する要請をした場合には、事態が収まつた後、すみやかにその旨を当該都道府県の議会に報告しなければならない。

6 第一項及び第三項に規定する要請の手続は、政令で定める。

(海上における警備行動)

第六十五條 長官は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため緊急の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、警備隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。

(災害派遣)

第六十六條 都道府県知事その他政令で定める者は、天災、地震その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊の派遣を長官又はその指定する者に要請することができる。

2 長官又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊を救援のため派遣することができる。但し、庁舎、営舎その他の保安庁の

施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、同項の要請を待たないで部隊を派遣することができる。

3 第一項の要請の手續は、政令で定める。

(関係機関との連絡及び協力)

第六十七条 第六十一条第一項、第六十四条第二項、第六十五条又は前条第二項の規定により部隊が行動する場合には、当該部隊及びその行動する区域に關係のある都道府県知事、市町村長、警察機関その他の国又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

第二節 権限

(武器の保有及び所持)

第六十八条 保安隊及び警備隊は、その任務の遂行に必要な武器を保有することができる。

2 保安官及び警備官は、その任務の遂行に必要な武器を所持することができる。

(命令出動時の権限)

第六十九条 警察官等職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)の規定は、第六十一条第一項の規定により出

動を命ぜられた保安隊の保安官又は警備隊の警備官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四十二条中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する警察官等職務執行法第七条の規定により保安官又は警備官が武器を使用するには、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条に該当する場合を除き、当該部隊指揮官の命令によらなければならない。

第七十条 第六十一条第一項の規定により出動を命ぜられた保安隊の保安官又は警備隊の警備官は、前条の規定により武器を使用する場合の外、左の各号の一に該当すると認められる相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

一 職務上警護する人、施設又は物件が暴行又は侵害を受け、又は受けようとする明白な危険があり、武器を使用する外、他にこれを排除する適当な手段がない場合
二 多衆集合して暴行若しくは脅迫をし、又は暴行若し

に係る当該事件の継続処理に必要な限度において、司法警察職員として職務を行うことができる。

2 前項の規定により司法警察職員として職務を行う保安官又は警備官のうち、三等保安士補又は三等警備士補以上の者は司法警察員とし、その他の者は司法巡査とする。

(要請出動時の権限)

第七十三条 前条及び警察官等職務執行法の規定は、第六十四条第二項の規定により出動を命ぜられた保安隊又は警備隊の部隊の保安官又は警備官の職務の執行について準用する。この場合において、警察官等職務執行法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替えるものとする。

2 海上公安局法第十一条、第十二条第一項、第二項及び第三項並びに第十三条の規定は、第六十四条第二項の規定により出動を命ぜられた警備隊の部隊の三等警備士補以上の警備官の職務の執行について準用する。

3 第六十九条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

くは脅迫をしよとすの明白な危険があり、武器を使用する外、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第七十一条 海上公安局法第十一条、第十二条第一項、第二項及び第三項並びに第十三条の規定は、第六十一条第一項の規定により出動を命ぜられた警備隊の三等警備士補以上の警備官の職務の執行について準用する。

第七十二条 第六十一条第一項の規定により出動を命ぜられた保安隊の保安官又は警備隊の警備官は、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)に規定する司法警察職員として、現行犯人の外、同法第二百十条の規定により被疑者を逮捕することができる。この場合においては、当該現行犯人又は被疑者をすみやかに(被疑者については、刑事訴訟法第二百十条第一項の規定による逮捕状を得た後すみやかに)権限を有する国家地方警察若しくは自治体警察の警察官若しくは警察吏員又は海上公安官若しくは海上公安官補に引き渡さなければならぬ。但し、これを引き渡すことのできないやむを得ない事情がある場合には、なお引き続き当該現行犯人又は被疑者

(海上における警備行動時の権限)

第七十四条 第七十二条及び警察官等職務執行法第七条の規定は、第六十五条の規定により行動を命ぜられた警備隊の部隊の警備官の職務の執行について準用する。

2 海上公安局法第十一条、第十二条第一項、第二項及び第三項並びに第十三条の規定は、第六十五条の規定により行動を命ぜられた警備隊の部隊の三等警備士補以上の警備官の職務の執行について準用する。

8 第六十九条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

(海上における災害派遣時の権限)

第七十五条 海上公安局法第十一条の規定は、第六十六条第二項の規定により派遣を命ぜられた警備隊の部隊の三等警備士補以上の警備官の職務の執行について準用する。

(武器庫等の防護のための武器の使用)

第七十六条 保安官又は警備官は、保安隊又は警備隊の武器庫、弾薬庫又は火薬庫を職務上警護するに当り、人文は武器庫、弾薬庫若しくは火薬庫を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用すること

ができる。但し、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合の外、人に危害を与えてはならない。

(部内の秩序維持に専従する者の権限)

第七十七条 保安官又は警備官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、左の各号に掲げる犯罪について、第七十二条第二項の例により、刑事訴訟法の規定による司法警察職員として職務を行う。

一 保安官、警備官並びに第一幕僚監部、第二幕僚監部及び部隊等に所属する保安官及び警備官以外の職員並びに学生(以下本条中「職員」という。)の犯した犯罪又は職務に従事中の職員に対する犯罪その他職員の職務に關し職員以外の者の犯した犯罪

二 保安庁(海上公安局を除く。以下本条中同じ。)の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪

三 保安庁の所有し、又は使用する物件に対する犯罪

警察官等職務執行法第七条の規定は、前項の保安官又は警備官の職務の執行について準用する。

第五章 雑則

(募集事務の一部委任)

第七十八条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の指揮監督を受け、保安官

又は警備官の募集に關する事務の一部を行う。

2 都道府県知事は、前項の事務について、市町村長を指揮監督する。

3 内閣総理大臣は、国家地方警察及び自治体警察に對し、保安官又は警備官の募集に關する事務の一部について協力を求めることができる。

4 第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により自治体警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。

(礼式及び表彰)

第七十九条 保安庁の礼式及び表彰に關し必要な事項は、総理府令で定める。

(機雷等の除去)

第八十条 警備隊は、長官の命を受け、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

(土木工事の引受)

第八十一条 長官は、保安隊の訓練の目的に適合する場合

保安庁法 (二六五)

には、国又は地方公共団体の土木工事を引き受け、及びこれを実施することができる。

2 前項の土木工事の引受に關し必要な事項は、政令で定める。

(水路官署及び航路標識官署との関係)

第八十二条 警備隊と水路官署及び航路標識官署は、相互に常に緊密な連絡を保たなければならない。

2 長官は、警備隊の任務遂行上特に必要があると認める場合には、水路官署又は航路標識官署に對し、協力を求めることができる。この場合においては、水路官署又は航路標識官署は、特別の事情のない限り、これに應じなければならない。

(保安庁の船舶及び航空機の標識等)

第八十三条 保安庁の使用する船舶は、番号及び他の船舶と明らかに識別し得るような標識を付し、国旗及び長官の定める旗を掲げなければならない。

2 保安庁の使用する船舶以外の船舶は、前項に規定する標識若しくは旗又はこれらにまぎらわしい標識若しくは旗を付し、又は掲げてはならない。

3 前二項の規定は、保安庁の使用する航空機の標識につ

いて準用する。

4 保安庁の使用する船舶及び航空機の標識及び旗の制式は、官報で告示する。

(火薬類取締法の適用除外及び特例)

第八十四条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)の規定は、第三条、第四条、第七条、第九条第一項及び第二項、第十条から第十三条まで、第十四条第一項、第十五条、第十九条第二項、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三項及び第四項、第三十二条、第三十三条第一項及び第三項、第三十五条、第三十九条第一項並びに第四十六条第二項の規定を除き、保安隊及び警備隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱については、適用しない。

2 保安隊及び警備隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱についての火薬類取締法(前項の規定により適用を除外される規定を除く。)の適用については、政令で特例を定めることができる。

3 長官は、第一項の規定にかかわらず、保安隊及び警備隊が取り扱う火薬類について、火薬類取締法及びこれに基づく命令の規定に準拠して製造、貯蔵、運搬、消費その

とする。

3 保安隊又は警備隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章(第一項の規定により適用を除外される規定を除く。)の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

4 長官は、第一項の規定にかかわらず、保安隊又は警備隊が使用する航空機の安全性及び運航に関する基準、その航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに保安隊又は警備隊が設置する飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、その他航空機に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

5 長官は、前項の規定による基準を定めようとする場合には、あらかじめ運輸大臣と協議するものとする。

(労働組合法等の適用除外)

第八十六条 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)及び船員法(昭和二十二年法律第百号)(第一条、第二条、第七条から第十八条まで、第二十条、第二十五条から第二十七条ま

保安庁法 (二六五)

他の取扱に関する技術上の基準を定め、その他火薬類に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(航空法の適用除外及び特例)

第八十五条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)中第十一条、第二十条第一項、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第三十八条第一項、第六十五条、第六十六条、第八十六条、第九十条、第九十五条、第三百三十二条第一項及び第二項並びに第三百三十四条第一項及び第二項の規定は、保安隊又は警備隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに保安隊又は警備隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。

2 航空法第四十九条から第五十一条までの規定は、保安隊又は警備隊が設置する飛行場について準用する。この場合において、同法第四十九条第一項中「第四十条(第四十三条第二項において準用する場合を含む。)の告示」とあるのは「保安庁長官の告示」と、同法第五十条中「当該飛行場の設置又は第四十三条第一項の施設の変更」とあるのは「当該飛行場の設置又は変更」と読み替えるもの

で、第二百二十二条から第二百五条まで、第二百二十六条(第六号及び第七号を除く。)、第二百二十七条、第二百二十八条(第三号を除く。)、及び第三百三十四条並びにこれらに關する第二百二十条の規定を除く。並びにこれらに基づく命令の規定は、特別職である保安庁の職員については、適用しない。

(船舶安全法の適用除外)

第八十七条 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の規定は、警備隊の使用する船舶については、適用しない。

(船舶職員法の適用除外)

第八十八条 船舶職員法(昭和二十六年法律第四百十九号)の規定は、警備隊の使用する船舶及びこれに乗り組んで船舶職員の業務に従事する職員については、適用しない。

(電波法の適用除外)

第八十九条 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)第百四条の規定にかかわらず、同法の規定のうち、無線局の免許及び検査並びに無線従事者に関するものは、保安隊及び警備隊の使用する移動無線局については、適用しない。

2 長官は、保安隊及び警備隊の移動無線局の使用しようとする周波数については、郵政大臣の承認を受けなければならぬ。

3 保安隊及び警備隊の移動無線局は、前項に規定する周波数の使用について、他の無線局の運用を阻害するような混信を防止するため郵政大臣が定めるところに従うものとする。

(銃砲刀剣類所持取締令の適用除外)

第九十条 銃砲刀剣類所持取締令(昭和二十五年政令第三百三十四号)第二十五条の規定は、保安隊及び警備隊が保有し、並びに保安官及び警備官が所持する銃砲については、適用しない。

第六章 罰則

第九十一条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五十四条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第五十七条の規定に違反した者

三 正当な理由がなくて武器を使用した者

2 前項第一号に掲げる行為を企て、そのかし、又はその

のほう助をした者は、同項の刑に処する。
第九十二条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は禁じに処する。

一 第五十六条第一項の規定に違反した者

二 第五十九条第一項の規定に違反して組合その他の団体を結成した者

三 第五十九条第二項の規定に違反した者

四 第六十一条第一項の規定による出勤命令を受けた者で、上司の職務上の命令に服従しなかつたもの

五 第六十三条の規定による出勤待機命令を受けた者で、正当な理由がなくて職務の場所を離れ七日を過ぎたもの又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて七日を過ぎてなおその場所につかないもの

六 上司の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者
七 正当な権限がなくて又は上司の職務上の命令に違反して部隊を指揮した者

2 前項第二号、第四号若しくは第五号に規定する行為の遂行をそのかし、若しくはそのほう助をした者又は同項第三号、第六号若しくは第七号に規定する行為の遂行

を共謀し、そのかし、若しくはあおり、若しくはこれらの行為を企てた者は、それぞれ同項の刑に処する。

第九十三条 第六十一条第一項の規定による出勤命令を受けた者で、左の各号の一に該当するものは、五年以下の懲役又は禁じに処する。

一 第五十九条第二項の規定に違反した者

二 正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて三日を過ぎてなおその場所につかない者

三 上司の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者

四 正当な権限がなくて又は上司の職務上の命令に違反して部隊を指揮した者

2 前項第二号に規定する行為の遂行をそのかし、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号、第三号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、そのかし、若しくはあおり、若しくはこれらの行為を企てた者は、それぞれ同項の刑に処する。

附則

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。但
保安庁法 (二六五)

し、本則(第七条、第十八条から第二十三条まで及び第七十八條の規定を除く。)中保安隊及び保安官に係る部分、附則第十二項、附則第十三項、附則第十五項及び附則第十六項の規定並びに附則第十四項の規定中保安官に係る部分は、昭和二十七年十月十五日から、第四条中海上に於ける警備救難の事務に係る部分、第六条第十三号、同条第十五号中機雷その他の爆発性の危険物の除去及び処理を除いた海上の航路障害物及び危険物の除去及び処理に係る部分並びに第二十七条の規定は、別に法律で定める日から施行する。

2 警察予備隊は、昭和二十七年八月一日から昭和二十七年十月十四日までの間、保安庁の機関として置かれるものとする。

3 前項の場合において、長官は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、警察予備隊の長としてこれを統括し、所部の職員を任免し、且つ、その服務についてこれを統督する。但し、長官は、警察予備隊の部隊その他の機関を指揮監督するに当つては、第一幕僚長を通じて行うものとする。

4 次長は、前項の規定により長官の行う職務に関し、長

官を補佐する。

5 保安庁の長官官房及び各局は、長官の定めるところにより、附則第三項の規定により長官の行う職務を分掌する。

6 第一幕僚監部は、昭和二十七年八月一日から昭和二十七年十月十四日までの間は、警察予備隊の隊務に関する長官の幕僚機関とする。

7 昭和二十七年八月一日から昭和二十七年十月十四日までの間は、第一幕僚監部並びに保安研修所、保安大学校及び技術研究所に保安官に代えて警察予備隊の警察官を置き、保安研修所は警察予備隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究をし、技術研究所は警察予備隊の装備品等について技術的研究を行うことができるものとする。

8 この法律(附則第一項但書に規定する部分を除く。)施行の際警察予備隊の警察官以外の職員である者は、別に辞令を發せられない場合には、この法律に基く保安庁の相当の職員となるものとする。

9 この法律施行の際、海上警備隊の海上警備官である者は、別に辞令を發せられない場合には、この法律に基く相当の階級の警備官となり、海上警備隊のその他の職員

である者は、この法律に基く保安庁の相当の職員となるものとする。

10 第七条中「保安官」とあるのは、昭和二十七年八月一日から昭和二十七年十月十四日までの間は、「警察予備隊の警察官」と、第七十二条中「海上公安官若しくは海上公安官補」とあるのは、昭和二十七年八月一日から別に法律で定める日までの間は、「海上保安官若しくは海上保安官補」と、第六十二条中「海上公安局」、第八十二条第一項中「水路官署及び航路標識官署」及び同条第二項中「水路官署又は航路標識官署」とあるのは、昭和二十七年八月一日から別に法律で定める日までの間は、「海上保安庁」と読み替えるものとする。

11 警察予備隊令(昭和二十五年政令第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「総理府」を「保安庁」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 警察予備隊の警察官の定員(休職者を除く。)は、十一万人とする。

第五条中「本部及び」を削る。

第六条及び第七条を次のように改める。

第六条及び第七条 削除

第九条を次のように改める。

第九条 削除

附則第八項中「警察予備隊本部長官」を「保安庁長官」に改める。

10 昭和二十七年八月一日から昭和二十七年十月十四日までの間の警察予備隊については、この政令に定めるものの外、保安庁法(昭和二十七年法律第二百六十五号)附則第二項から第七項までの規定によるものとする。

12 警察予備隊令は、廃止する。

13 警察予備隊令廃止の際、警察予備隊の警察官である者は、別に辞令を發せられない場合には、この法律に基く相当の階級の保安官となるものとする。

14 附則第八項、第九項及び前項の規定により警備官、保安官その他の保安庁の職員となつた者に対し、従前の規定に基いてなされた任用上の決定その他の手続は、この法律の相当規定に基いてなされたものとみなす。

15 昭和二十五年十二月において警察予備隊の警察官に採

用され、附則第十三項の規定により引き続いて一等保安士補以下の保安官となる者についての第三十三条第一項の任用期間は、その者が警察予備隊の警察官として採用された日から起算するものとする。

16 前項の者の任用条件、身分及び服務並びにこれらの者に関する罰則の適用については、その任用期間が経過するまでの間は、なお、従前の警察予備隊の警察官に関する規定の例による。

17 昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間において、警察予備隊の警査長以下の警察官に採用される者又はその任用期間が経過し、引き続いて警査長以下の警察官に任用される者で附則第十三項の規定により保査長等となるものについての第三十三条第一項の任用期間は、その者が警察予備隊の警察官として採用された日又は引き続いて任用された日から起算するものとする。

18 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項第十五号中「海上保安庁海上警備隊の職員」を「保安庁(海上公安局を除く。)の職員」に改める。

19 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百五十六条第五項中「警察機関、」の下に「保安庁の機関、」を加える。

20 檢察審査会法(昭和二十三年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

第六条中第十三号を同条第十四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三 保安官及び警備官

21 この附則に定めるものを除く外、この法律施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

保安庁職員給与法

(昭和二十七年七月三十一日
法律第二百六十六号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、保安庁の職員(海上公安局の職員を除く。以下「職員」という。)について、その給与、公務に因る災害補償並びに国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭和二十五年法律第四百十二号)

きその日までの給与をすみやかに職員に支払わなければならない。

第四条 保安庁の次長又は官房長、局長、課長及び部員(以下「官房長等」という。)には、別表第一又は別表第五に定める額の俸給を支給する。

2 保安庁の事務官、技官、教官その他の職員で、次長、官房長等、保安官、警備官、保安大学の学生及び非常勤の者でないもの(以下「事務官等」という。)には、別表第二又は別表第六に定める額の俸給を支給する。

3 保安官及び警備官には、別表第三又は別表第七に定める額の俸給を支給する。

(初任給)

第五条 新たに任用された職員(次長、保安大学の学生及び非常勤の者を除く。以下本条から第九条までにおいて同じ。)の俸給は、その者の属する官職、級、職務の級又は階級(以下「階級等」という。)における俸給の幅の最低号俸による。但し、その者がその属する階級等について必要な最低限度の知識又は経験をこえる知識又は経験を有する場合には、政令で定めるところにより、これよ

保安庁職員給与法 (二六六)

及び国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の特例を定めることを目的とする。

(金銭又は有価物の支給)

第二条 いかなる金銭又は有価物も、この法律に基かないで、職員に支給し、又は無料で貸与してはならない。但し、他の法律に別段の定めのある場合は、この限りでない。

(給与の支払)

第三条 この法律の規定による給与は、別段の定めのある場合を除き、毎月一定の期日に現金で直接職員に支払わなければならない。但し、職員が保安庁法(昭和二十七年法律第二百六十五号)第六十一条第一項若しくは同法第六十四条第二項の規定により出勤を命ぜられている場合又は保安庁の使用する船舶に乗り組んでいる場合には、政令で定めるところにより、職員の収入により生計を維持する者が職員の指定するものにその給与の全部又は一部を支払うことができる。

2 職員が自己又はその収入により生計を維持する者の疾病、災害その他の政令で定める特別の場合の費用に充てるために給与の支払を請求したときは、職員の受けるべ

り上位の号俸によることができる。

(昇給)

第六条 職員が現に受けている号俸を受けるに至つた時から別表第四において職員の区分に従い定める期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する階級等における俸給の幅の中において直近上位の号俸に昇給させることができる。

2 職員の勤務成績が特に良好である場合には、前項の規定にかかわらず、別表第四において職員の区分に従い定める期間を短縮し、若しくはその現に受けている号俸より二号俸以上の上位の号俸まで昇給させ、又はそのいづれをもあわせ行うことができる。

3 職員の俸給額(官房長等及び事務官等にあつては俸給月額、保安官及び警備官にあつては俸給日額をいう。以下同じ。)が、その者の属する階級等における俸給の幅の最高号俸による額である場合又は最高号俸による額をこえている場合には、その者が同一の階級等にある間は、昇給しない。但し、これらの俸給額を受けている職員で、その俸給額を受けた期間が長期にわたるもの、勤務成績が特に良好であるものその他政令で定めるものについて

は、その者の属する階級等における俸給の幅の最高号俸による額をこえて、官房長等については別表第五、事務官等については別表第六、保安官及び警備官については別表第七においてそれぞれその者の俸給額に該当する額に相応する号俸の直近上位の号俸の俸給額に昇給させることができる。

4 前三項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

5 第一項から第三項までの規定の実施について必要な事項は、政令で定める。

(昇任)

第七条 職員が昇任した場合において受けるべき俸給額は、左の各号に定めるところによる。

一 昇任の直前に受けていた俸給額が昇任した階級等における俸給の幅の最低号俸による額に達しない場合には、昇任した階級等における俸給の幅の最低号俸による額

二 昇任の直前に受けていた俸給額が昇任した階級等における俸給の幅の最低号俸による額以上である場合(第三号及び第四号の場合を除く。)には、昇任した階

級等における俸給の幅のうち、昇任の直前に受けていた俸給額の直近上位の額

三 昇任の直前に受けていた俸給額が昇任した階級等における俸給の幅の最高号俸による額と等しい場合には、その額

四 昇任の直前に受けていた俸給額が昇任した階級等における俸給の幅の最高号俸による額をこえている場合には、昇任の直前に受けていた俸給額と同じ額(この額が別表第七の俸給日額の欄に掲げる額のいずれの額にも該当しない場合には、昇任の直前に受けていた俸給日額の別表第七における直近上位の額)

2

一 等保安士補以下の保安官が三等保安士以上の保安官(以下「幹部保安官」という。)に、又は一等警備士補以下の警備官が三等警備士以上の警備官(以下「幹部警備官」という。)に昇任した場合における前項の規定の適用については、同項各号中「昇任の直前に受けていた俸給額」とあるのは、「昇任の直前に受けていた俸給額に八十五円(幹部保安官の候補者である一等保安士補以下の保安官又は幹部警備官の候補者である一等警備士補以下の警備官にあつては、六十五円)を加えた額」とする。

(降任)

第八条 職員が降任した場合において受けるべき俸給額は、左の各号に定めるところによる。

一 降任の直前に受けていた俸給額が降任した階級等における俸給の幅のうちにある号俸による額に該当する場合には、その額

二 降任の直前に受けていた俸給額が降任した階級等における俸給の幅のうちのいずれの号俸による額にも該当しない場合(第三号の場合を除く。)には、降任した階級等における俸給の幅のうち、降任の直前に受けていた俸給額の直近下位の額

三 降任の直前に受けていた俸給額が降任した階級等における俸給の幅の最高号俸による額をこえている場合には、降任した階級等における俸給の幅の最高号俸による額

2 幹部保安官が一等保安士補以下の保安官に、又は幹部警備官が一等警備士補以下の警備官に降任した場合における前項の規定の適用については、同項各号中「降任の直前に受けていた俸給額」とあるのは、「降任の直前に受

保安庁職員給与法 (二六六)

けていた俸給額から八十五円(幹部保安官の候補者である一等保安士補以下の保安官であつた者又は幹部警備官の候補者である一等警備士補以下の警備官であつた者にあつては、六十五円)を減じた額」とする。

第九条

別表第一から別表第三まで(これらの表のそれぞれに対応する別表第五から別表第七までを含む。)のいずれか一の表の適用を受けていた職員がこれらの表のうちの他の表の適用を受ける職員となつた場合におけるその者の俸給額の決定については、政令で定める。

(俸給の支給)

第十条 新たに職員(保安高等学校の学生及び非常勤の者を除く。以下本条及び次条において同じ。)となつた者には、その日から俸給を支給する。但し、職員以外の国家公務員が離職し、即日職員となつたときは、その翌日から俸給を支給する。

2 職員が昇給その他の事由により俸給の額に異動を生じたときは、その日から新たに定められた俸給を支給する。

3 職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで俸給を支給する。

第十一條 次長、官房長等及び事務官等(第二項に規定する者を除く。)の俸給の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までとし、各給与期間につき俸給月額額の半額を支給する。

2 保安官及び警備官並びに政令で定める保安庁の機関又は部隊に勤務する事務官等の給与期間は、月の十六日から翌月の十五日までとし、各給与期間につき俸給日額にその給与期間の日数を乗じて得た額を支給する。

3 前二項の規定にかかわらず、職員が勤務しないときは、政令で定めるところにより特に勤務したものとみなされる場合の外、俸給は、支給しない。

4 前各項に定めるものを除く外、俸給の支給日その他俸給の支給に關して必要な事項は、政令で定める。

(扶養手当)

第十二條 次長、官房長等、事務官等、三等保安士補以上の保安官及び三等警備士補以上の警備官には、これらの者に扶養親族がある場合には、扶養手当を支給する。

2 扶養親族は、左に掲げる者で、他に生計のみちがな

く、且つ、主として前項の職員の扶養を受けているものとする。

一 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

二 十八歳未満の子及び孫

三 六十歳以上の父母及び祖父母

四 十八歳未満の弟妹

五 不具廃疾者

3 次長、官房長等及び事務官等の扶養手当の額は、前項第一号に掲げる者については月額六百円、同項第二号から第五号までに掲げる者については月額四百円(十八歳未満の子一人については、月額六百円)とする。

4 三等保安士補以上の保安官及び三等警備士補以上の警備官の扶養手当の額は、第二項第一号に掲げる者については月額二十円、同項第二号から第五号までに掲げる者については月額十五円(十八歳未満の子一人については、月額二十円)とする。

第十三條 新たに前条第一項の職員となつた者に扶養親族がある場合には、当該職員は、直ちにその旨を保安庁長官(以下「長官」という。)又はその委任を受けた者に届け

出なければならない。同項の職員に左の各号の一に該当する事実が生じた場合も、同様とする。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者があつた場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合

2 扶養手当は、新たに前条第一項の職員となつた者に扶養親族がある場合にはその者が同項の職員となつた日から、同項の職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合にはその事実が生じた日から、それぞれその支給を開始し、又はその支給額を改訂する。但し、当該事実の生じた日から十五日(政令で定める職員については、三十日)を経過した後においてこれに係る同項の届出がなされたときは、その届出を受理した日から、その支給を開始し、又はその支給額を改訂する。

3 扶養手当は、前条第一項の職員に第一項第二号に掲げる事実が生じた場合には、その事実の生じた日の翌日以後は、支給しない。

4 保安庁法第六十一条第一項若しくは同法第六十四条第二項の規定により出勤を命ぜられ、又は保安庁の使用する船舶に乗り組んでいる前条第一項の職員の扶養親族に

保安庁職員給与法 (二六六)

関する届出について必要な事項は、政令で定める。

(勤務地手当)

第十四條 次長、官房長等及び事務官等には、勤務地手当を支給する。

2 一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十二条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法同条第四項中「人事院規則」とあるのは、「政令」と読み替へるものとする。

3 事務官等には、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を支給する。一般職の職員の給与に關する法律第十六条から第十九条までの規定は、この場合について準用する。

(特殊勤務手当)

第十五條 特殊の勤務に従事した職員には、特殊勤務手当を支給する。

2 前項の特殊の勤務の種類、特殊勤務手当の支給を受ける職員の範囲、特殊勤務手当の額その他特殊勤務手当の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

(乗船手当)

第十六條 保安庁の使用する船舶に乗り組むことを命ぜられた警備官又は保安官には、乗船手当を支給する。

2 前項の乗船手当は、その乗船しなかつた日については、政令で定める特に乗船したものとみなされる日を除き、支給しない。

3 第一項の乗船手当の額は、同項の警備官又は保安官の受ける俸給の百分の二十五以内において政令で定める。
(航海手当)

第十七条 保安庁の使用する船舶に乗り組むことを命ぜられた警備官又は保安官には、これらの者が乗り組む船舶が、長官の定める定め、港を出発した日から当該定め、港に帰着するまでの航海を行う日について、航海手当を支給する。

2 前項の航海手当の額は、別表第八に定める額(船長又は船舶の編成の指揮者の職務を行う警備官については、別表第八に定める額にその十分の二を加えた額)とする。

3 第一項の警備官又は保安官には、同項の航海について、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)に規定する旅費を支給しない。

(営外手当)

第十八条 一等保安士補以下の保安官又は一等警備士補以下

下の警備官が保安庁法第五十条の規定により長官の指定する集团的居住場所以外の場所に居住する場合には、その居住する日について、営外手当を支給する。

2 前項の営外手当の額は、日額六十五円とする。

3 第一項の規定にかかわらず、同項の職員が勤務しないときは、政令で定めるところにより特に勤務したものとみなされる日の外、営外手当は、支給しない。
(扶養手当等の支給方法)

第十九条 第十二条から第十四条まで及び第十六条から前条までに定めるものを除く外、職員の扶養手当、勤務地手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、乗船手当、航海手当及び営外手当の支給方法に關し必要な事項は、政令で定める。

(食事の支給)

第二十条 政令で定める職員には、政令で定めるところにより、食事を支給する。

(被服等の支給又は貸与)

第二十一条 政令で定める職員には、その職務の遂行上必要な被服その他これに類する有価物を支給し、又は無料で貸与する。

2 前項の有価物の範囲及び数量並びにその支給又は貸与の条件は、政令で定める。

(療養等)

第二十二条 保安官、警備官及び保安高等学校の学生が公務に因らないうで負傷し、又は疾病にかかつた場合には、国は、国家公務員共済組合法第三十条及び第三十一条の例により、療養の給付又は療養費の支給を行う。

(休職者の給与)

第二十三条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給等(次長、官房長等及び事務官等にあっては俸給、扶養手当及び勤務地手当を、保安官及び警備官にあつては俸給、扶養手当及び営外手当をいう。以下本条及び次条において同じ。)の百分の八十を支給することができる。

3 職員が前二項以外の心身の故障により長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間が満一年

保安庁職員給与法 (二六六)

に達するまでは、これに俸給等の百分の八十を支給することができる。

4 職員が刑事事件に關し起訴され休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給等の百分の六十以内を支給することができる。

5 職員が前四項以外の場合において休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給等の百分の七十以内を支給することができる。
(停職中に勤務することを命ぜられた者の給与)

第二十四条 職員が停職にされた場合において、停職の期間中に勤務することを命ぜられたときは、その勤務した期間これにその者の受けるべき俸給等を支給する。

2 前項の職員が特に勤務することを命ぜられたことに因り第十四条第三項及び第十五条から第十七条までに規定する手当を支給されるべき場合には、前項の俸給等にあってこれらの手当を支給する。

(学生の給与)

第二十五条 保安高等学校の学生には、学生手当を支給する。

2 前項の学生手当の月額額は、二千五百円とする。

3 第一項の学生手当の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

(非常勤の者の給与)

第二十六条 非常勤の職員には、一般職に属する非常勤の職員の例により、給与を支給する。

(国家公務員災害補償法の準用)

第二十七条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の規定(第一条から第三条まで並びに第四条第二項及び第三項第四号の規定を除く。)は、職員(船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員である職員を除く。以下本条及び附則第十項において同じ。)の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた職員に対する福祉施設について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同法第八条中「実施機関」とあるのは「保安庁長官の指定する保安庁の機関(以下「実施機関」という。)」と、同法第二十二條、第二十四條から第二十六條まで及び第二十七條第一項中「人事院」とあるのは「保安庁長官」と、同法第二十七條第一項中「その職員」とあるのは「その命じた職員」と、同法同条第二項中「人事院又は実施機関

の職員」とあるのは「保安庁長官又は実施機関の命じた職員」と、同法第三十三條中「人事院」とあるのは「保安庁」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する国家公務員災害補償法第四条第一項の給与は、次長及び官房長等にあつては俸給、扶養手当及び勤務地手当とし、事務官等にあつては俸給、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当とし、保安官及び警備官にあつては俸給、扶養手当、営外手当(一等保安士補以下の保安官又は一等警備士補以下の警備官であつて営外手当の支給を受けなかつた者にあつては、その支給を受けなかつた期間についての営外手当に相当する額)及び特殊勤務手当とし、その他の職員にあつては政令で定める給与とする。但し、政令で定めるところにより、寒冷地手当及び石炭手当を加えることができる。

(退職手当の特例)

第二十八条 左の表の上欄に掲げる職員がそれぞれ下欄に掲げる日から起算して二年の期間を保査長以下の保安官(以下「保査長等」という。)として勤務(警査長以下の警察予備隊の警察官(以下「警査長等」という。))としての勤務

を含む。)して退職し、又は死亡した場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給日額の百分に相当する額を支給する。

昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間に警査予備隊の二等警査として採用された者	採用された日
昭和二十七年十月十五日から昭和二十八年三月三十一日までの間に二等保査として採用された者	採用された日
昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間に警査長等に任用された者	引き続いて任用された日
昭和二十七年十二月においてその任用期間が経過し、引き続き保査長等として任用された者	引き続いて任用された日

2 前項の表の上欄に掲げる職員が同項に規定する期間が経過する前に左の各号の一に該当するに至つた場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給日額にその者の勤務期間一月につき四日の割合で計算した日数を乗じて得た額を支給する。但し、その者の退職手当の額が第一号に掲げる場合にあつてはその者の死亡

当時の俸給日額の六十日分、第二号に掲げる場合にあつてはその者の退職当時の俸給日額の三十日分に相当する額に満たないときは、その額をもつて退職手当の額とする。

一 公務上死亡した場合
二 公務上の傷、疾病に因りその職に堪えないで退職した場合

3 前項の規定は、昭和二十七年八月一日から昭和二十八年三月三十一日までの間に警査長以下の警備官として採用された者にあつてはその採用された日から、保安庁法附則第九項の規定により警査長以下の警備官となつた者にあつては昭和二十七年八月一日からそれぞれ起算して二年の期間が経過する前において、これらの者が公務上死亡し、又は公務上の傷、疾病に因りその職に堪えないで退職した場合について準用する。

4 保査長等が保安庁法第三十三條第二項の規定によりその任用期間を延長された場合又は同法同条第三項の規定により引き続いて任用された場合には、同法同条第一項の規定による任用期間が経過した日をもつて退職したものとみなし、当該保査長等に第一項に規定する退職手当を支給する。

5 保安庁法第三十三条第二項の規定により保査長等がその任用期間を延長され、その延長された期間を保査長等として勤務して退職し、又は死亡した場合には、退職手当として、前項の規定による退職手当の外、その者の退職又は死亡当時の俸給日額にその延長された期間一月につき四日の割合で計算した日数を乗じて得た額を支給する。

6 昭和二十七年八月一日から昭和二十七年十月十四日までの間においてその任用期間が経過し、一等警察士補、二等警察士補又は三等警察士補（以下「警察士補」という。）として引き続き任用された者及び昭和二十七年十二月においてその任用期間が経過し、一等保安士補、二等保安士補又は三等保安士補（以下「保安士補」という。）として引き続き任用された者がこれらの引き続き任用された日から起算して二年の期間を保安士補として勤務（警察士補としての勤務を含む。）して退職し、又は死亡した場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡時の俸給日額の五十日分に相当する額を支給する。

7 警査長等から警察士補に、保査長等から保安士補に、

については、同法第二条第二項の規定にかかわらず、職員を単位として、総理府に一組合を設ける。

2 保安官、警備官又は保安大学の学生が第二十二条の規定により国から療養の給付又は療養費の支給を受けた場合には、国家公務員共済組合法に規定する共済組合は、同法第三十条及び第三十一条に規定する療養の給付及び療養費の支給は、行わない。

（出動の場合の特別措置）

第三十条 保安庁法第六十一条第一項又は第六十四条第二項の規定により出動を命ぜられた場合における職員の給与及び災害補償等に関し必要な特別の措置については、別に法律で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。
 2 この法律（第二十七条、第二十八条及び附則第十項を除く。）は、昭和二十七年八月一日から昭和二十七年十月十四日までの間は、警察予備隊の警察官については適用しない。

3 昭和二十七年八月一日から昭和二十七年十月十四日までの間における警察予備隊の警察官に対する第二十七条

保安庁職員給与法 (二六六)

警察士補から三等警察士以上の警察予備隊の警察官に、又は保安士補から幹部保安官に昇任した場合における第一項から第四項まで及び前項の規定の適用については必要な退職手当の計算及び支給の方法は、政令で定める。
 8 第一項から第三項まで、第五項及び第六項に規定する期間は、月によつて計算する。

9 本条の規定による退職手当は、左の各号の一に該当する者には支給しない。

一 保安庁法第三十五条第二項の規定による失職（同法同条第一項第一号に該当する場合を除く。）をした者
 二 保安庁法第四十二条の規定による懲戒免職の処分を受けた者

三 保安庁法第五十九条第四項の規定に該当し退職させられた者

10 本条の規定による退職手当の支給を受けた職員に対する国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の適用については、その退職手当の計算の基礎となつた期間は、同法第七条の勤続期間から除算する。

（国家公務員共済組合法の適用）

第二十九条 職員についての国家公務員共済組合法の適用

の規定の適用については、同条第二項中「保安官」とあるのは「警察予備隊の警察官」と、「営外手当」とあるのは「営外給」と、「一等保安士補以下」とあるのは「一等警察士補以下」とする。

4 海上警備隊の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第九十七号）は、廃止する。

5 この法律施行の際保安庁法附則第八項及び第九項の規定により保安庁の職員となる者の級若しくは職務の級又は号俸は、それぞれ警察予備隊令施行令（昭和二十五年政令第二百七十一号）又は旧海上警備隊の職員の給与等に関する法律の規定によりその者が属している級若しくは職務の級又はその者が受けている号俸に対応する級若しくは職務の級又は号俸とする。この場合において、その者が従前受けていた俸給額が、新たにその者が属することとなつた級若しくは職務の級又は階級における俸給額の最高号俸による額をこえている場合においては、その額をもつてその者の俸給額とする。

6 警察予備隊令廃止の際保安庁法附則第十三項の規定により保安官となる者の号俸は、従前の警察予備隊令の規定によりその者が受けている号俸に対応する号俸とする。

- 7 前二項に規定する職員に対し、従前の規定に基いてなされた給与等に関する決定及び手続は、この法律の相当規定に基いてなされたものとみなす。
- 8 保安庁法附則第十五項に規定する保安官に対しては、警察予備隊令施行令第二十条の規定に従い、同条に規定する特別退職手当を支給する。
- 9 警察予備隊の一等警察士補以下の警察官としての在職期間は、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律第七条の勤続期間の計算については、その期間から除算する。保安庁法附則第十五項に規定する保安官の任用期間が経過するまでの在職期間についても、同様とする。
- 10 職員に係る公務上の災害に対する補償に相当する給与又は給付で、この法律施行前において支給すべき事由の生じたものの支給については、なお、従前の例による。但し、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第百六十七号)に基いて国が支給する職員に係る給与のうち公務上の災害に対する補償に相当するものの支給については異議のあ

る者は、長官に対して、審査を請求することができる。国家公務員災害補償法第二十四条から第二十七条までの規定は、この場合について準用する。

11 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「事務次官」の下に、「保安庁次長」を加え、同項第六号を同項第九号とし、同項第七号を同項第十号とし、同項第五号の次に次の三号を加える。

- 六 海上公安官
- 七 保安官
- 八 警備官
- 第二十条第三項中「第七号」を「第十号」に改める。
- 第二十三条第五号を次のように改める。
- 五 一等海上公安士補、二等海上公安士補又ハ三等海上公安士補タル海上公安官及海上保安士タル海上保安官
- 六 一等保安士補、二等保安士補、三等保安士補、保安長、一等保安又ハ二等保安タル保安官
- 七 一等警備士補、二等警備士補、三等警備士補、警

査長、一等警査、二等警査又ハ三等警査タル警備官
第三十八条ノ四第一項第六号中「海上保安庁」を「保安庁及海上保安庁」に改める。

第四十四条に次の一項を加える。
第二十条第二項第七号及第八号並第二十三条第六号及第七号ニ掲グル者ニ付テハ俸給日額ノ三十倍ニ相当スル金額ヲ以テ其ノ号俸ニ対応スル俸給ノ月額トス
第五十九条に次の但書を加える。
但シ第二十条第二項第七号若ハ第八号又ハ第二十三条第六号若ハ第七号ニ掲グル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
第五十九条ノ三第一号中「昇給シタル者」の下に「第三号ニ規定スル者ヲ除ク」を加え、同条に次の一号を加える。

三 保安庁ノ職員(海上公安局ノ職員ヲ除ク)タル公務員ニシテ同一ノ級若ハ職務ノ級又ハ階級ニ於テ其ノ級若ハ職務ノ級又ハ階級ニ於ケル俸給ノ幅ノ最高額ヲ超エ昇給シタルモノニ付テハ保安庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)別表第五、別表第六又ハ別表第七ニ掲グル一号俸又ハ二号俸上位ノ号俸ヲ前条第一項ノ一号俸又ハ二号俸上位ノ号俸

保安庁職員給与法 (二六六)

トス
別表第一号表ノ三に次の一号を加える。
七 航空機ニ乗ジ航空勤務中ノ不可抗力ニ因ル傷痍疾病
12 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。
本則中第三条の次に次の一条を加える。

第四条 この法律の規定は、国家公務員法第二条第三項及び第十五号に規定する職員(政令で定める保安官及び警備官を除く。)で寒冷地に在勤し常時勤務に服する者及び寒冷地に保安庁長官の定める定め、港を有する船舶に乗り組む者について準用する。この場合において、必要な詭替は、政令で定める。
13 国家公務員のための国設宿舎に関する法律(昭和二十四年法律第十七号)の一部を次のように改正する。
第十条第十二号を次のように改める。

十二 削除
14 厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第三十六条第一項但書中「国家公務員災害補償法第十三条」を「国家公務員災害補償法第十三条(保安庁職員給

保安庁職員給与法（二六六）

十一級	一六、六〇〇	一七、二〇〇	一七、八〇〇	一八、四〇〇	一九、〇〇〇	一九、六〇〇
十二級	一九、六〇〇	二〇、四〇〇	二一、二〇〇	二二、〇〇〇	二二、八〇〇	二三、六〇〇
十三級	二三、六〇〇	二四、四〇〇	二五、二〇〇	二六、〇〇〇	二六、八〇〇	二七、六〇〇
十四級	二八、二〇〇	二九、〇〇〇	二九、八〇〇	三〇、六〇〇	三一、四〇〇	三二、二〇〇
十五級	三七、三〇〇	四一、二〇〇	四五、一〇〇	五〇、〇〇〇		

備考
 一 一級から十五級までの各級の区分の基準は、総理府令で定める。
 二 十五級に格付される官職及びその官職を占める事務官等の俸給の号俸は、総理府令で定める。

別表第三 保安官及び警備官俸給表

階級	俸給									
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸
保安監甲	一、七〇〇	一、八五〇	二、〇〇〇	二、一五〇	二、三〇〇	二、四五〇	二、六〇〇	二、七五〇	二、九〇〇	三、〇五〇
保安監乙	一、三〇〇	一、三五〇	一、四〇〇	一、四五〇	一、五〇〇	一、五五〇	一、六〇〇	一、六五〇	一、七〇〇	一、七五〇
保安監補	一、一〇〇	一、一五〇	一、二〇〇	一、二五〇	一、三〇〇	一、三五〇	一、四〇〇	一、四五〇	一、五〇〇	一、五五〇
警備安正	八九〇	九二〇	九七〇	一、〇一〇	一、〇五〇	一、〇九〇	一、一三〇	一、一七〇	一、二一〇	一、二五〇

保安庁職員給与法（二六六）

備考
 保安監及び警備監の甲及び乙の区分は、総理府令で定める。

階級	甲	乙
保安監正	七〇〇	七九〇
保安監正	六四〇	七〇〇
保安監正	五三〇	五七〇
保安監正	四五〇	四八〇
保安監正	三七五	三九〇
保安監正	三〇五	三二〇
保安監正	二六五	二七五
保安監正	二二五	二四〇
保安監正	二〇〇	二一〇
保安監正	一七〇	一七五
保安監正	一五〇	一五五

保安庁職員給与法 (二六六)

別表第六 事務官等通し号俸表

号	俸	俸給月額	号	俸	俸給月額	号	俸	俸給月額
一	三、六〇〇	三、七〇〇	一五	五、二〇〇	二九	八、〇五〇		
二	三、七〇〇	三、八〇〇	一六	五、三〇〇	三〇	八、三〇〇		
三	三、八〇〇	三、九〇〇	一七	五、四〇〇	三一	八、六〇〇		
四	四、〇〇〇	四、一〇〇	一八	五、五〇〇	三二	八、九〇〇		
五	四、一〇〇	四、二〇〇	一九	五、九〇〇	三三	九、二五〇		
六	四、二〇〇	四、三〇〇	二〇	六、一〇〇	三四	九、六〇〇		
七	四、三〇〇	四、四〇〇	二一	六、三〇〇	三五	九、九五〇		
八	四、四〇〇	四、五〇〇	二二	六、五〇〇	三六	一〇、三〇〇		
九	四、五〇〇	四、六〇〇	二三	六、七〇〇	三七	一〇、六五〇		
一〇	四、六〇〇	四、七〇〇	二四	六、九〇〇	三八	一一、〇〇〇		
一一	四、七〇〇	四、八〇〇	二五	七、一〇〇	三九	一一、四〇〇		
一二	四、七五〇	四、八五〇	二六	七、三〇〇	四〇	一一、八〇〇		
一三	四、九〇〇	五、〇〇〇	二七	七、五〇〇	四一	一二、二〇〇		
一四	五、〇五〇	五、一五〇	二八	七、八〇〇	四二	一二、六〇〇		

四四〇

別表第七

保安官及び警備官通し号俸表

号	俸	俸給月額	号	俸	俸給月額
---	---	------	---	---	------

四三	一三、〇〇〇	一三、五〇〇	七二	三六、〇〇〇	三四、七〇〇
四四	一四、〇〇〇	一四、五〇〇	七三	三七、三〇〇	三六、〇〇〇
四五	一四、五〇〇	一五、〇〇〇	七四	三八、六〇〇	三七、三〇〇
四六	一五、〇〇〇	一五、五〇〇	七五	三九、九〇〇	三九、九〇〇
四七	一五、〇〇〇	一六、〇〇〇	七六	四一、二〇〇	四一、二〇〇
四八	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	七七	四二、五〇〇	四二、五〇〇
四九	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	七八	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇
五〇	一六、〇〇〇	一七、二〇〇	七九	四五、五〇〇	四五、五〇〇
五一	一七、二〇〇	一七、八〇〇	八〇	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇
五二	一七、八〇〇	一八、四〇〇	八一	四八、五〇〇	四八、五〇〇
五三	一八、四〇〇	一九、〇〇〇	八二	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
五四	一九、〇〇〇	一九、六〇〇			
五五	一九、六〇〇	二〇、四〇〇			
五六	二〇、四〇〇				

保安庁職員給与法 (二六六)

四四一

階級	警備	警備	警備	警備
手当	監	監	補	補
額	一五〇四			

階級	警備	警備	警備	警備	警備
等級	正	正	正	正	正
額	一二〇四				

別表第八 航海手当日額表

階級	警備	警備	警備	警備	警備	警備	警備	警備	警備
手当	監	監	補	補	補	補	補	補	補
額	七三〇	七六〇	七九〇	八二〇	八五〇	八九〇	九三〇	九七〇	一、〇一〇
額	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七
額	一、一〇〇	一、一五〇	一、二〇〇	一、二五〇	一、三〇〇	一、三五〇	一、四〇〇	一、四五〇	一、五〇〇
額	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七六
額	一、六〇〇	一、六五〇	一、七〇〇	一、七六〇	一、八二〇	一、八八〇	一、九四〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇

階級	警備	警備	警備	警備	警備	警備	警備	警備	警備	警備	警備	警備	警備	警備	警備	警備	警備	警備	警備
手当	監	監	補	補	補	補	補	補	補	補	補	補	補	補	補	補	補	補	補
額	一五〇四	一六〇〇	一六五〇	一七〇〇	一七五〇	一八〇〇	一八五〇	一九〇〇	一九五〇	二〇〇〇	二〇五〇	二一〇〇	二一五〇	二二〇〇	二二五〇	二三〇〇	二三五〇	二四〇〇	二四五〇
額	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五
額	二〇〇	二三五	二四五	二六五	二七五	二八五	二九五	三〇五	三一五	三二五	三三五	三四五	三六五	三七五	三八五	三九五	三九五	三九五	三九五
額	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四八	四八	四八
額	四一〇	四二五	四三五	四四五	四六五	四七五	四八五	四九五	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇

一 等 警 備 士	二 等 警 備 士	三 等 警 備 士	一 等 警 備 士 補	二 等 警 備 士 補	三 等 警 備 士 補	保 査 長	警 査 長	一 等 警 備 士 査	二 等 警 備 士 査	二 等 警 備 士 査	三 等 警 備 士 査	五 五 円
一 〇 〇 円	九 〇 円	八 〇 円	七 〇 円	六 〇 円								

海上公安局法

(昭和二十七年七月三十一日
法律第二百六十七号)

(所掌事務)

- 第一条 海上公安局は、左に掲げる事務を行う機関とする。
- 一 海上(別に法律で定める港の区域を含む。以下同じ)における法令の違反の防止
 - 二 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助に関すること(運輸省の所掌に属するものを除く。)
 - 三 天災事変その他救済を必要とする場合における船舶又は航空機による人命及び財産の保護
 - 四 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)の施行に關すること(運輸省の所掌に属するものを除く。)
 - 五 海上の航路障害物及び危険物の除去及び処理に關すること(機雷その他の爆発性の危険物の除去及び処理を除く。)
 - 六 前二号に掲げるものの外、船舶交通の安全に關すること(運輸省の所掌に属するものを除く。)
 - 七 海上における犯罪を捜査し、及びこれに係る犯人又は被疑者を逮捕すること並びに海上において犯人又は被疑者を逮捕すること。

八 前各号に掲げるものの外、海上における公共の秩序の維持

(位置及び内部組織)

第二条 海上公安局は、東京都に置く。

2 海上公安局の内部組織は、総理府令で定める。

(海上公安局の長)

第三条 海上公安局の長は、第七条第一項の海上公安官のうちから、保安庁長官が命ずる。

2 海上公安局の長は、保安庁長官の指揮監督を受け、部務を掌理する。但し、第一条第一号の事務については、その事務を管理する主任の大臣の指揮監督を受ける。

(海上公安大学校等)

第四条 海上公安局に、海上公安大学校、海上公安学校及び海上公安訓練所を置く。

2 海上公安大学校、海上公安学校及び海上公安訓練所は、海上公安局の職員の訓練を行うための機関とする。

3 海上公安大学校、海上公安学校及び海上公安訓練所の名称、位置及び内部組織は、総理府令で定める。

海上公安局法 (二六七)

(海上公安審議会)

第五条 海上公安局の長の諮問に應じ、第一条各号に掲げる事務に關する重要事項を調査審議するため、海上公安局に、海上公安審議会を置く。

2 海上公安審議会の組織及び運営の方法は、政令で定める。

(地方機関)

第六条 海上公安局に、その事務を分掌させるため、地方海上公安局、地方海上公安部、港長事務所その他の事務所を置く。

2 地方海上公安局の名称及び位置は、別表の通りとする。

3 地方海上公安局の所掌事務の範囲及び内部組織は、総理府令で定める。

4 地方海上公安部、港長事務所その他の事務所の名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、総理府令で定める。

(海上公安局に置かれる職員)

第七条 海上公安局に、海上公安官、海上公安官補その他の職員を置く。

- 2 海上公安官及び海上公安官補は、第一条各号に掲げる事務を行う。
- 3 海上公安局の職員（海上公安局の長を除く。）の任用、免職その他の人事に関する事項は、海上公安局の長が行う。

（海上公安官及び海上公安官補の階級）

第八条 海上公安官の階級は、左の通りとする。

海上公安監

海上公安監補

一等海上公安正

二等海上公安正

三等海上公安正

一等海上公安士

二等海上公安士

三等海上公安士

一等海上公安士補

二等海上公安士補

三等海上公安士補

2 海上公安官補の階級は、左の通りとする。
海上公安員長

第九条 海上公安局の船舶は、海上公安局の事務を遂行するために必要な限度内において、武器を装備することができる。

（船舶）

- 一等海上公安員
- 二等海上公安員
- 三等海上公安員

（共助）

第十条 海上公安局と国家地方警察、自治体警察、税関、水産庁その他の関係行政庁とは、情報の交換その他の方法により、緊密な連絡を保たなければならず、また、犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査又は犯人若しくは被疑者の逮捕並びに人命又は財産の保護のため必要があると認めるときは、相互に、関係職員の派遣その他必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定により協力を求められた海上公安局その他の関係行政庁は、できるだけその求めに応じなければならない。

3 第一項の規定により派遣された職員は、その派遣を求めた行政庁の指揮を受けなければならない。

（協力の請求）

第十一条 海上公安官は、人命又は財産の保護のための措置をとるに際し緊急の必要があるときは、現場の附近にある人又は船舶に対し、労務の提供その他必要な協力を求めることができる。

（立入等）

第十二条 海上公安官は、法令の違反を防止し、又は人命若しくは財産を保護するため特に必要があるときは、船舶に立ち入り、船舶、書類、積荷その他の物件を検査し、且つ、乗組員に対し、その業務に関し必要な質問をすることが出来る。

2 海上公安官は、前項の場合において真にやむを得ないときは、船長又は船長に代つてその職務を行う者に対し、一時、船舶の進行を停止し、又はその出発を中止すべきことを命ずることができる。

3 海上公安官は、船内にある者であつて、異常な挙動その他の事情から判断して、犯罪を犯し若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当の理由のあるもの又は犯罪について知つてしていると認められるものに対し、必要な質問をすることが出来る。

海上公安局法 (二六七)

4 海上公安官は、前三項に規定する権限を行おうとするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

5 海上公安官の服制は、総理府令で定める。

（停船命令等）

第十三条 海上公安官は、海上において犯罪を捜査し、又は犯人若しくは被疑者を逮捕するため真にやむを得ないときは、必要な限度内において、左に掲げる処分をすることが出来る。

一 船長又は船長に代つてその職務を行う者に対し、一時、船舶の進行を停止し、又はその出発を中止すべきことを命ずること。

二 船長又は船長に代つてその職務を行う者に対し、指定する場所に船舶を回航すべきことを命ずること。

三 乗組員その他の者の下船又は乗船を制限すること。

四 船長又は船長に代つてその職務を行う者に対し、積荷の陸揚を命じ、又は積荷の陸揚を制限すること。

（司法警察権）

第十四条 海上公安官及び海上公安官補は、海上において、

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)に規定する司法警察職員として職務を行う。

2 海上公安官及び海上公安官補は、陸上においても、海上における犯罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察職員として職務を行う。

3 前項の権限は、海上において捜査(刑事訴訟法第二百十二条に規定する犯人の追跡を含む。)に着手した犯罪に限り行使することができる。

4 前項の場合において、令状による逮捕、差押、捜索及び検証は、できるだけ、警察官又は警察吏員に囑託して行わなければならない。但し、これらの令状の請求は、この限りでない。

5 前四項の規定により司法警察職員として職務を行う者のうち、海上公安局の長が指定する海上公安官は、司法警察員とし、その他の海上公安官及び海上公安官補は、司法巡査とする。

(武器の所持)

第十五条 海上公安官及び海上公安官補は、その職務を行うために必要な武器を所持することができる。

(武器の使用)

第十六条 海上公安官及び海上公安官補の第九条及び前条の武器の使用については、警察官等職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)第七条を準用する。

(国家公務員共済組合法の適用)

第十七条 海上公安局の職員についての国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の適用については、同法第二条第二項の規定にかかわらず、海上公安局に属する職員を単位として、総理府に一組合を設ける。

(解釈規定)

第十八条 この法律の規定は、警察官又は警察吏員が海上において、犯罪の予防、鎮圧及び捜査並びに犯人又は被疑者の逮捕の権限を行使することを排除するものと解釈してはならない。

附則

1 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

2 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)は、廃止する。

3 関税法(明治三十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の三中「海上保安官」を「海上公安官」に、「海

上保安庁法」を「海上公安局法」に改める。

4 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条の三中「海上保安庁長官」を「海上公安局ノ長」に改め、同条第一項中「部分品(以下爆発物等ト謂フハ)の下に「保安庁ノ行フモノヲ除ク外」を加える。

5 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第四項中「海上保安庁」を「海上公安局」に改める。

6 港則法の一部を次のように改正する。

第二十五条中「海上保安監部その他の管区海上保安本部の事務所」を「地方海上公安局その他の海上公安局の事務所」に改める。

第三十七条の二中「当該港の所在地を管轄する海上保安監部又は運輸省令で定めるその他の管区海上保安本部の事務所」を「総理府令で定める海上公安局の事務所」に改める。

7 港域法(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

海上公安局法 (二六七)

第二項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第一条第二項の港と河川との境界」を「海上公安局法

(昭和二十七年法律第二百六十七号)第一条第一号の港の区域」に改める。

8 たばこ専売法(昭和二十四年法律第一百一十号)の一部を次のように改正する。

第七十九条第三項第二号を次のように改める。
二 海上公安官

9 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号及び別表第三中「海上保安庁職員」を「海上公安局職員」に改める。

10 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項及び第四十六条第一項中「海上保安官」を「海上公安官」に改める。

第五十条第一項及び第五十二条第一項中「海上保安庁長官」を「海上公安局の長」に改める。

11 検疫法(昭和二十六年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の見出し及び同条第一項中「海上保安庁」を「保安庁」に改める

12 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項、第二十三条第二項並びに第五十二条第二項及び第三項中「海上保安官」を「海上公安官」に改める。

13 外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「海上保安官」を「海上公安官」に改める。

14 気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「海上保安庁」を「海上公安局」に改める。

15 海上保安庁の職員は、別に辞令を發せられない限り、この法律の施行の日において、同一俸給をもつて、総理府令で定めるところにより海上公安局の相当の職員になるものとする。

別表

名	称	位	置
第一	地方海上公安局	小樽市	
第二	地方海上公安局	塩釜市	
第三	地方海上公安局	横浜市	
第四	地方海上公安局	名古屋市	
第五	地方海上公安局	神戸市	
第六	地方海上公安局	広島市	
第七	地方海上公安局	門司市	
第八	地方海上公安局	舞鶴市	
第九	地方海上公安局	新潟市	

法務府設置法等の一部を改正する法律

(昭和二十七年七月三十一日法律第二百六十八号)

目次

- 第一条 法務府設置法の一部改正
- 第二条 犯罪者予防更生法の一部改正
- 第三条 更生緊急保護法の一部改正
- 第四条 保護司法の一部改正
- 第五条 恩赦法の一部改正
- 第六条 平和條約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律の一部改正
- 第七条 少年法の一部改正
- 第八条 少年院法の一部改正
- 第九条 外国人登録法の一部改正
- 第十条 出入国管理令の一部改正
- 第十一条 ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正

法務府設置法等の一部を改正する法律 (二六八)

- 第十二条 外務省設置法の一部改正
- 第十三条 裁判所法の一部改正
- 第十四条 判事補の職權の特例等に関する法律の一部改正

- 第十五条 檢察庁法の一部改正
- 第十六条 司法試験法の一部改正
- 第十七条 弁護士法の一部改正
- 第十八条 檢察審査会法の一部改正
- 第十九条 人權擁護委員法の一部改正
- 第二十条 公安審査委員会設置法の一部改正
- 第二十一条 公安調査庁設置法の一部改正
- 第二十二条 国の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の權限等に関する法律の一部改正
- 第二十三条 沖繩關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部改正
- 第二十四条 司法書士法の一部改正
- 第二十五条 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正
- 第二十六条 国家公務員共済組合法の一部改正
- 第二十七条 恩給法の一部改正

- 第二十八条 警察法の一部改正
- 第二十九条 土地調整委員会設置法の一部改正
- 第三十条 旅券法の一部改正
- 第三十一条 租税特別措置法の一部改正
- 第三十二条 国税徴収法の一部改正
- 第三十三条 精神衛生法の一部改正
- 第三十四条 結核予防法の一部改正
- 第三十五条 統計法の一部改正
- 第三十六条 連合国財産の返還等に関する政令の一部改正
- 第三十七条 他の法令の一部改正

附則

(法務府設置法の一部改正)

第一条 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。

法務省設置法

「法務総裁」を「法務大臣」に、「法務府令」を「法務省令」に改める。

第一条から第十一条までを次のように改める。

十一 前各号に掲げるものの外、他の機関に属しない

法務に関する事項

第三条 法務省に、大臣官房及び左の七局を置く。

民事局

刑事局

矯正局

保護局

訟務局

人権擁護局

入国管理局

大臣官房に経理部を置く。

第四条 訟務局及び入国管理局に、次長各一人を置く。
 次長は、局長を助け、局務を整理する。

第五条 大臣官房においては、左の事務を掌る。

- 一 皇統譜副本の保管に関する事項
- 二 機密に関する事項
- 三 大臣の官印及び省印の管守に関する事項
- 四 各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項
- 五 所管行政の考査に関する事項
- 六 最高裁判所との連絡交渉に関する事項

法務府設置法等の一部を改正する法律 (二六八)

第一条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、法務省を設置する。

法務省の長は、法務大臣とする。

第二条 法務省は、左に掲げる国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

- 一 検察に関する事項
- 二 行刑に関する事項
- 三 恩赦及び更生保護に関する事項
- 四 国の利害に係る争訟に関する事項
- 五 国籍、戸籍、住民登録、登記及び供託に関する事項
- 六 人権の擁護に関する事項
- 七 出入国の管理及び外国人の登録に関する事項
- 八 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)の規定による破壊的団体の規制に関する事項
- 九 司法制度及び法務に関する法令案の作成に関する事項
- 十 平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和二十七年法律第三号)の規定による刑の執行及び赦免等に関する事項

七 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項

八 法務に関する法令の周知徹底に関する事項

九 法務省及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝に関する事項

十 涉外事務に関する事項

十一 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事項

十二 司法試験に関する事項

十三 経費及び収入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項

十四 法務省及びその所管各庁の管理に属する財産及び物品に関する事項

十五 職員共済組合その他職員の厚生に関する事項

十六 営繕に関する事項

十七 他の部局の所管に属しない法令案の作成に関する事項

十八 内外の法令並びに司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備及び編纂に関する事項

十九 法務に関する統計に関する事項

二十 法務省においては、前項第十三号乃至第十六号の事務

に関する事項

二十 内外の法令並びに司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備及び編纂に関する事項

二十一 法務に関する統計に関する事項

二十二 法務省においては、前項第十三号乃至第十六号の事務

に関する事項

務を掌る。

第六条 民事局においては、左の事務を掌る。

- 一 国籍に関する事項
- 二 戸籍に関する事項
- 三 住民登録に関する事項
- 四 登記に関する事項
- 五 土地台帳及び家屋台帳に関する事項
- 六 供託に関する事項
- 七 公証に関する事項
- 八 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
- 九 民事に関する法令案の作成に関する事項
- 十 民事に関する事項で他の所管に属しないもの

第七条 刑事局においては、左の事務を掌る。

- 一 檢察事務及び檢察庁に関する事項
- 二 犯罪人の引渡に関する事項
- 三 犯罪捜査の科学的研究に関する事項
- 四 司法警察職員の教養訓練に関する事項
- 五 刑事に関する法令案の作成に関する事項
- 六 犯罪の予防その他刑事に関する事項で他の所管に属しないもの

第八条 矯正局においては、左の事務を掌る。

- 一 犯罪人に対する刑及び拘留の執行その他行刑に関する事項
- 二 刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所に関する事項
- 三 矯正職員の教養訓練に関する事項
- 四 犯罪人の指紋に関する事項
- 五 矯正に関する事項で他の所管に属しないもの
- 六 平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による刑の執行に関する事項

第九条 保護局においては、左の事務を掌る。

- 一 恩赦に関する事項
- 二 仮出獄、仮出場及び仮退院に関する事項
- 三 不定期刑の終了及び退院に関する事項
- 四 保護観察に関する事項
- 五 中央更生保護審査会、地方更生保護委員会及び保護観察所に関する事項
- 六 保護司及び更生保護事業に関する事項
- 七 民間における犯罪予防活動の助長に関する事項
- 八 犯罪者及びその改善更生に関する科学的研究その他

他更生保護に関する事項で他の所管に属しないもの

九 平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による赦免、刑の軽減、仮出所等に関する事項

第十条 訟務局においては、左の事務を掌る。

- 一 民事に関する争訟に関する事項
- 二 行政に関する争訟に関する事項

第十一条 人権擁護局においては、左の事務を掌る。

- 一 人権侵犯事件の調査及び情報の収集に関する事項
- 二 民間における人権擁護運動の助長に関する事項
- 三 人権擁護委員に関する事項
- 四 人身保護、貧困者の訴訟援助その他人権の擁護に関する事項

第十二条の二 入国管理局においては、左の事務を掌る。

- 一 出入国の管理に関する事項
- 二 本邦における外国人の在留に関する事項
- 三 外国人の登録に関する事項
- 四 入国者収容所及び入国管理事務所に関する事項

法務府設置法等の一部を改正する法律 (二六八)

第十一条の三 第五条乃至前条の規定により所掌部局の定まらない事務の所掌については、法務大臣の定めるところによる。

第十一条の四 法務大臣所部の職員に法務に関する専門的研究を行わせ、及び法務大臣所部の職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)に対し、職務上必要な訓練を行う機関として、法務大臣の管理に属する法務研修所を置く。

法務研修所は、これを東京都に置く。法務研修所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第十二条中「中央矯正保護研修所」を「中央矯正研修所」に、「地方矯正保護研修所」を「地方矯正研修所」に、同条第一項中「矯正保護」を「矯正」に改める。

第十三条の二第一項中「第八条第一項、第二項、第三項第一号乃至第八号及び第四項」を「第六条第一号乃至第八号、第十条及び第十一条」に改める。

第十三条の四中「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に改める。

第十三条の五中「矯正保護管区本部」を「矯正管区」に、

同条第一項中「矯正保護局」を「矯正局」に、「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に、同条第二項中「名称及び位置並びに管区の区域」を「名称、位置及び管轄区域」に改める。

第十三条の八及び第十三条の十二を削り、第十三条の十三及び第十三条の十四中「法務府」を「法務省」に改め、第十三条の十四を第十三条の十六とし、第十三条の十三を第十三条の十五とし、第十三条の十一を第十三条の十四とし、第十三条の十を第十三条の十三とし、第十三条の九を第十三条の十二とし、第十三条の七を第十三条の十一とし、第十三条の六の次に次の四条を加える。

第十三条の七 法務大臣の所轄の下に、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百十二号)第三条の事務を掌らせるため、中央更生保護審査会を置く。

中央更生保護審査会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。

第十三条の八 法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法第十二条の事務を掌らせるため、地方更生保護委員会を置く。

地方更生保護委員会の名称、位置及び管轄区域は、

一号及び二号の事務を分掌させるため、入国管理事務所を置き、入国管理事務所の事務を分掌させるため、入国管理事務所の出張所を置く。

入国管理事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表十の通りとし、入国管理事務所の出張所の名称及び位置は、別表十一の通りとする。

入国管理事務所及び出張所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第十七条中「第十三条の十四」を「第十三条の十六」に改める。

別表一中「関東矯正保護研修所」を「関東矯正研修所」に、「近畿矯正保護研修所」を「近畿矯正研修所」に、「中部矯正保護研修所」を「中部矯正研修所」に、「中国矯正保護研修所」を「中国矯正研修所」に、「九州矯正保護研修所」を「九州矯正研修所」に、「東北矯正保護研修所」を「東北矯正研修所」に、「北海道矯正保護研修所」を「北海道矯正研修所」に、「四国矯正保護研修所」を「四国矯正研修所」に改める。

別表二矯正保護審議会の項中「矯正保護審議会」を「矯正審議会」に、「矯正保護」を「矯正」に、「矯正保護施設」

法務府設置法等の一部を改正する法律 (二六八)

別表七の通りとする。

前項に定めるものの外、地方更生保護委員会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。

法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法第十八条の事務を掌らせるため、保護観察所を置く。

保護観察所の名称、位置及び管轄区域は、別表八の通りとする。

法務大臣は、必要と認めるときは、保護観察所の支部を置くことができる。

保護観察所の内部組織並びに支部の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

第十三条の九 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の規定による退去強制令書の執行を受ける者を送還するため一時これらの者を収容する機関として、法務大臣の管理に属する入国者収容所を置く。

入国者収容所の名称及び位置は、別表九の通りとする。

入国者収容所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第十三条の十 法務大臣の管理の下に、第十一条の二第

を「矯正施設」に改め、同項の次に次の二項を加える。

更生保護事業審議会	法務大臣の諮問に応じて、更生保護事業の向上に関する重要事項について調査審議すること。
保護司選考会	法務大臣又は地方更生保護委員会の委員長の諮問に応じて、保護司の委嘱及び解嘱に関する意見を述べること。

別表三札幌法務局の項中「岩見沢市」を「岩見沢市 美唄市」に改め、「美唄町」を削り、「奈井江村」を「奈井江町」に改め、同表旭川地方法務局の項中「上富良野村」を「上富良野町」に、「興部村」を「興部町」に改める。

別表四北方医療刑務所の項中「北方医療刑務所」を「城野医療刑務所」に改める。

別表五東京少年保護鑑別所の項から松山少年保護鑑別所の項までの各項目中「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に改める。

別表六中「管区本部の名称」を「名称」に、「管区本部の位置」を「位置」に、「管区本部の区域」を「管轄区域」に、「矯正保護管区本部」を「矯正管区」に改める。

別表六の次に次の五表を加える。

（別表）七

名 称	位 置	管 轄 区 域
関東地方更生保護委員会	東京都	東京高等裁判所の管轄区域
近畿地方更生保護委員会	大阪市	大阪高等裁判所の管轄区域
中部地方更生保護委員会	名古屋市	名古屋高等裁判所の管轄区域
中国地方更生保護委員会	広島市	広島高等裁判所の管轄区域
九州地方更生保護委員会	福岡市	福岡高等裁判所の管轄区域
東北地方更生保護委員会	仙台市	仙台高等裁判所の管轄区域
北海道地方更生保護委員会	札幌市	札幌高等裁判所の管轄区域
四国地方更生保護委員会	高松市	高松高等裁判所の管轄区域

（別表）八

名 称	位 置	管 轄 区 域
東京保護観察所	東京都	東京地方裁判所の管轄区域
横浜保護観察所	横浜市	横浜地方裁判所の管轄区域
浦和保護観察所	浦和市	浦和地方裁判所の管轄区域

千葉保護観察所	千葉市	千葉地方裁判所の管轄区域
水戸保護観察所	水戸市	水戸地方裁判所の管轄区域
宇都宮保護観察所	宇都宮市	宇都宮地方裁判所の管轄区域
前橋保護観察所	前橋市	前橋地方裁判所の管轄区域
静岡保護観察所	静岡市	静岡地方裁判所の管轄区域
甲府保護観察所	甲府市	甲府地方裁判所の管轄区域
長野保護観察所	長野市	長野地方裁判所の管轄区域
新潟保護観察所	新潟市	新潟地方裁判所の管轄区域
大阪保護観察所	大阪市	大阪地方裁判所の管轄区域
京都保護観察所	京都市	京都地方裁判所の管轄区域
神戸保護観察所	神戸市	神戸地方裁判所の管轄区域
奈良保護観察所	奈良市	奈良地方裁判所の管轄区域
大津保護観察所	大津市	大津地方裁判所の管轄区域
和歌山保護観察所	和歌山市	和歌山地方裁判所の管轄区域
名古屋保護観察所	名古屋市	名古屋地方裁判所の管轄区域

津保護観察所	津市	津地方裁判所の管轄区域
岐阜保護観察所	岐阜市	岐阜地方裁判所の管轄区域
福井保護観察所	福井市	福井地方裁判所の管轄区域
金沢保護観察所	金沢市	金沢地方裁判所の管轄区域
富山保護観察所	富山市	富山地方裁判所の管轄区域
広島保護観察所	広島市	広島地方裁判所の管轄区域
山口保護観察所	山口市	山口地方裁判所の管轄区域
岡山保護観察所	岡山市	岡山地方裁判所の管轄区域
鳥取保護観察所	鳥取市	鳥取地方裁判所の管轄区域
松江保護観察所	松江市	松江地方裁判所の管轄区域
福岡保護観察所	福岡市	福岡地方裁判所の管轄区域
佐賀保護観察所	佐賀市	佐賀地方裁判所の管轄区域
長崎保護観察所	長崎市	長崎地方裁判所の管轄区域
大分保護観察所	大分市	大分地方裁判所の管轄区域
熊本保護観察所	熊本市	熊本地方裁判所の管轄区域

鹿児島保護観察所	鹿児島市	鹿児島地方裁判所の管轄区域
宮崎保護観察所	宮崎市	宮崎地方裁判所の管轄区域
仙台保護観察所	仙台市	仙台地方裁判所の管轄区域
福島保護観察所	福島市	福島地方裁判所の管轄区域
山形保護観察所	山形市	山形地方裁判所の管轄区域
盛岡保護観察所	盛岡市	盛岡地方裁判所の管轄区域
秋田保護観察所	秋田市	秋田地方裁判所の管轄区域
青森保護観察所	青森市	青森地方裁判所の管轄区域
札幌保護観察所	札幌市	札幌地方裁判所の管轄区域
函館保護観察所	函館市	函館地方裁判所の管轄区域
旭川保護観察所	旭川市	旭川地方裁判所の管轄区域
釧路保護観察所	釧路市	釧路地方裁判所の管轄区域
高松保護観察所	高松市	高松地方裁判所の管轄区域
徳島保護観察所	徳島市	徳島地方裁判所の管轄区域
高知保護観察所	高知市	高知地方裁判所の管轄区域

松山保護観察所

松山市

松山地方裁判所の管轄区域

（別表）九

名	称	位置	管轄区域
大村入国者収容所		大村市	
横浜入国者収容所		横浜市	

（別表）十

名	称	位置	管轄区域
札幌入国管理事務所		札幌市	北海道
仙台入国管理事務所		仙台市	宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県
東京入国管理事務所		東京都	東京都 新潟県 埼玉県 群馬県 千葉県 茨城県 栃木県 山梨県 長野県
横浜入国管理事務所		横浜市	神奈川県 静岡県
名古屋入国管理事務所		名古屋市	愛知県 三重県 岐阜県 福井県 石川県 富山県
神戸入国管理事務所		神戸市	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県
高松入国管理事務所		高松市	香川県 愛媛県 徳島県 高知県 岡山県

松江入国管理事務所	松江市	鳥取県 島根県
下関入国管理事務所	下関市	広島県 山口県 福岡県の内門司市
福岡入国管理事務所	福岡市	福岡県（門司市を除く。） 佐賀県 熊本県 大分県 長崎県の内上県郡、下県郡及び壱岐郡
大村入国管理事務所	大村市	長崎県（上県郡、下県郡及び壱岐郡を除く。）
鹿児島入国管理事務所	鹿児島市	宮崎県 鹿児島県

（別表）十一

名	称	位置
札幌入国管理事務所釧路港出張所		釧路市
札幌入国管理事務所小樽港出張所		小樽市
札幌入国管理事務所室蘭港出張所		室蘭市
札幌入国管理事務所函館港出張所		函館市
仙台入国管理事務所青森港出張所		青森市
仙台入国管理事務所釜石港出張所		釜石市
仙台入国管理事務所塩釜港出張所		塩釜市

法務府設置法等の一部を改正する法律（二六八）

東京入国管理事務所東京港出張所	東京都
東京入国管理事務所羽田空港出張所	東京都
横浜入国管理事務所横浜港出張所	横浜市
横浜入国管理事務所横須賀港出張所	横須賀市
横浜入国管理事務所川崎港出張所	川崎市
横浜入国管理事務所清水港出張所	清水市
名古屋入国管理事務所名古屋港出張所	名古屋市
名古屋入国管理事務所四日市港出張所	四日市市
名古屋入国管理事務所敦賀港出張所	敦賀市
神戸入国管理事務所神戸港出張所	神戸市
神戸入国管理事務所大阪港出張所	大阪市
神戸入国管理事務所下津港出張所	和歌山県海草郡下津町
神戸入国管理事務所舞鶴港出張所	舞鶴市
神戸入国管理事務所広畑港出張所	姫路市
高松入国管理事務所宇野港出張所	玉野市

高松入国管理事務所新居浜港出張所	新居浜市
下関入国管理事務所下関港出張所	下関市
下関入国管理事務所広島港出張所	広島市
下関入国管理事務所呉港出張所	呉市
下関入国管理事務所岩国空港出張所	岩国市
下関入国管理事務所徳山港出張所	徳山市
下関入国管理事務所門司港出張所	門司市
福岡入国管理事務所博多港出張所	福岡市
福岡入国管理事務所三池港出張所	大牟田市
福岡入国管理事務所八幡港出張所	八幡市
福岡入国管理事務所津久見港出張所	津久見市
福岡入国管理事務所若松港出張所	若松市
福岡入国管理事務所唐津港出張所	唐津市
大村入国管理事務所長崎港出張所	長崎市
大村入国管理事務所佐世保港出張所	佐世保市

鹿児島入国管理事務所鹿児島港出張所

鹿児島市

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第二条 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第一章 更生保護委員会
第一節 委員会の設置及び組織(第三

目次中

第二節 委員会の権限(第十六条―第

第三節 事務局及びその職員(第二

十条―第二十七条)

「第二章 更生保護の機関

第一節 中央更生保護審査会(第三

第二節 地方更生保護委員会(第十 二条―第十七条)に改める。

第三節 保護観察所等(第十八条―

第二十七条)

第二条を次のように改める。

(運用の基準)

第二条 この法律による更生の措置は、本人の改善及び更生のために必要且つ相当な限度において行うものとすし、その実施に当つては、本人の年齢、経歴、心身の状況、家庭、交友その他の環境等を充分に考慮して、

その者にもつともふさわしい方法を採用しなければなら

ない。

第二章を次のように改める。

第二章 更生保護の機関

第一節 中央更生保護審査会

(審査会の権限及び所掌事務)

第三条 中央更生保護審査会(以下「審査会」という。)は、左に掲げる権限を有し、その権限に関する事務をつかさどる。

一 法務大臣に対し、特赦、特定の者に対する減刑、

刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施に

ついて申出をすること。

二 地方更生保護委員会がした決定につき、この法律

の定めるところにより審査を行い、決定をすること。

三 その他この法律又は他の法律により審査会に属せ

しめられた権限

(審査会の組織)

第四条 審査会は、委員三人で組織する。

(委員の任命)

第五条 委員は、両議院の同意を得て、法務大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、法務大臣は、前項の規定にかかわらず委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において両議院の事後の承認を得られないときは、法務大臣は、その委員を罷免しなければならない。

4 委員の任命については、そのうち二人以上が同一政党に属する者となることとなつてはならない。

(委員の任期)

第六条 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の職務)

第七条 委員は、非常勤とする。

法務府設置法等の一部を改正する法律 (二六八)

(委員の罷免)

第八条 法務大臣は、委員が禁治産、準禁治産若しくは破産の宣告を受け、又は禁こ以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

2 法務大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

3 法務大臣は、委員のうち二人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が一人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免するものとする。

4 前項の規定は、政党所属関係に異動のなかつた委員の地位に影響を及ぼすものではない。

(委員長)

第九条 審査会に、委員長を置く。委員長は、委員の互選により、法務大臣が命ずる。

2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 委員長の職務は、委員長に事故があるときは、委員

四六七

長があらかじめ定めておいた順序により、委員が行う。
(議決その他)

第十条 審査会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 審査会の議決は、委員の過半数の意見による。

3 審査会がその権能として行う調査又は審理は、審査会の指名により、いずれか一人の委員で行うことができる。
(庶務)

第十一条 審査会の庶務は、法務省保護局において処理する。

第二節 地方更生保護委員会

(地方委員会の権限及び所掌事務)

第十二条 地方更生保護委員会(以下「地方委員会」という。)は、左に掲げる権限を有し、その権限に関する事務をつかさどる。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十八条及び第三十条第一項にいう行政官庁として、仮出獄及び仮出場を許し、並びに仮出獄の処分を取り消すこと。

二 長期と短期を定めて言い渡された刑につき、その刑の執行を受け終つたものとする処分を行うこと。

三 仮退院及び退院を許すこと。

四 その他この法律又は他の法律により地方委員会に属せしめられた権限

2 地方委員会は、前項に掲げるものの外、保護観察所の事務の監督に関する事務及びこの法律又は他の法律により地方委員会の所掌に属せしめられた事務をつかさどる。
(地方委員会の組織)

第十三条 地方委員会は、三人以上九人以下の委員で組織する。
(地方委員の任期)

第十四条 地方委員の任期は、三年とする。
(委員長)

第十五条 地方委員会に、委員長を置く。委員長は、地方委員のうちから法務大臣が命ずる。

2 委員長は、会務を総理し、その地方委員会を代表する。

3 委員長の職務は、委員長に事故があるときは、委員

長があらかじめ定めておいた順序により、地方委員が行う。
(決定その他の議決)

第十六条 地方委員会は、この法律の規定により決定をもつてなすべき処分(第四十三条の規定による申請を含む。)に関しては、地方委員三人で構成する合議体で、その権限を行う。

2 合議体の評決は、その合議体を構成する地方委員の過半数の意見による。

3 合議体の決定は、決定書を作成して行わなければならない。

4 第一項の処分に関するものを除く外、地方委員会の所掌に属せしめられた事務の処理は、地方委員会の議決によるものとする。

5 第十条第十一項及び第二項の規定は、地方委員会の議決に、同条第三項の規定は、第一項の合議体に、それぞれ準用する。
(事務局)

第十七条 地方委員会に、事務局を置く。

2 地方委員のうち法務大臣の指名する者は、事務局長
法務府設置法等の一部を改正する法律 (二六八)

として、地方委員会の指揮監督を受け、事務局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

3 事務局の内部組織は、法務省令で定める。
第三節 保護観察所等

(保護観察所)

第十八条 保護観察所は、左の事務をつかさどる。

一 この法律の定めるところにより、保護観察を実施すること。

二 犯罪の予防を図るため、世論を啓発指導し、社会環境の改善に努め、及び犯罪の予防を目的とする地方の住民の活動を助長すること。

三 その他この法律又は他の法律により保護観察所の所掌に属せしめられた事務
(調査官、保護観察官)

第十九条 法務省保護局に調査官を置き、地方委員会の事務局及び保護観察所に保護観察官を置く。

2 調査官は、犯罪者及びその改善更生に関する科学的研究に従事し、保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、

保護観察、人格考査その他犯罪者の更生保護及び犯罪の予防に関する事務に従事する。

(保護司)

第二十条 保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司は、保護観察官で充分でないところを補い、地方委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受けて、それぞれ地方委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するものとする。

第二十一条から第二十七条まで 削除

第二十八条中「中央委員会の定める規則に従い、」を削り、「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「地方委員会」に改める。

第二十九条中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に、「委員」を「地方委員」に改める。

第三十条第二項及び第三項中「委員」を「地方委員」に、同条第二項中「中央委員会の規則」を「法務省令」に改める。

第三十一条中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に、同条第三項中「中央委員会の規則」を「法務省令」に改め、同項但書を削る。

第三十二条第一項に次の但書を加え、同条第二項を削る。

但し、本人が重病又は重傷である場合には、この限りでない。

第三十三条第一項中「中央委員会の監督の下で、」を削る。

第三十四条第二項中「第三十一条第三項若しくは第三十八条第一項の規定により地方少年委員会若しくは地方成人委員会が定めた遵守事項」を「第三十一条第三項又は第三十八条第一項の規定により定められた特別の遵守事項」に改める。

第三十六条第二項を次のように改める。

2 前項第五号の措置は、本人の家族に対しては、その承諾がなければ、行つてはならない。

第三十七条第一項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「保護観察所」に改め、同条第二項を削る。

第三十八条第一項中「地方少年委員会」は、決定をもつて、中央委員会の規則の定める範囲内で、「保護観察所の長は、その処分をした裁判所の意見を聞き、法務省令の定める範囲内で、」に、同条第二項中「地方少年委員

会は、前項の決定をしたときは、」を「保護観察所の長は、前項の特別の事項を定めたとときは、」に、「同条第三項中「第三十一条第三項但書」を「第三十二条但書」に、「前二項」を「前項」に改める。

第四十条第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」及び同条第二項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「保護観察所の長」に改める。

第四十一条第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会又は保護観察所の長」に、同条第二項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」及び同条第三項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「地方委員会」に改める。

第四十一条の二第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会及び保護観察所の長」に改める。

第四十二条第一項及び第二項中「地方少年委員会」を「保護観察所の長」に改める。

第四十二条の二第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に、「決定をもつて、」を「保護観察所の長の申請により、決定をもつて、」に、同条第

法務府設置法等の一部を改正する法律 (二六八)

二項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」並びに同条第五項及び第六項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に改める。

第四十三条第一項中「その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会は、」及び同条第二項中「その者の保護観察をつかさどる地方成人委員会は、」を「地方委員会は、保護観察所の長の申出により、」に改める。

第四十四条第一項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「保護観察所の所在地を管轄する地方委員会」に改め、同条第二項中「決定は、」の下に「保護観察所の長の申請により、且つ、」を加える。

第四十五条第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に、同条第二項中「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に、同条第五項中「地方少年委員会又は地方成人委員会の一人の委員で、」を「地方委員会の指名により、いずれか一人の地方委員で、」に改める。

第四十六条の見出しを「(檢察官への通告)」に、同条中「地方少年委員会」を「保護観察所の長」に改める。

第四十七条第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に、「少年院の長から退院の申請が

あつた場合において、仮退院中の者についてはいつでも、「少年院の長から、仮退院中の者については保護観察所の長から、退院の申請があつた場合において、」に改める。

第四十八条第一項中「その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会又は地方成人委員会は、」を「地方委員会は、保護観察所の長の申請により、」に、同条第二項中「青少年については地方少年委員会、成人については地方成人委員会は、」及び同条第三項中「地方少年委員会及び地方成人委員会は、」を「地方委員会は、」に改める。

第四十九条第一項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「地方委員会」に、「中央委員会」を「審査会」に、同条第二項中「中央委員会の規則で」を「法務省令の」に改める。

第五十条中「中央委員会」を「審査会」に、同条第三項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「地方委員会」に改める。

第五十一条第一項及び第二項中「中央委員会」を「審査会」に、同条第二項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「地方委員会」に改める。

2 審査会及び地方委員会は、それぞれ、その職務権限に属する事項の調査について必要があると認めるときは、裁判所、検察官、監獄の長及び少年院の長に対し、記録、書類、意見書及び報告書の提出を求めるところができる。

第五十八条第一項中「中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権に關してなした申出、」を「審査会及び地方委員会は、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権に關してなした申出、」に改める。

第五十九条中「中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会」を「審査会、地方委員会及び保護観察所」に改める。

第六十条第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「保護観察所の長」に改める。

(更生緊急保護法の一部改正)

第三条 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

法務府設置法等の一部を改正する法律 (二六八)

第五十二条中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「保護観察所の長」に改める。

第五十三条第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「保護観察所の長」に、同条第二項中「第三十七条第一項」を「第三十七条」に改める。

第五十四条第一項中「中央委員会は、法務総裁に対し、」を「審査会は、法務大臣に対し、」に改める。

第五十五条第一項中「中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会」を「審査会及び地方委員会」に改める。

第五十五条の二第一項中「中央委員会、地方少年委員会又は地方成人委員会」を「審査会又は地方委員会」に改める。

第五十七条を次のように改める。

(協力の要請等)

第五十七条 審査会、地方委員会及び保護観察所の長は、それぞれ、その権限又は所掌に属する事務を完全に行うため、公務所、地方公共団体、学校、病院、公共の衛生福祉機関又はその他の団体に対し、必要な援助及び協力を求めることができる。

第三条第二項中「二十三歳未満の者に対しては、少年保護観察所長が、二十三歳以上の者に対しては、成人保護観察所長が、それぞれ、中央更生保護委員会(以下「中央委員会」という。)及び地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の監督のもとに、」を「保護観察所の長が地方更生保護委員会の監督のもとに、」に改める。

第四条第一項、第三項及び第四項中「少年保護観察所長又は成人保護観察所長」を「保護観察所の長」に改め、同条第四項中「地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会」を削る。

第五条第一項中「中央委員会」を「法務大臣」に、同条第二項及び第三項中「中央委員会は、」を「法務大臣は、」に、同条第二項第四号から第六号までの各号中「中央委員会の規則」を「法務省令」に改める。

第六条第一項中「少年保護観察所長又は成人保護観察所長」及び同条第二項中「地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会」を「保護観察所の長」に改める。

第七条第一項及び第三項中「中央委員会」を「法務大臣」に改める。

第八条第一項、第三項及び第四項中「中央委員会」を

「法務大臣」に、同条第一項中「二月末日迄に前年度の事業の成績を、会計年度の終了後六十日以内に前会計年度の経理状況を、」を「会計年度の終了後六十日以内に前会計年度の経理の状況及び事業の成績を」に、同条第二項中「中央委員会の規則」を「法務省令」に、同条第三項中「地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の職員」を「所部の職員」に改める。

第九条第一項、第三項、第四項及び第六項中「中央委員会」を「法務大臣」に改める。

第十条第二項中「中央委員会」を「法務大臣」に改める。

第十一条第二項中「中央委員会」を「法務大臣」に、「審議会」を「更生保護事業審議会（以下「審議会」という。）」に、同項第二号中「規則」を「法務省令」に、同条第三項中「法務総裁」を「法務大臣」に改め、同条中第一項及び第四項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第十二条第一項及び第二項中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

第十三条第一項中「少年保護観察所長又は成人保護観察所長」を「保護観察所の長」に改める。

第十四条第一項及び第三項中「中央委員会」を「法務大臣」に改める。

「臣」に、「その規則」を「法務省令」に改める。

第十五条中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

第十九条中「中央委員会の規則」を「法務省令」に改める。

（保護司法の一部改正）

第四条 保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（保護司の使命）

第一条 保護司は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。

第二条第一項中「中央更生保護委員会（以下「中央委員会」という。）」を「法務大臣」に、同条第三項中「中央委員会が地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の意見を聞いて」を「法務大臣がその土地の人口、経済、犯罪の状況その他の事情を考慮して」に改め、同条第四項を削る。

第十一条第二項中「中央委員会の規則」を「法務省令」に改める。

第十二条第一項及び第二項中「中央委員会の委員長」を「法務大臣」に改める。

第十三条中「法務総裁は、中央委員会の意見を聞き、」を「法務大臣は、」に改める。

第十四条中（中央委員会の規則）を「法務省令」に改める。

（恩赦法の一部改正）

第五条 恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「中央更生保護委員会」を「中央更生保護審査会」に改める。

第十三条中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

（平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律の一部改正）

第六条 平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭和二十七年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

「法務大臣」に、同条第一項中「中央委員会の委員長」を「法務大臣」に、同条第二項中「地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会」を「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」に改める。

第九条第一項を次のように改める。

保護司は、その使命を自覚し、常に人格識見の向上とその職務を行うために必要な知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもつてその職務を遂行しなければならない。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

法務府設置法等の一部を改正する法律（二六八）

「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

六 審査会 法務大臣の所轄の下に置かれている中央更生保護審査会をいう。

第三条中「委員会」を「審査会」に改める。

第十七条第一項及び第四項中「委員会」を「審査会」に、同条第一項中「その規則」及び同条第三項中「委員会の規則」を「法務省令」に改める。

第十八条中「委員会」を「審査会」に、同条第一項中「その規則」を「法務省令」に改める。

第十九条中「委員会」を「審査会」に改める。

第二十条中「委員会は、」を「審査会は、」に、「委員会の規則」を「法務省令」に改める。

第二十一条第一項中「委員会」を「法務大臣」に改める。

第二十二条第二項、第三項及び第五項、第二十三条第一項から第三項まで及び第五項並びに第二十四条第一項中「委員会」を「審査会」に改める。

第二十五条第一項中「委員会」を「審査会」に、「その規則」を「法務省令」に改める。

第二十六条並びに第二十七条第一項及び第二項中「委

員会」を「審査会」に改める。

第二十九条第一項及び第二項中「委員会」を「審査会」に、「その規則」を「法務省令」に改める。

第三十条第一項、第二項及び第四項中「委員会」を「審査会」に改める。

第三十一条中「委員会は、」を「審査会は、」に、「委員会の規則」を「法務省令」に改める。

第三十二条中「委員会」を「審査会」に改める。

第三十三条第一項、第二項及び第四項から第六項までの各項目中「委員会」を「審査会」に、同条第三項中「法務府令」及び第四項中「その規則」を「法務省令」に改める。

第三十六条の見出しを「（法務省令等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

この法律及び前条の規定に基く政令で定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な事項は、法務省令で定める。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 削除

（少年法の一部改正）

第七条 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を

次のように改正する。

「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に改める。

第二十四条第一項第一号中「地方少年保護委員会」を「保護観察所」に、同条第二項中「地方少年保護委員会」を「保護観察所の長」に改める。

第二十六条第一項中「法務府事務官、法務府教官」を「法務事務官、法務教官」に改める。

第二十七条の二第二項中「地方少年保護委員会又は教護院、養護施設若しくは少年院」を「保護観察所、教護院、養護施設又は少年院」に改める。

第二十八条中「地方少年保護委員会」を「保護観察所」に改める。

（少年院法の一部改正）

第八条 少年院法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

「法務総裁」を「法務大臣」に、「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に改める。

第十条第一項中「その少年院所在地の矯正保護管区長」を「その少年院所在地を管轄する矯正管区の長」に、同条第三項中「その少年院所在地の地方少年保護委員会」を

法務府設置法等の一部を改正する法律（二六八）

「その少年院所在地を管轄する地方更生保護委員会」に改め、同項但書を削る。

第十二条第一項及び第二項中「地方少年保護委員会」を「地方更生保護委員会」に改め、同条第三項を削る。

第十三条第一項中「地方少年保護委員会」を「地方更生保護委員会、保護観察所の長」に、同条第三項中「その少年院所在地の矯正保護管区長」を「その少年院所在地を管轄する矯正管区の長」に改める。

第十六条の二第一項中「少年院の長及び地方少年保護委員会」を「少年院の長、地方更生保護委員会及び保護観察所の長」に、同条第二項中「法務府令」を「法務省令」に改める。

（外国人登録法の一部改正）

第九条 外国人登録法（昭和二十七年法律第二十五号）の

一部を次のように改正する。

「外務省令」を「法務省令」に、「入国管理庁長官」を「法務大臣」に改める。

第十二条第一項中「入国管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）」を「出入国管理令」に改める。

第十三条第二項中「入国管理庁設置令」を「出入国管理令」に改める。

（出入国管理令の一部改正）

第十条 出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

「外務省令」を「法務省令」に、「外務大臣」及び「長官」を「法務大臣」に改める。

目次中「第八章 補則（第六十二条―第六十九条）」を「第八節 補則（第六十一条の二―第六十九条）」に改める。

第二条第十号中「入国管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）第九条」を「第六十一条の二」に、同条第十号中「入国管理庁設置令第十条」を「第六十一条の三」に、同条第十五号中「入国管理庁設置令第十五条」を「法務省設置法（昭和二十三年法律第九十三号）第十三条の九」に、同条第十六号中「入国管理庁設置令第十六条第三項」を「第六十一条の六」に改める。

第四条第五項中「入国管理庁長官（以下「長官」といふ。）」を「法務大臣」に改める。

第五条第一項第九号中「第二十四条第一項各号」を「第二十四条各号」に、同条第十号中「第二十四条第一項第四

号」を「第二十四条第四号」に改める。

第三項を次のように改め、第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とする。

3 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があり、且つ、第四条第一項第六号、第七号、第十二号又は第十三号に該当する者としての在留資格への変更の申請については、当該在留資格に属する者の行うべき活動に係る行政の所管大臣と協議し、当該外国人がその在留資格に該当すると認められたときに限り、これを許可することができる。

第二十二條の二第三項中「第二十条第三項から第七項まで」を「第二十条第三項から第五項まで」に改め、「同条第五項中」を削り、「同条第六項」を「同条第四項」に、「同条第七項」を「同条第五項」に改める。

第二十四條第一項第七号中「第二十条第六項」を「第二十条第四項」に改め、同条第二項を削る。

第二十七條、第三十一条第三項、第三十九条第一項、第四十三條第一項及び第四十五条第一項中「第二十四条

も、職務を行うことができる。

（入国警備官）

第六十一条の三 入国者收容所及び入国管理事務所に、

入国警備官を置く。

2 入国警備官は、左の事務を行う。

一 入国、上陸又は在留に関する違反事件を調査すること。

二 收容令書及び退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者を收容し、護送し、及び送還すること。

三 入国者收容所、收容場その他の施設を警備すること。

3 前条第三項の規定は、入国警備官に準用する。

4 入国警備官は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）及び一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の規定の適用については、警察職員とする。

5 入国警備官の階級は、国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第八十号）に基く職務の分類が定められるまでは、政令で定める。

第一項各号」を「第二十四条各号」に改める。

第四十六條中「第二十四条第一項第一号」を「第二十四条第一号」に改める。

第四十七條第一項及び第二項中「第二十四条第一項各号」を「第二十四条各号」に改める。

第五十九條第一項第二号中「第二十四条第一項第五号」を「第二十四条第五号」に、同項第三号中「第二十四条第一項各号」を「第二十四条各号」に改める。

第八章中第六十二条の前に次の七条を加える。

（入国審査官）

第六十一条の二 入国者收容所及び入国管理事務所に、

入国審査官を置く。

2 入国審査官は、左の事務を行う。

一 上陸及び退去強制についての審査及び口頭審理を行うこと。

二 收容令書又は退去強制令書を発付すること。

三 收容令書又は退去強制令書の発付を受けて收容されている者を仮放免すること。

3 入国管理事務所に置かれた入国審査官は、必要があるときは、その入国管理事務所の管轄区域外において

法務府設置法等の一部を改正する法律（二六八）

(武器の携帯及び使用)

第六十一条の四 入国審査官及び入国警備官は、その職務を行うに当り、武器を携帯することができる。

2 入国審査官及び入国警備官は、その職務の執行に關し、その事態に應じ、合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、左の各号の一に該当する場合を除く外、人に危害を加えてはならない。

一 刑法第三十六条又は第三十七条に該当するとき。

二 収容令書又は退去強制令書の執行を受ける者がその者に対する入国審査官若しくは入国警備官の職務の執行に対して抵抗しようとする場合又は第三者がその者を逃がそうとして入国審査官若しくは入国警備官に抵抗する場合において、これを防止するため他の手段がないと入国審査官又は入国警備官において信ずるに足りる相当の理由があるとき。

(制服及び証票)

第六十一条の五 入国審査官及び入国警備官がその職務を執行する場合においては、この政令又は外国人登録法に特別の規定がある場合の外、制服を着用し、又は

るときは、被收容者の身体、所持品又は衣類を検査し、及びその所持品又は衣類を領置することができる。

5 入国者收容所長又は入国管理事務所長は、入国者收容所又は收容場の保安上必要があると認めるときは、被收容者の発受する通信を檢閲し、及びその発受を禁止し、又は制限することができる。

6 前各項に規定するものを除く外、被收容者の処遇に關し必要な事項は、法務省令で定める。

(關係行政機關の協力)

第六十一条の八 法務省入国管理局、入国者收容所又は入国管理事務所の長は、国家地方警察、自治体警察、海上公安局、税関その他の關係行政機關に対し、この政令の規定による事務の遂行に關して、必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定による協力を求められた關係行政機關は、本来の任務の遂行を妨げない範圍において、できるだけその求に應じなければならない。

第六十二条第一項中「第二十四条第一項各号」を「第二十四条各号」に、同条第三項中「矯正保護施設」を「矯正施

法務府設置法等の一部を改正する法律 (二六八)

その身分を示す証票を携帯しなければならない。

2 前項の証票は、職務の執行を受ける者の要求があるときは、その者にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の制服及び証票の様式は、法務省令で定める。

(收容場)

第六十一条の六 入国管理事務所に、收容令書の執行を受ける者を收容する收容場を設ける。

(被收容者の処遇)

第六十一条の七 入国者收容所又は收容場に收容されてゐる者(以下「被收容者」という。)には、入国者收容所又は收容場の保安上支障がない範圍内においてできる限りの自由が与えられなければならない。

2 被收容者には、一定の寝具を貸与し、及び一定の糧食を給与するものとする。

3 被收容者に対する給養は、適正でなければならない。入国者收容所又は收容場の設備は、衛生的でなければならない。

4 入国者收容所長又は入国管理事務所長は、入国者收容所又は收容場の保安上又は衛生上必要があると認め

設」に、同条第四項中「地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の事務局長」を「地方更生保護委員会」に改め、同項中「その委員会が」を削る。

第六十三条第一項中「第二十四条第一項各号」を「第二十四条各号」に改める。

第六十四条第二項中「矯正保護施設」を「矯正施設」に改める。

第六十七条及び第七十条第八号中「第二十条第六項」を「第二十条第四項」に改める。

附則第四項中「同条第一項第一号」を「同条第一号」に改める。

(ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く外務省關係諸命令の措置に關する法律の一部改正)

第十一条 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く外務省關係諸命令の措置に關する法律(昭和二十七年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「入国管理庁長官」を「法務大臣」に改める。

(外務省設置法の一部改正)

第十二条 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 外局(第二十條・第二十一條)」を「第三章 削除」に改める。

第四條第二十号を次のように改める。

二十 制除

第三章を次のように改める

第三章 削除

第二十条及び第二十一条 削除

(裁判所法の一部改正)

第十三条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項中「法務府の各長官、法務総裁官房長、法務府事務官又は法務府教官」を「法務省の事務次官、法務事務官又は法務教官」に改める。

第四十二条第二項及び第四十四条第一項第四号中「法務府事務官又は法務府教官」を「法務事務官又は法務教官」に改める。

(判事補の職権の特例等に関する法律の一部改正)

第十四条 判事補の職権の特例等に関する法律(昭和二十

三年法律第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

第二条第四項中「法務府教官」を「法務教官」に改める。

第三条の二及び第五条第一項中「衆議院若しくは参議院の法制局参事」の下に「、法制局参事官」を加える。

(検察庁法の一部改正)

第十五条 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

第十九条第一項第三号中「法務府の各長官、法務総裁官房長」を「法務省の事務次官」に、「法務府事務官、法務府教官」を「法務事務官、法務教官」に改める。

第二十三条第四項中「法務府」を「法務省」に改める。

(司法試験法の一部改正)

第十六条 司法試験法(昭和二十四年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

第十三条第二項中「法務総裁官房長」を「法務事務次官」に改める。

第十六条中「法務総裁官房」を「法務大臣官房」に改める。

改める。

(公安審査委員会設置法の一部改正)

第二十条 公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「法務府」を「法務省」に改める。

(公安調査庁設置法の一部改正)

第二十一条 公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「法務府」を「法務省」に改める。

第十条第三項及び第十三条中「法務府令」を「法務省令」に改める。

(国の利害に係る訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部改正)

第二十二条 国の利害に係る訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

次の題名を附する。

国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律

「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

(弁護士法の一部改正)

第十七条 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「法務府事務官」を「法務事務官」に、「法務府研修所」を「法務研修所」に、「又は衆議院若しくは参議院の法制局参事」を「、衆議院若しくは参議院の法制局参事又は法制局参事官」に改める。

(檢察審査会法の一部改正)

第十八条 檢察審査会法(昭和二十三年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「中央更生保護委員会、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会」を「中央更生保護審査会、地方更生保護委員会及び保護観察所」に、同条第八号中「法務府」を「法務省」に改める。

(人権擁護委員法の一部改正)

第十九条 人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三百三十九号)の一部を次のように改正する。

「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

第十一条第三号中「法務府人権擁護局」を「法務大臣」に改める。

法務府設置法等の一部を改正する法律 (二六八)

法務府設置法等の一部を改正する法律（二六八）

四八四

（沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部改正）

第二十三条 沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（昭和二十三年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「法務府令」を「法務省令」に、同項及び同条第三項中「法務府事務官」を「法務事務官」に、同条第一項及び第二項中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。
（司法書士法の一部改正）

第二十四条 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

第五条中「法務府令」を「法務省令」に改める。

第十五条の二第一項及び第二項並びに第十五条の三中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

第十八条中「法務府令」を「法務省令」に改める。
附則第三項中「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第二十五条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「矯正保護職員」を「矯正職員」に改める。
第七条中「法務総裁」を削る。

別表第三中「矯正保護職員」を「矯正職員」に改める。
（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十六条 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「法務府」を削り、同条第二項第三号を次のように改める。

三 矯正管区、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、中央矯正研修所及び地方矯正研修所に属する職員 法務省

第三条第二項中「法務総裁」を削る。
（恩給法の一部改正）

第二十七条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三号中「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

（警察法の一部改正）

第二十八条 警察法（昭和二十二年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第七号中「及び法務庁」を削る。

第九条中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。
（土地調整委員会設置法の一部改正）

第二十九条 土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第五十八条の見出し中「法務総裁」を「法務大臣」に、同条中「国の利害に係る訴訟」についての法務総裁の権限等に関する法律を「国の利害に係る訴訟」についての法務大臣の権限等に関する法律」に改める。
（旅券法の一部改正）

第三十条 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「法務府」及び「法務総裁」を削る。

第十三条第二項中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。
（租税特別措置法の一部改正）

第三十一条 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

法務府設置法等の一部を改正する法律（二六八）

第九条の三中「中央更生保護委員会」を「法務大臣」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第三十二条 国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条ノ四第五項中「昭和二十二年法律第九十四号（国ノ利害ニ関係アル訴訟ニ付テノ法務総裁ノ権限等ニ関スル法律）」を「国の利害に係る訴訟」についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）に改める。
（精神衛生法の一部改正）

第三十三条 精神衛生法（昭和二十五年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条（矯正保護施設の長の通報）」を「第二十六条中（矯正施設の長の通報）」に改める。

第二十六条中「矯正保護施設」を「矯正施設」に、「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に改める。

第五十条中「矯正保護施設」を「矯正施設」に改める。
（結核予防法の一部改正）

第三十四条 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

四八五

一部を次のように改正する。

第四条第一項中「矯正保護施設」を「矯正施設」に改める。

(統計法の一部改正)

第三十五条 統計法(昭和二十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「法務府」を削る。

(連合国財産の返還等に関する政令の一部改正)

第三十六条 連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「法務総裁」を削る。

第三十一条第十項中「法務府令」を「法務省令」に改める。

(他の法令の一部改正)

第三十七条 左の法令中「法務総裁」を「法務大臣」に、「法務府令」を「法務省令」に改める。

一 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)

二 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)

三 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある

財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号)

2 左の法律中「法務総裁」を「法務大臣」に、「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

一 供託法(明治三十二年法律第十五号)

二 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)

三 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)

四 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)

3 左の法令中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

一 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)

二 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)

三 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)

四 小切手法(昭和八年法律第五十七号)

五 国籍法(昭和二十五年法律第四百十七号)

六 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)

七 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)

八 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)

九 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)

十 住民登録法(昭和二十六年法律第二百十八号)

十一 商法(明治三十二年法律第四十八号)

十二 手形法(昭和七年法律第二十号)

十三 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)

十四 連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令(昭和二十三年政令第二百九十八号)

十五 学校施設の確保に関する政令(昭和二十四年政令第三十四号)

十六 閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)

4 左の法令中「法務府令」を「法務省令」に改める。

一 土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)

二 家屋台帳法(昭和二十二年法律第三十一号)

三 国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする

供託の特例に関する政令(昭和二十五年政令第二十二号)

四 ドイツ財産管理令(昭和二十五年政令第二百五十二号)

5 左の法律中「法務府」及び「法務総裁」を削る。

一 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)

法務府設置法等の一部を改正する法律 (二六八)

6 二 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)

左の法律中「法務総裁」を削る。

一 官庁官制法(昭和二十六年法律第八十一号)

二 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)

三 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律百十四号)

四 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)

五 内閣法(昭和二十二年法律第五号)

7 左の法律中「国の利害に係る訴訟」についての法務総裁の権限等に関する法律を「国の利害に係る訴訟」に改める。

一 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)

二 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)

三 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)

四 資産再評価法(昭和二十五年法律百十号)

五 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)

六 富裕税法(昭和二十五年法律第七十四号)

附則

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

四八七

- 2 入国管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）は、廃止する。
- 3 従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。
- 4 この法律の施行前における法務府の各長官、法務総裁官房長、法務府事務官及び法務府教官の在職は、裁判所法第四十一条、第四十二条（判事補の職権の特例等に関する法律第一条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十四条、検察庁法第十九条、弁護士法第五条並びに司法書士法第二条の規定の適用については、それぞれ法務省の事務次官、法務事務官及び法務教官の在職とみなす。
- 5 他の法令中「法務府」とあるのは「法務省」と、「法務総裁」とあるのは「法務大臣」と、「法務府令」とあるのは「法務省令」と、「法務府事務官」とあるのは「法務事務官」と、「法務府教官」とあるのは「法務教官」と、「法務府技官」とあるのは、「法務技官」と読み替えるものとする。
- 6 従前の入国管理庁設置令の規定に基き制定された命令でこの法律の施行の際現に効力を有するもののうち、この法律による改正後の出入国管理令にその規定に相当する規定があるものは、この法律による改正後の出入国管理令の規定に基き制定されたものとみなす。

大蔵省設置法の一部を改正する法律

（昭和二十七年七月三十一日法律第二百六十九号）

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則（第一条—第四条）

- 第二章 本省
 - 第一節 内部部局（第五条—第十三条）
 - 第二節 附属機関（第十四条—第十七条）
 - 第三節 地方支分部局（第十八条—第二十六条）
 - 第一款 財務局（第十九条—第二十二条）
 - 第二款 税関（第二十三条—第二十六条）
 - 第三節 税関（第二十三条—第二十六条）
 - 第三節 税関（第二十三条—第二十六条）
 - 第三章 国税庁
 - 第一節 総則（第二十七条—第二十九条）
 - 第二節 内部部局（第三十条—第三十八条）
 - 第三節 附属機関（第三十九条—第四十一条）
 - 第四節 地方支分部局（第四十二条—第四十七条）
 - 第四章 職員（第四十八条—第四十九条）
- 附則
- 第三条第四号を同条第五号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同条第三号の次に次の一号を加える。
- 四 外国為替
- 第四条第十七号を削り、同条第十八号を同条第十七号とし、以下同条第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十三号を次のように改める。
- 二十二 法令の定めるところに従い、国税庁の所属職員

大蔵省設置法の一部を改正する法律（二六九）

（協議団以外の国税庁及び国税局の附属機関の職員を除く。以下同じ。）の職務に関係のある犯罪について捜査を行い、必要な措置をとること。

二十三 酒類の製造業及び販売業を免許し、これらを営む者を監督すること。

第四条第三十一号を次のように改める。

三十一 賠償、外貨債その他の涉外負債及び在外資金その他の在外資産に関する財務を管理すること。

第四条第三十六号を次のように改める。

三十六 貨幣及び紙幣を発行し、日本銀行券の発行を監督すること。

第四条第五十号を同条第五十七号とし、同条第四十一号中「株式又は社債」を「有価証券」に改め、同号を同条第五十号とし、同条第四十二号を削り、同条第四十三号を同条第五十一号とし、同条第四十四号を削り、同条第四十五号を同条第五十二号とし、同条第四十六号中「貴金属の精製、配給」を「金地金の配給、貴金属の精製」に改め、同号を同条第五十三号とし、同条第四十七号中「証券類」の下に「及び印刷物」を加え、同号を同条第五十四号とし、同条第四十八号中「その他の印刷物」を「広報宣伝資料等の政府刊

行物」に改め、同号を同条第五十五号とし、同条第四十九号中「印刷庁」を「印刷局」に改め、同号を同条第五十六号とし、同条第三十八号から第四十号までを次のように改める。

- 三十八 特別の法律により設立された金融機関を監督すること。
- 三十九 金融機関の融資及び金利を規制すること。
- 四十 大蔵省の所管に属する物資の価格の統制を行うこと。
- 四十一 外国為替資金を管理及び運営し、その他外貨資金を管理すること。
- 四十二 外国為替相場を決定し、維持すること。
- 四十三 対外取引の決済条件を定めること。
- 四十四 所掌事務に係る外国為替の管理をすること。
- 四十五 外国為替予算案(貿易に係る部分を除く。)を作成し、外国為替予算案の準備に関する事務の取りまとめを行うこと。
- 四十六 外国投資家の投資及び事業活動を調整すること。
- 四十七 証券取引所を登録し、これを監督すること。

四十八 証券業者及び証券業協会を登録し、これらを監督すること。

四十九 証券投資信託の委託会社を登録し、これを監督すること。
第五条第一項中「五局」を「六局」に、「銀行局」を「銀行局」に改め、同条第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第六条を次のように改める。

(特別な職)

- 第六条 本省に財務参事官一人を置く。
- 2 財務参事官は、命を受け、大蔵省の所掌事務のうち第四条第三十一号に掲げる権限に属する事項その他国際的に処理を要する事項に係るものの総合調整を行う。
- 3 大臣官房に官房長を置く。
- 4 官房長は、命を受け、大臣官房の事務を掌理する。
- 5 大臣官房に日本専売公社監理官一人を置く。
- 6 日本専売公社監理官は、命を受け、専売制度を調査、企画及び立案し、日本専売公社を監督する。
- 7 主計局に次長二人、理財局に次長一人を置く。
- 8 次長は、局長を助け、局務を整理する。

第七条第一項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六 専売品(アルコールを除く。)の価格の決定に関すること。

第七条第二項を削る。

第八条第八号を削り、同条第九号を同条第八号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第九条第一項第五号中「保税倉庫」を「指定保税地域、特許上屋、保税倉庫」に改め、同号を同項第六号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 租税収入の見積及び決算の調査を行うこと。

第九条第二項中「第三号から第八号まで」を「第四号から第九号まで」に改める。

第十条第五号中「(国民貯蓄債券を除く。以下第六号において同じ。)」を削り、同条第十号から第二十二号までを次のように改める。

- 十 紙幣類似証券の取締を行うこと。
- 十一 金の買取及び売渡並びに使用、取引及び輸出入を

大蔵省設置法の一部を改正する法律 (二六九)

規制すること。

十二 金地金(齒科用金地金を除く。)の価格を決定すること。

十三 資金運用部資金を管理及び運用すること。

十四 米国対日援助見返資金を管理並びに運用及び使用すること。

十五 産業資金の需給を調整すること。

十六 企業会計の基準の設定、原価計算の統一その他企業の経理に関すること。

十七 商品券の取締を行うこと。

十八 社債等の登録を行うこと。

十九 証券取引制度を調査、企画及び立案すること。

二十 証券取引所を登録し、これを監督すること。

二十一 証券業者及び証券業協会を登録し、これらを監督すること。

二十二 証券投資信託の委託会社を登録し、これを監督すること。

二十三 有価証券の発行に関する届出書又は報告書を審査し、必要な措置をとること。

二十四 公認会計士(会計士補を含む。)及び計理士の登

録及び監督を行うこと。
 二十五 政府契約に基く支払の遅延防止に関し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。
 二十六 平和回復に伴い処理を要する賠償、外貨債その他の渉外負債に関する財務を管理すること。
 二十七 平和回復に伴い処理を要する在外資金、渉外債権その他の在外資産に関する財務を管理すること。
 二十八 在外公館等借入金返済の返済に関すること。
 二十九 外国に居住する本邦人(外国に本店を有する本邦法人を含む。)が本邦内に有する財産を管理すること。

第十一条第八号を削り、同条第九号を同条第八号とし、以下同条第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十二号中の「取得又は賃借」を「に関する権利の取得」に改め、同号を同条第十一号とする。

第十二条第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、以下同項第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十四号及び第十五号を削り、同項第十六号を同項第十三号とし、同項第十七号を同項第十四号とし、同項第十八号を削り、同条第二項中「第三号から第六号」を「第二号から第

五号」に、「第八号から第十号」を「第七号から第九号」に改める。

第三章中「第三章 外局」を「第三章 国税庁」に改め、同章中第二十四条、第一節、第一節の二、「第二節 国税庁、第一節 内部部局」、「第三款 附属機関」、「第四款 地方支分部局」、第三節及び第四節を削り、第三十六条を第四十二条とし、同条の前に次の節名を加へる。

第四節 地方支分部局

第三十七条を第四十三条とする。
 第三十八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、大蔵省令で定める国税局には、調査監察部を置かないことができる。

第三十八条を第四十四条とし、第三十八条の二を第四十五条とする。

第三十九条第一項の表中地方酒類審議会の項中「類別及び種別」を「及び種別」に改め、同条を第四十六条とする。

第四十条第二項中「税務署」を「税務署及び税務署の支署」に、「管轄区域及び」を「管轄区域、所掌事務の範囲及び」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項

を加える。

2 税務署の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、税務署の支署を置く。

第四十条を第四十七条とし、第四十一条を削る。

第三十三条の四を第三十九条とし、同条の前に次の節名を加える。

第三節 附属機関

第三十四条を第四十条とする。

第三十五条第一項の表中中央酒類審議会の項中「、類別及び種別」を「及び種別」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十二条に次の一号を加え、同条を第三十四条とする。

五 酒類の価格を決定すること。

第三十二条の二第二号中「価格差益」の下に「及び物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二十條に規定する割増金」を加え、同条を第三十五条とする。

第三十三条を第三十六条とする。

第三十三条の二第一項中「第三十条」を「第三十二条」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十三条の三を第三十八条とする。

大蔵省設置法の一部を改正する法律 (二六九)

第三十条第八号中「第三十三条の三」を「第三十八条」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十一条を第三十三条とし、第二十九条の二を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とし、同条の前に次の節名を加える。

第二節 内部部局

第二十八条中「第二十一号から第二十三号まで及び第四十四号」を「第二十号から第二十三号まで及び第四十号(酒類に係る場合に限る。)」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十七条を第二十八条とし、同条の前に次のように加える。

第一節 総則

(設置)

第二十七条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基いて、大蔵省の外局として、国税庁を置く。

第二十一条を第二十四条とし、第二十二條を第二十五条とし、第二十三条を第二十六条とする。

第二十条中「第一項第三号から第八号」を「第一項第一号及び第二号に掲げるもの(関税及びとん税に関するものに限る。)」並びに同条第四号から第九号」に改め、同条第三号

中「外国為替及び外国貿易管理法」の下に「昭和二十四年法律第二百二十八号」を加え、同条を第二十三条とする。

第十八条及び第十九条を削り、第十四条を第十八条とする。

第十五条中「証券取引委員会及び公認会計士管理委員会」を削り、「第一項第三号から第八号まで」を「第一項第一号から第九号まで」に改め、同条を第十九条とする。

第十六条を第二十条とし、第十七条を第二十一条とし、同条の次に次の一条を加へる。

(財務部及び財務局又は財務部の出張所)

第二十二条 財務局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務部を置く。

2 財務局又は財務部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務局又は財務部の出張所を置く。

3 財務部及び財務局又は財務部の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、大蔵省令で定める。

第十三条の見出しを「(その他の附属機関)」に改め、同条第一項中「左の表」を「第十四条に規定するものの外、左の表」に改め、同項の表金利調整審議会の項中「(貸金業者の

公認会計士 審査会	大蔵大臣の諮問に依りて公認会計士制度の運営及び公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の規定による公認会計士等に対する懲戒処分に関する調査審議し、並びに公認会計士試験及び特別公認会計士試験を行うこと。
--------------	--

改め、同条を第十七条とし、第二章第二節中同条の前に次の三条を加える。

(附属機関)

第十四条 本省に、附属機関として、左の機関を置く。

- 造幣局
- 印刷局

(造幣局)

第十五条 造幣局は、造幣事業を行う機関とし、左の事務をつかさどる。

- 一 貨幣を製造し、旧貨幣等を鋳つぶすこと。
- 二 貨幣、貨幣地金及び貴金属の地金を出納保管すること。

三 金地金を配給すること。

四 章は、記章、極印、合金及び金属工芸品を製造すること。

大蔵省設置法の一部を改正する法律 (二六九)

貸付の利率及び媒介の手数料を含む。」を削り、同表中

在外公館等 借入金評価 審議会	大蔵大臣の諮問に依りて、在外公館等借入金の返済の準備に資するため必要な、当該借入金を表示する現地に必要の評價に関する事項を調査審議すること。
在外公館等 借入金評価 審議会	大蔵大臣の諮問に依りて、在外公館等借入金の返済の準備に資するため必要な、当該借入金を表示する現地に必要の評價に関する事項を調査審議すること。
企業会計審 議会	企業会計の基準の設定及び原価計算の統一その他企業会計制度の整備改善に関する調査審議し、又は大蔵大臣の諮問に依りて必要な勧告及び報告を行うこと。
証券取引審 議会	大蔵大臣の諮問に依りて、有価証券の発行及び売買その他の取引に関する重要事項に関し、調査審議すること。
外国為替審 議会	大蔵大臣の諮問に依りて、外国為替の管理に関する重要事項に関し、調査審議すること。
外資審議会	大蔵大臣の諮問に依りて、本邦に対する外国資本の投下に関する重要事項に関し、調査審議すること。

ること。

五 貴金属の地金及び陶たかすを精製すること。

六 貴金属及び製品の品位を証明すること。

七 貨幣地金その他の物品の試金を行うこと。

八 重要金属の地金及び鉱物を分析及び試験すること。

2 造幣局は、その所掌事務を遂行するため、第四条第一号から第十二号まで、第五十二号及び第五十三号に掲げる権限を行使する。

3 造幣局の長は、造幣局長とする。

4 造幣局は、大阪市に置く。

5 造幣局に、左の二部を置く。

- 総務部
- 作業部

6 造幣局に、その所掌する作業に関する研究、講習及び指導を行わせるため、研究所を、造幣局内職員診療を行わせるため、病院を置く。

7 造幣局の所掌事務の一部を分掌させるため、東京都及び広島県佐伯郡五日市町に造幣局の支局を、熊本市に造幣局の出張所を置く。

8 造幣局の研究所及び病院の名称、位置及び内部組織並

びに造幣局の支局及び出張所の名称及び内部組織は、大蔵省令で定める。

（印刷局）

第十六条 印刷局は、印刷事業を行う機関とし、左の事務をつかさどる。

- 一 日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他証券類及び印刷物を製造すること。
- 二 官報、法令全書、広報宣伝資料等の政府刊行物を編集、製造及び発行すること。
- 三 印刷局の業務上必要な用紙を製造すること。
- 四 寸き入紙の製造の取締を行うこと。
- 2 印刷局は、その所掌事務を遂行するため、第四条第一号から第十二号まで及び第五十四号から第五十六号までに掲げる権限を行使する。
- 3 印刷局長は、印刷局長とする。
- 4 印刷局は、東京都に置く。
- 5 印刷局に、局長官房及び左の二部を置く。
業務部
製造部
- 6 印刷局に、左の表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
研究所	印刷及び製紙に関する研究、講習及び指導を行うこと。
工場	印刷及び製紙を行うこと。
教習所	印刷及び製紙に従事する職員に対して、職務上必要な教習を行うこと。
病院	印刷局内職員の診療を行うこと。

- 7 印刷局の所掌事務の一部を分掌させるため、岡山市、出雲市、松山市、高知市及び徳島県三好郡池田町に印刷局の出張所を置く。
 - 8 第六項に掲げる機関の名称、位置及び内部組織並びに印刷局の出張所の名称及び内部組織は、大蔵省令で定める。
- 第二章第一節に次の一条を加える。
（為替局の事務）
- 第十三条 為替局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 国際金融及び外国為替に関する制度を調査、企画及び立案すること。
 - 二 国際収支の調整を図ること。
 - 三 外国為替資金を管理及び運営し、その他外貨資金を管理すること。

- 四 外国為替相場の決定及び対外取引を行う通貨の指定その他対外決済の方式に関する事務を管理すること。
 - 五 所掌事務に係る外国為替の取引を管理すること。
 - 六 外国為替予算案（貿易に係る部分を除く。）を作成し、外国為替予算案の準備に関する事務を整理し、その他閣僚審議会の事務を処理すること。
 - 七 外国為替の損失補償に関すること。
 - 八 外国為替銀行及び両替商に関する事務を処理すること。
 - 九 国際通貨基金及び国際復興開発銀行に関すること。
 - 十 外国投資家の技術援助及び事業活動並びに株式その他の財産の取得を管理及び調整すること。
 - 十一 外国政府の不動産に関する権利の取得の審査を行うこと。
 - 十二 本邦からの海外投資に関する事務を管理すること。
 - 十三 外国為替及び国際収支に関する統計を作製すること。
- （人事管理に関する事項）
- 第四十八条 造幣局及び印刷局の職員（造幣局長及び印刷局長を除く。）の任免は、それぞれ造幣局長及び印刷局長が行う。

- 2 前項に定めるものの外、大蔵省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の定めるところによる。
 - 第五十八条を第四十九条とする。
附則第五項以下を削る。
- 附則
- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。
 - 2 左に掲げる法律は、廃止する。
 - 一 外国為替管理委員会設置法（昭和二十四年法律第二百二十九号）
 - 二 外資委員会設置法（昭和二十五年法律第六十四号）
 - 3 従前の大蔵省の機関及び職員（証券取引委員会の委員長及び委員並びに公認会計士管理委員会の委員を除く。）は、この法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く外、改正後の大蔵省設置法による相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。
 - 4 この法律施行の際現に外国為替管理委員会及び外資委員会に在職の職員（特別職の職員を除く。）である者は、別に辞令を発せられない場合においては、同一の勤務条件をもつて大蔵省の本省の相当の職員となるものとする。

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
(二七〇)

四九八

大蔵省設置法の一部を改正 する法律等の施行に伴う関 係法令の整理に関する法律

(昭和二十七年七月三十一日
法律第二百七十号)

(印刷庁特別会計法の一部改正)

第一条 印刷庁特別会計法(昭和二十二年法律第三十六号)
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

印刷局特別会計法

第一条中「印刷庁」を「印刷局」に改める。

第二条中「印刷庁特別会計」を「印刷局特別会計」に改
める。

第四条中「印刷庁」を「印刷局」に改める。

第九条中「歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これ
を款及び」を「歳入にあつては、その性質に従つてこれを
款項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれ
を」に改める。

(印刷庁特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利

益の一般会計への納付の特例に関する法律の一部改正)
第二条 印刷庁特別会計及びアルコール専売事業特別会計
の利益の一般会計への納付の特例に関する法律(昭和二
十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
題名中「印刷庁特別会計」を「印刷局特別会計」に改め
る。

第一条中「印刷庁特別会計」を「印刷局特別会計」に、「印
刷庁特別会計法」を「印刷局特別会計法」に改める。

(造幣庁特別会計法の一部改正)

第三条 造幣庁特別会計法(昭和二十五年法律第六十三号)
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

造幣局特別会計法

第一条、第二条、第四条第一項及び第六条中「造幣庁」
を「造幣局」に改める。

第二十一条中「造幣庁長官」を「造幣局長」に改める。

第二十七条中「歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款
及び」を「歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、
歳出にあつては、その目的に従つて」に改める。

第二十九条中「造幣庁長官」を「造幣局長」に改める。

第三十七条中「造幣庁」を「造幣局」に改める。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるため
の特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関す
る法律の一部改正)

第四条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てる
ための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に
関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次の
ように改正する。

第一条中「造幣庁特別会計、印刷庁特別会計」を「造幣
局特別会計、印刷局特別会計」に改める。

(外国為替資金特別会計法の一部改正)

第五条 外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五
十六号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(管理)

第二条 この会計は、大蔵大臣が、法令の定めるところ
に従い、管理する。

第五条第二項中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に
改め、「で大蔵大臣の指定するものを」を削り、同条第三項
及び第四項中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に改め

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
(二七〇)

る。

第六条中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に改め
る。

第十条の見出し中「及び送付」を削り、同条第一項中「内
閣総理大臣」を「大蔵大臣」に改め、「大蔵大臣に送付し」
を削り、同条第二項を削る。

第十一条中「歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及
び」を「歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、
歳出にあつては、その目的に従つて」に改める。

第十二条第二項を次のように改める。

2 前項の予算には、左の書類を添附しなければならな
い。

一 歳入歳出予定計算書

二 前前年度の貸借対照表及び損益計算書

三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損

益計算書

第十五条の見出し中「及び送付」を削り、同条第一項中
「内閣総理大臣」を「大蔵大臣」に改め、「大蔵大臣に送
付し」を削り、同条第二項を削る。

第十六条第二項を次のように改める。

四九九

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
(一七〇)

五〇〇

2 前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出決定計算書

二 当該年度の貸借対照表及び損益計算書

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十一条第一項中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に、「書類を作製して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならぬ。」を「書類を作製しなければならない。」に改め、同条第二項中「前項の規定による資金支出負担行為計画及び資金支払計画の承認をしたときは、」を「前項の規定により資金支出負担行為計画又は資金支払計画に関する書類を作製したときは、」に改め、「外国為替管理委員会及び」及び「外国為替管理委員会、」を削り、同条第三項中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に、「第一項の規定による大蔵大臣の承認を経た」を「第一項の規定により作製した」に改める。

第二十二條第二項中「内閣総理大臣」を「大蔵大臣」に改め、「大蔵大臣及び」を削る。

第二十四條中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に改

める。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第六条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第五項第一号中「造幣庁」を「造幣局」に改め、同項第二号中「印刷庁」を「印刷局」に改める。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第七条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二十三号の二を同条第二十九号とし、同条第二十三号の三を同条第三十号とし、同条第二十四号を削り、同条第二十五号を同条第三十一号とし、同条第十号の二から同条第二十三号までを次のように改める。

十一 土地調整委員会の委員長及び委員

十二 文化財保護委員会の委員長及び委員

十三 地方財政審議会の会長及び委員

十四 運輸審議会委員

十五 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫及び式部官長

十六 大使及び公使

十七 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第

二条第三項第八号に掲げる秘書官及び裁判所法

(昭和二十二年法律第五十九号)に定める裁判官の

秘書官(以下「秘書官」という。)

十八 日本学術会議会員

十九 中央選挙管理委員会の委員

二十 公安審査委員会の委員長及び委員

二十一 中央更正保護審査会委員

二十二 旧軍港市固有財産処理審議会委員

二十三 日本ユネスコ国内委員会の会長、副会長及び委員

二十四 漁港審議会委員

二十五 商品取引所審議会の会長及び委員

二十六 電波監理審議会委員

二十七 首都建設委員会委員

二十八 侍従、女官長、東宮侍従長、女官、東宮侍従

及び皇子ふ育官

第二条中「第十八号」を「第十七号」に改める。

第三条第三項中「内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、経済安定本部総裁」を「内閣総理大臣、各省大臣」に改め、「会計検査院長」の下に「(以下「各省各庁の長」という。)」を加える。

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
(一七〇)

五〇一

第九条を次のように改める。

(日本学術会議会員等の給与)

第九条 第一条第十八号から第二十七号までに掲げる特別職の職員(以下「日本学術会議会員等」という。)は、勤務一日につき二千二百円をこえない範囲内において、各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定める額の手当を受ける。

第十条中「第二十三号」を「第二十八号」に改める。

第十一条を削り、第十条の二中「第二十三号の二」を「第二十九号」に改め、同条を第十一条とする。

第十二条を削り、第十条の三中「第二十三号の三」を「第三十号」に改め、同条を第十二条とする。

第十三条を次のように改める。

(失業対策事業労働者等の給与)

第十三条 第一条第三十一号に掲げる特別職の職員は、労働大臣が大蔵大臣と協議して定める額の賃金を受けらる。但し、政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律(昭和二十五年法律第九十号)の規定によりなおその効力を有する旧政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律(昭和二十二年法律第七十一号)第十一条の規定の適用を妨げない。

第十四条第一項第二号中「首都建設委員会委員等」を「日本学術会議会員等」に改める。

別表第一中

「地方財政委員会委員長
公益事業委員会委員長
外国為替管理委員会委員長
統計委員会委員長
電波監理委員会委員長
土地調整委員会委員長
証券取引委員会委員長」

を「土地調整委員会委員長」に、「文化財保護委員会委員長」を「文化

財保護委員会委員長
財政審議会の会長」に、

「地方財政委員会委員
全国選挙管理委員会委員
公益事業委員会委員
外国為替管理委員会委員
電波監理委員会委員
土地調整委員会委員
中央更生保護委員会委員長
証券取引委員会委員長」

を「土地調整委員会委員」に改め、「全国選挙管理委員会委

員長」及び「中央更生保護委員会委員」を削る。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)

第八条 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第十五号」を「第十四号」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第九条 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「印刷庁」を「印刷局」に改め、同項第五号中「造幣庁」を「造幣局」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十条 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「外資委員会に協議した上、」を削る。

(金管理法の一部改正)

第十一条 金管理法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項中「造幣庁」を「造幣局」に改める。

(証券取引法の一部改正)

第十二条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「証券取引委員会」を「証券取引審議会」に改める。

本則(第二十五条第一項、第二十八条第一項、第六十七條第一項、第七十九條第一項、第八十一条第二項及び百三十八條第二項第四号を除く。)中「証券取引委員会」を「大蔵大臣」に改める。

本則中「審問を行った後」を「当該職員をして審問を行

わせた後」に改める。

第二条第一項第九号を次のように改める。

九 その他政令で定める証券又は証書

第二条第八項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第三条第二項を次のように改める。

前条第一項第八号に掲げる有価証券のうち前項に規定する有価証券の性質を有するもの並びに同号に掲げる有価証券のうち前項に規定する有価証券の性質を有

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

するもの及び同項に規定する有価証券以外の有価証券で政令で定めるものについても、また、同項と同様とする。

第四条第二項及び第三項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第一項の規定の適用を除外される有価証券の募集又は売出が行われる場合においては、当該有価証券の発行者は、大蔵省令で定めるところにより、当該有価証券の募集又は売出に関する通知書を大蔵大臣に提出しなければならない。但し、募集又は売出券面額の総額が百万円以下である有価証券については、この限りでない。

第五条(第二項を除く。)中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十三条第三項及び第四項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第二十四条第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に、「二箇月」を「三箇月」に改める。

第二十五条第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に、「証券取引委員会」を「大蔵省」に改める。

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
(二七〇)

第二十六条中「当該官吏」を「当該職員」に改める。
第二十七条中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第二十八条第一項中「証券取引委員会」を「大蔵省」に改め、同条第三項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第三十一条第九号及び第十号を次のように改める。
九 会社のうち、その資本の額又は出資の総額が、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認められる金額で政令で定めるものに満たないもの

十 個人のうち、政令で定める方法によつて計算したその資産の額が、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認められる金額で政令で定めるものに満たないもの

第三十四条第二項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改め、同条第四項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第三十五条、第四十条第一項、第四十一条第二項、第四十二条及び第四十八条中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第七十六条中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第七十九条第一項及び第八十一条第二項中「証券取引委員会」を「大蔵省」に改める。

第九十七条第三項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第一百五条第三号及び第一百一十一条第二項から第五項まで中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第一百八条中「二箇月」を「三箇月」に改める。
第一百九条中「この法律に基く命令又は証券取引委員会規則」を「又はこの法律に基く命令」に改める。

第二百二十条中「別に証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第二百二十三条中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第二百五条第三項中「証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第二百二十七条及び第三百二十二条中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第三百三十三条中「証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

(二七〇)

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

第四十九条第一項中「証券取引委員会の申出により」を削り、同条第三項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第五十条第二項中「当該官吏」を「当該職員」に改める。
第五十一条第一項及び第三項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第五十三条第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第五十四条第一項第五号の二中「証券取引委員会規則」を「政令」に改め、同項第六号中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第五十五条中「当該官吏」を「当該職員」に改める。
第五十五条の二中「証券取引委員会規則」で定めるところにより、「を削る。

第六十五条第一項及び第六十六条中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第六十七条第一項中「証券取引委員会」を「大蔵省」に改める。

第七十三条第二項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第三百三十八条第二項第四号中「証券取引委員会の」を「大蔵省」に改める。

第三百五十四条中「当該官吏」を「当該職員」に改める。
第三百五十五条第一号中「若しくは証券取引委員会規則」を削る。

第三百五十七条を次のように改める。

第三百五十七条 証券業者のなす有価証券の売買その他の取引又は会員のなす有価証券市場における売買取引につき争がある場合においては、当事者は、その争の解決を図るため、大蔵大臣に申し立て、仲介を求めるところができる。

第三百五十九条第一項を次のように改める。

大蔵大臣は、第三百五十七条の規定による申立を受理したときは、期日を定めて、申立人及び相手方の出頭を求め、当該職員をしてその意見を聴取させ、仲介を行うことを適當と認めるときは、当該職員をしてその申立に係る争の解決に必要な協定案を作成させる。

第六十条を次のように改める。

大蔵省設置法の一部を改正する法律

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
(一七〇)

五〇六

第百六十条 大蔵大臣は、前条第一項の協定案を争の当事者に示し、その受諾を勧告する。

第百六十一条中「前条」を「第百五十九条第一項」に改める。

第百六十二条及び第百六十三条中「仲介に基く」を「第百五十九条第一項の」に改める。

第百六十四条中「第百六十条の規定による」を「第百五十九条第一項の」に改める。

第七章を次のように改める。

第七章 証券取引審議会

第百六十五条 有価証券の発行及び売買その他の取引に關する重要事項に關し調査審議させるため、大蔵省の附屬機關として、証券取引審議会（以下審議会といふ。）を置く。

第百六十六条 審議会は、委員九人を以て、これを組織する。

委員は、学識経験のある者のうちから、大蔵大臣がこれを任命する。

第百六十七条 委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期

間とする。

第百六十八条 審議会の会長は、委員のうちからその互選によつて、これを決定する。

会長は、会務を総理し、会長に事故があるときは、予めその指名する委員が、その職務を代理する。

第百六十九条 委員は、非常勤とする。

第百七十条 第百六十八条に定めるものを除く外、審議会の議事手續その他の運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第百七十一条乃至第百八十一条 削除

第百八十二条第一項中「審問しよう」を「当該職員をして審問を行わせよう」に、「審問を行わないで」を「審問を行わせないで」に改め、同条第二項中「審問しよう」を「当該職員をして審問を行わせよう」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「規定による審問を行つた」を「規定により当該職員をして審問を行わせた」に改める。

第百八十三条第一号中「その意見を聴取し」を「当該職員をしてその意見を聴取させ」に、「意見若しくは報告」を「意見書若しくは報告書」に改め、同条第四号中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第百八十四条第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改め、同条第二項中「当該官吏」を「当該職員」に、「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百八十五条中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第百八十七条第一項中「この法律に基く命令又は証券取引委員会規則」を「又はこの法律に基く命令」に改める。

第百八十八条第五項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百八十九条第四項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は証券取引委員会規則で定めるところにより前三項の規定の適用が除外された場合」を削る。

第百九十三条中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百九十三条の二第二項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改め、同条第二項及び第三項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百九十四条中「証券取引委員会が公益及び投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則」を「政令」に改め、同条の次に次の一条を加える。

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
(一七〇)

五〇七

第百九十四条の二 大蔵大臣は、この法律の施行に關する事務の一部を地方支分部局の長をして行わせることができる。

第二百五条第十三号中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

(証券投資信託法の一部改正)

第十三条 証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

本則（第四条第一項を除く。）中「証券取引委員会」を「大蔵大臣」に改める。

本則中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に、「審問を行つた後」を「当該職員をして審問を行わせた後」に改める。

第四条第一項中「証券取引委員会」を「大蔵省」に改める。

第五条第六項中「署名し」の下に「又は記名なつ、印し」を加える。

第十一条第一項中「審問を行わなければならない。」を「当該職員をして審問を行わなければならない。」に改める。

(公認会計士法の一部改正)

第十四条 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三三号)の一部を次のように改正する。

目次中 第六章 公認会計士管理委員会 を第六章、第七章 公認会計士試験審査会 を第六章、公認会計士審査会に、「第八章」を「第七章」に、「第九章」を「第八章」に改める。

第七条及び第十一条中「公認会計士管理委員会規則」を「政令」に改める。

第十二条第一項中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改め、同条第二項中「公認会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十五条第一項中「公認会計士試験審査会」を「公認会計士審査会」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(合格の取消等)

第十五条の二 公認会計士審査会は、不正の手段によつて公認会計士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 公認会計士審査会は、前項の規定による処分を受けた者に対し、状況により三年以内の期間を定めて公認

会計士試験を受けることができないものとする。ことができる。

第十六条中「公認会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十六条の二第一項中「公認会計士管理委員会による資格の承認を受け、且つ、公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣による資格の承認を受け、且つ、大蔵省」に改め、同条第二項中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改め、「することができる。」の下に「この場合において、大蔵大臣は、公認会計士審査会をして試験又は選考を行わせるものとする。」を加え、同条第三項中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第十七条中「公認会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十八条中「公認会計士管理委員会」を「大蔵省」に改める。

第十九条第一項及び第三項並びに第二十一条中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第二十二条中「公認会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

(組織)

第三十六条 公認会計士審査会は、委員十人以上をもつて組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、大蔵大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第三十七条 公認会計士審査会の会長は、公認会計士審査会の委員のうちから、その互選によつて決定する。

2 会長は、公認会計士審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(試験委員)

第三十五条 公認会計士制度の運営に関する重要事項並大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
(二七〇)

第三十条中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第三十一条中「公認会計士管理委員会規則」を「この法律に基く命令」に、「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第三十二条第一項から第四項まで中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改め、同条第五項本文中「場合において」の下に、「公認会計士審査会の意見を聞いて、」を加える。

第三十三条第一項中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に、「左の各号に掲げる処分をする」を「当該職員をして左の各号に掲げる処分をさせる」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十四条中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第六章を次のように改める。

(設置)

第六章 公認会計士審査会

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
(一七〇)

五一〇

第三十八條 公認会計士審査会に、公認会計士試験及び特別公認会計士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、試験委員十五人以内を置く。

2 試験委員は、前項の試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、試験の執行ごとに、公認会計士審査会の推薦に基づき、大蔵大臣が任命し、その試験が終つたときは退任する。
(委員等の勤務)

第三十九條 委員及び試験委員は、非常勤とする。

(議事及び議決の方法)

第四十條 公認会計士審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 公認会計士審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。

3 委員は、公認会計士制度の運営に関する議事を除く外、自己に関係のある議事については、議決に加わることができない。

(庶務)

第四十一條 公認会計士審査会の庶務は、大蔵省理財局においてつかさどる。

(議事手続等)

第四十二條 この法律に定めるものの外、公認会計士審査会の議事手続その他その運営に関し必要な事項は、公認会計士審査会が定める。

第四十三條から第四十六條まで 削除

第七章を削る。

「第八章」を「第七章」に、「第九章」を「第八章」に改める。

第五十五條各号中「又は同条第二項」を削る。

第五十七條第一項から第三項まで中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第五十七條の二第二項中「公認会計士管理委員会規則」を「政令」に改める。

第五十八條中「公認会計士試験審査会」を「公認会計士審査会」に改める。

第五十九條中「公認会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第六十三條第一項中「公認会計士管理委員会」を「大蔵省」に改め、同条第十項各号中「又は第二項」を削る。

第六十四條後段を削る。

第六十四條の二及び第六十四條の三を削る。

第六十五條第二項中「会計士補が」を「会計士補又は会計士補となる資格を有する者が」に改める。

(日本銀行法の一部改正)

第十五條 日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三十條第一項中「通貨発行審議会ノ議決ニ基キ」を削る。

第三十一條第二項を削る。

第三十一條ノ二但書を削る。

第三十二條第六項中「通貨発行審議会ノ議決ニ基キ」を削る。

第三十六條ノ二を削る。

(国民金融公庫法の一部改正)

第十六條 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第四項中「通貨発行審議会の推薦に基づき、」を削り、同条第八項中「通貨発行審議会の議を経て、」を削る。

(外国為替及び外国貿易管理法の一部改正)

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
(一七〇)

第十七條 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 不服の申立及び訴訟(第五十六條―第六十四條)」を 「第七章 不服の申立及び訴訟(第五十六條―第六十四條) 第七章の二 外国為替審議会(第六十四條の二・第六十四條の三)」に改める。

第四條を次のように改める。

第四條 削除

第七條第三項を次のように改める

3 大蔵大臣は、外国為替資金の運用による外国為替の売買の相場を定めなければならない。

第七條第四項中「外国為替管理委員会は、大蔵大臣の承認を得て、」を「大蔵大臣は、」に改め、同条第六項中「又は外国為替管理委員会」を削る。

第十一條中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第十五條及び第二十條中「政府機関」を「主務大臣」に改める。

第四十四條中「主務の政府機関」を「主務大臣」に、「当該政府機関」を「主務大臣」に改める。

五一一

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
(一七〇)

五二二

第五十六条中「政府機関」を「主務大臣」に、「当該政府機関」を「当該主務大臣」に改める。

第五十七条第一項中「政府機関」を「主務大臣」に改める。

第五十八条中「当該政府機関」を「第五十六条の規定による不服の申立を受理した主務大臣」に改める。

第六十条中「この章の規定による政府機関」を「第五十八条の規定による主務大臣」に改める。

第六十一条第一項中「この法律の規定による当該政府機関」を「第五十八条の規定による主務大臣」に、「被告である政府機関」を「被告である主務大臣」に改め、同条第二項中「政府機関」を「第五十八条の規定による主務大臣」に改め、同条第三項中「当該政府機関」を「その訴に係る第五十八条の規定による決定をした主務大臣」に改める。

第六十二条中「当該政府機関」を「前条第三項に規定する主務大臣」に、「及び政府機関」を「及び当該主務大臣」に改める。

第六十三条中「当該政府機関」を「主務大臣」に改める。

第六十四条中「当該政府機関の決定」を「第五十八条の規定による主務大臣の決定」に、「政府機関」を「当該主

務大臣」に改める。

務大臣」に改め、同条第二号中「政府機関」を「主務大臣」に改める。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二 外国為替審議会

(設置)

第六十四条の二 外国為替の管理に関する重要事項に關し調査審議させるため、大蔵省の附属機関として、外国為替審議会を置く。

(組織及び運営)

第六十四条の三 外国為替審議会は、大蔵大臣及び委員七人以内で組織する。

2 大蔵大臣は、外国為替審議会の会長として会務を総理する。

3 外国為替審議会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命する。

4 外国為替審議会の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 外国為替審議会の委員は、再任されることができ、
6 外国為替審議会の委員は、非常勤とする。

7 前六項に定めるものの外、外国為替審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条中「政府機関又は外国為替銀行」を「主務大臣、日本銀行又は外国為替銀行」に改める。

第六十七条、第六十八条第一項及び第六十九条第一項中「主務の政府機関」を「主務大臣」に改める。

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に關する法律の一部改正)

第十八条 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に關する法律(昭和二十七年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「外国為替管理委員会は、大蔵大臣の同意を得て、」を「大蔵大臣は、」に改める。

(外資に關する法律の一部改正)

第十九条 外資に關する法律(昭和二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条・第十六条」を「第十五条―第十六条」に、「第五章 外国投資家の投資及び事業活動の調整」第

十八条・第十九条」を「第五章 外国投資家の投資及び事業活動の調整」第二章の二 外資審議会(第十

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
(一七〇)

事業活動の調整(第十八条―第十九条)に、「第二十五条」九条の二・第十九条の三)に改める。

第三号の三)に改める。

第三条第一項第一号ロ中「外資委員会」を「大蔵大臣」に改め、同項第三号中「外資委員会」を「主務大臣」に改め、同条第二項中「外資委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第五条第二項から第四項まで中「外資委員会又は」を削除する。

第七条第一項中「外資委員会」を「大蔵大臣及び通商産業大臣」に、「外資委員会規則」を「大蔵省令、通商産業省令」に改め、同条第二項中「外資委員会」を「大蔵大臣及び通商産業大臣」に改める。

第八条の見出し中「又は勧告」を「等」に改め、同条第一項及び第二項中「外資委員会」を「主務大臣」に改め、同条第三項中「外資委員会が指定をする」を「大蔵大臣が指定をする」に、「外資委員会が許可」を「外資審議会が許可」に、「勧告をする」を「意見を述べる」に改める。

第九条第二項中「外資委員会」を「主務大臣」に改める。

第十条並びに第十一条第一項及び第二項中「外資委員会規則」を「主務省令」に、「外資委員会」を「主務大臣」に

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
(一七〇)

五二三

改める。

第十二条第一項中「外資委員会規則」を「大蔵省令」に、「外資委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第十三条第一項中「外資委員会規則」を「主務省令」に、「外資委員会」を「主務大臣」に改める。

第十三条の二及び第十三条の三中「外資委員会規則」を「大蔵省令」に、「外資委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第十四条第一項中「外資委員会」を「主務大臣又は大蔵大臣」に改め、同条第二項中「外資委員会規則」を「主務省令又は大蔵省令」に、「外資委員会」を「主務大臣又は大蔵大臣」に改め、同条第三項を削る。

第十五条及び第十五条の二第一項中「外資委員会の認可」を「主務大臣の認可」に、「外資委員会の指定」を「大蔵大臣の指定」に、「外資委員会が」を「主務大臣又は大蔵大臣が」に改める。

第十五条の二第二項中「外資委員会」を「主務大臣又は大蔵大臣」に改める。

第十六条を削り、第十五条の四中「外資委員会」を「大蔵大臣」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条第一項中「外資委員会の議に付さなければなら

ない。」を「大蔵大臣に依頼して、外資審議会の意見を求めなければならぬ。」に改め、同条第二項中「外資委員会」を「大蔵大臣」に改め、「当該事項についての」の下に「外資審議会の」を加え、同条の次に次の二条を加える。
(外資審議会の意見)

第十八条の二 大蔵大臣は、この法律の規定による認可、指定又は確認をしようとするときは、あらかじめ外資審議会の意見を聞かなければならない。但し、事案の軽微なものについては、この限りでない。

2 主務大臣は、この法律の規定による認可をする場合には、前項の外資審議会の意見を尊重しなければならない。

第十八条の三 大蔵大臣は、他の法令の規定により居住者本邦における適法な事業活動により生ずる利潤の外国へ向けた支払の許可をしようとするときは、あらかじめ外資審議会の意見を聴かなければならない。但し、事案の軽微なものについては、この限りでない。
第十九条の見出しを削り、同条第一項中「国の行政機関は、」を「前条に規定する場合を除く外、国の行政機関は、他の法令の規定により」に、「外資委員会に付議して、

その勧告」を「大蔵大臣に依頼して外資審議会の意見」に改め、「その他外資委員会規則で定めるもの」を削り、同条第二項中「外資委員会の勧告」を「外資審議会の意見」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 外資審議会

(設置)

第十九条の二 本邦に対する外国資本の投下に関する重要事項に関し調査審議させるため、大蔵省の附属機関として、外資審議会を置く。

(組織及び運営)

第十九条の三 外資審議会は、大蔵大臣及び委員九人以上で組織する。

2 大蔵大臣は、外資審議会の会長として会務を総理する。

3 外資審議会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命する。

4 外資審議会の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
(一七〇)

5 外資審議会の委員は、再任されることが出来る。

6 外資審議会の委員は、非常勤とする。

7 前六項に定めるものの外、外資審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章中「外資委員会」を「主務大臣又は大蔵大臣」に改め、第二十四条中「外資委員会規則」を「主務省令又は大蔵省令」に改める。

第六章中第二十五条の次に次の二条を加える。

(日本銀行による事務の取扱)

第二十五条の二 主務大臣又は大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務の一部を、日本銀行をして取り扱わせることができる。

2 前項の規定により日本銀行をして事務の一部を取り扱わせる場合においては、その事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とする。

(主務大臣及び主務省令)

第二十五条の三 この法律に規定する主務大臣及び主務省令は、政令で定める。

(外資に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十条 外資に関する法律の一部を改正する法律(昭和

- の外国為替及び外国貿易管理法及びこれに基づく命令の相当規定による大蔵大臣の処分とみなす。
- 5 この法律施行前にされた改正前の外国為替及び外国貿易管理法及びこれに基づく命令の規定による外国為替管理委員会の処分の申請及びその受理は、改正後の外国為替及び外国貿易管理法及びこれに基づく命令の相当規定による大蔵大臣の処分の申請及びその受理とみなす。
- 6 改正前の外資に関する法律の規定による外資委員会の処分(同法附則第四項の規定による指定を除く。)は、改正後の外資に関する法律の相当規定による主務大臣又は大蔵大臣の処分とみなす。
- 7 この法律施行前にされた改正前の外資に関する法律の規定による外資委員会の処分(同法附則第四項の規定による指定を除く。)の申請及びその受理は、改正後の外資に関する法律の相当規定による主務大臣又は大蔵大臣の処分の申請及びその受理とみなす。
- 8 この法律施行の際現に効力を有する改正前の外資に関する法律に基づく外資委員会規則は、この法律施行後は、改正後の外資に関する法律に基づく相当の主務省令若しくは、大蔵省令、通商産業省令又は大蔵省令としての効力を有するものとする。
- 9 改正前の外資に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百二十三号)又は外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令(以下「改正前の外資に関する法律の一部を改正する法律等」という。)の規定による外資委員会の処分は、改正後の外資に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百二十三号)又は外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令(以下「改正後の外資に関する法律の一部を改正する法律等」という。)の相当規定による大蔵大臣の処分とみなす。
- 10 この法律施行前にされた改正前の外資に関する法律の一部を改正する法律等の規定による外資委員会の処分の申請及びその受理は、改正後の外資に関する法律の一部を改正する法律等の相当規定による大蔵大臣の処分の申請及びその受理とみなす。
- 11 この法律施行の際現に効力を有する改正前の外資に関する法律の一部を改正する法律等に基づく外資委員会規則は、この法律施行後は、改正後の外資に関する法律の一部を改正する法律等に基づく大蔵省令としての効力を有するものとする。

- 12 改正前の外国人の財産取得に関する政令の規定による外資委員会の処分は、改正後の外国人の財産取得に関する政令の相当規定による主務大臣の処分とみなす。
- 13 この法律施行前にされた改正前の外国人の財産取得に関する政令の規定による外資委員会の処分の申請及びその受理は、改正後の外国人の財産取得に関する政令の相当規定による主務大臣の処分の申請及びその受理とみなす。
- 14 この法律施行の際現に効力を有する改正前の外国人の財産取得に関する政令に基づく外資委員会規則は、この法律施行後は、改正後の外国人の財産取得に関する政令に基づく主務省令としての効力を有するものとする。
- 15 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 16 ユネスコ活動に関する法律の一部を次のように改正する。
- 附則第九項を削り、附則第十項を附則第九項とする。

文部省設置法の一部を改正する法律

(昭和二十七年七月三十一日法律第二百七十一号)

文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

- 第一章 総則(第一条―第五条)
 - 第二章 本省
 - 第一節 内部部局(第六条―第十三条)
 - 第二節 国立の学校その他の機関(第十四条―第二十条)
 - 第三章 外局(第二十八条・第二十九条)
 - 第四章 職員(第三十条・第三十一条)
- 附則
- 第二条第一項第一号を同項第七号とし、同項第二号を同項第八号とし、同項に第一号として次の一号を加える。
- 一 「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に定める学校及び同法第八十三条に定める各種学校をいい、「学校教育」とは、これらの学校における教育をいう。

第二條第一項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 「大学教育」とは、大学における教育をいう。

第二條第二項及び第三項を削る。

第四條を次のように改める。

（文部省の任務）

第四條 文部省は、学校教育、社会教育、学術及び文化の振興及び普及を図ることを任務とし、これらの事項及び宗教に関する国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

第五條第一項第十二号から第二十七号までを次のように改める。

十二 教育（学校教育及び社会教育をいう。以下同じ）、学術及び文化の振興に関し、調査し、及び企画すること。

十三 地方公共団体及びその機関の行う教育、学術、文化及び宗教の事務に関する制度並びに地方公務員たる教育職員に関する制度に関し、調査し、及び企画すること。

十四 教育、学術、文化又は宗教に係る国際的に供給の

不足する物資を割り当て、及び教育、学術、文化又は宗教の直接の用に供する物資の確保について、あつ旋すること。

十五 国立自然教育園、史料館及び国民体育館を管理し、及び運営すること。

十六 国立学校（これに附置する機関を含む。）の施設を復旧整備すること。

十七 大学の設置及び教育、学術又は文化に関する法人の設立につき認可を行うこと。

十八 大学、研究機関その他の教育、学術又は文化に関する機関（他の行政機関に属するものを除く。）に対し、その運営に関して指導と助言を与えること。

十九 地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関に対し、教育、学術、文化及び宗教に関する行政の組織及び運営について指導、助言及び勧告を与えること。

二十 教育、学術及び文化に関する専門的、技術的な資料を作成し、及び刊行頒布すること。

二十一 教育、学術又は文化に関する重要な題目について、会議、研究会、討論会その他の催しを主催すること。

二十二 教育職員の研修について連絡し、及び援助すること。

二十三 大学及び研究機関の研究活動について連絡し、及び援助すること。

二十四 国内における教育、学術又は文化に関する国際的諸活動について連絡調整すること。

二十五 教育職員、学徒、研究者、著作家、芸術家、国際的な運動競技大会及び文化的会合の参加者等の諸外国との交換に関し、条約その他の国際約束に従い、国際的取決めを交渉し、及び締結すること。

二十六 教育、学術又は文化に関する国際会議の政府代表の候補者を選考し、関係行政機関に意見を述べること。

二十七 国費による在外研究員及び内地研究員を選考し、これを任命し、並びに公費又は私費による在外研究を援助すること。

二十八 所掌事務に関する調査研究を行い、その結果を利用に供し、及び関係調査研究機関に対し、協力し、又は必要がある場合に調査研究を委託すること。

文部省設置法の一部を改正する法律（二七一）

二十九 所掌事務に関する統計調査の資料及び結果を収集し、解釈し、及び刊行頒布すること。

三十 宗教に関する情報資料を収集し、及び宗教団体と連絡すること。

三十一 教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関及び大学に対し、報告書、資料等の提出を求めること。

三十二 前各号に掲げるものの外、法律（これに基づく命令を含む。）に基き文部省に属させられた権限

第六條第一項中「調査普及局」を「調査局」に改める。

第七條から第十二條までを次のように改める。

（大臣官房の事務）

第七條 大臣官房においては、文部省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

二 内部部局の職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

三 教育、学術又は文化に功績のある者の顕彰に関すること。

- 四 機密に関すること。
- 五 大臣の官印及び省印を管守すること。
- 六 機構及び定員に関し、調査し、企画し、及び立案すること。
- 七 所管行政の総合調整を行うこと。
- 八 教育、学術、文化又は宗教に関する法人（学校法人及び宗教法人を除く。）の設立の認可基準を作成する等これらの法人の認可に関する事務について連絡調整すること。
- 九 法令案その他の公文書類の審査を行うこと。
- 十 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 十一 監察に関すること。
- 十二 各部署の準備した予算案に基いて文部省所管の予算案を作成する等予算に関すること。
- 十三 経費及び収入の決算を作成し、会計事務を行い、及び会計を監査すること。
- 十四 行政財産及び物品を管理すること。
- 十五 前各号に掲げるものの外、文部省の所掌事務で他部署及び他の機関の所掌に属しない事項

- 八 学校における産業教育の振興のための事務について連絡調整すること。
- 九 高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校の行う通信教育に関し、援助と助言を与えること。
- 十 初等中等教育における職業指導に関し、援助と助言を与えること。
- 十一 初等中等教育に関する教材、教具等の解説目録及び教材に関する資料を作成し、及び利用に供すること。
- 十二 学校における保健に関し、指導、助言及び援助を与えること。
- 十三 左のような方法によつて、学校管理、教育課程、学習指導法、生徒指導その他初等中等教育のあらゆる面について、教育職員その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。
 - イ 手引書、指導書その他の専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。
 - ロ 初等中等教育に関係のある教育職員のための研究会、講習会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

（初等中等教育局の事務）

- 第八條 初等中等教育局においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 地方教育行政に関する制度について企画し、並びに地方教育行政の組織及び一般的運営に関し、指導、助言及び勧告を与えること。
 - 二 地方教育費に関し、資料を収集し、及び企画すること。
 - 三 地方公務員たる教育関係職員の任免、給与その他の身分取扱に関する制度について企画し、並びにこれらの制度の運営に関し、指導、助言及び勧告を与えること。
 - 四 国立高等学校（国立大学附置のものを除く。）に関し、予算案の準備その他の他部署に属しない事務を行うこと。
 - 五 初等教育、中等教育及び特殊教育（以下「初等中等教育」という。）の振興に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。
 - 六 初等中等教育のための補助に関すること。
 - 七 初等中等教育の基準の設定に関すること。

- 十四 初等中等教育用教科書の発行の指示等初等中等教育において用いる教科用図書その他の教授用用いられる図書の発行に関すること。
- 十五 文部省が著作の名義を有する出版物の著作権を管理すること。

（大学学術局の事務）

- 第九條 大学学術局においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 大学の設置、廃止、設置者の変更等の認可を行うこと。
 - 二 国立大学及びこれに附置する学校その他の機関に関し、予算案の準備その他の他部署に属しない事務を行うこと。
 - 三 大学教育及び学術の振興に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。
 - 四 大学教育のための補助に関すること。
 - 五 大学教育の基準の設定に関すること。
 - 六 大学の行う通信教育に関し、援助と助言を与えること。
 - 七 教育職員の免許、養成及び大学において行う現職教育並びに研究者の養成に関し、企画し、及び援助と助

言を与えること。

八 学徒の奨学について企画し、並びに学徒の奨学、厚生及び補導に関し、援助と助言を与えること。

九 国立教育研究所、緯度観測所、統計数理研究所及び国立遺伝学研究所に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行うこと。

十 日本学術会議その他の学術団体との連絡に関すること。

十一 研究機関及び研究者に対する学術の振興のための補助に関すること。

十二 国費による在外研究員及び内地研究員並びに大学教授の国際交換のための候補者の選考に関すること。

十三 外国人留学生の教育に関し、援助と助言を与えること。

十四 研究事業に関する目録を作成し、及び利用に供すること。

十五 学術に関する情報資料を収集し、及び保存し、並びに教育機関及び研究機関に対し、これらの情報を提供する等の便宜を与えること。

十六 大学及び研究機関の研究結果の頒布を援助すること。

十七 国立自然教育園及び史料館を管理し、及び運営すること。

十八 左のような方法によつて、大学教育及び学術のあらゆる面について、教育職員、研究者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。

イ 専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ 大学教育及び学術に関する研究会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

(社会教育局の事務)

第十條 社会教育局においては、左の事務をつかさどる。

一 国立科学博物館、国立近代美術館及び日本芸術院に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行うこと。

二 社会教育(国民の文化的生活向上のための活動を含む。以下この条において同じ。)の振興に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。

三 社会教育のための補助に関すること。

四 社会教育に関する教材等の解説目録を作成し、及び利用に供すること。

五 社会教育としての通信教育に関し、援助と助言を与えること。

六 左のような方法によつて、社会教育のあらゆる面について、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。

イ 情報資料を収集し、作成し、及び利用に供すること。

ロ 社会教育に関する研究会、講習会、展示会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

七 視聴覚教育に関し、連絡調整すること。

八 芸術及び国民娯楽の向上及び普及に関し、援助と助言を与えること。

九 国際的又は全国的な規模において行われる運動競技に関し、連絡し、及び援助すること。

十 国民体育館を管理し、及び運営すること。

十一 著作権の登録等著作権に関する事務及び予約出版の届出の受理に関する事務を行うこと。

(調査局の事務)

第十一條 調査局においては、左の事務をつかさどる。

文部省設置法の一部を改正する法律 (二七一)

一 文部省の所掌事務に関する一般的調査統計を行い、必要な資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供すること。

二 文部省の調査統計について、年次計画を立案し、及び調整すること。

三 外国の教育事情について、調査研究を行い、及びその結果を利用に供すること。

四 文部省の所掌事務に関する年次報告、要覧、時報等を編集し、及び頒布すること。

五 基本的な文教施策について、調査し、及び企画し、並びに文部省の所掌事務の運営について評価すること。

六 教育職員、学徒、研究者、著作家、芸術家、国際的な運動競技大会及び文化的会合の参加者等の諸外国との交換に関し、条約その他の国際約束に従い、国際的取決めを交渉し、及び締結すること。

七 教育、学術又は文化に関する国際的諸活動についての各部局の事務の連絡調整に関すること。

八 日本ユネスコ国内委員会及び国立国語研究所に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行うこと。

- 九 国内におけるユネスコ活動に関し、法令案を作成し、及び法人の設立を認可すること。
- 十 公費又は私費による在外研究を援助すること。
- 十一 外国人留学生の受入の連絡及び海外への留学生の派遣に関すること。
- 十二 大学教授の国際交換に関し、連絡調整すること。
- 十三 外国出版物の購入、交換等に関する事務を処理すること。
- 十四 広報に関すること。
- 十五 国立国会図書館支部文部省図書館に関すること。
- 十六 国語の改良及びその普及に関すること。
- 十七 宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。
- 十八 宗教法人の規則等の認証を行うこと。

(管理局の事務)

- 第十二条 管理局においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 文部大臣がその所轄庁である学校法人について認可及び認定を行うこと。
 - 二 私立学校に関する行政の制度について企画し、並びにこれらの行政の組織及び一般的運営に関し、指導、

助言及び勧告を与えること。

- 三 文部大臣がその所轄庁である学校法人の経営に関し、調査し、及び指導と助言を与えること。
- 四 私立学校教育振興のための学校法人等の助成に關すること。
- 五 学校給食に関し、指導、助言及び援助を与えること。
- 六 文部省共済組合及び公立学校共済組合に関すること。
- 七 職員(内部部局の職員を除く。)の衛生、医療その他福利厚生に関し、援助と助言を与えること。
- 八 地方公務員たる教育関係職員の福利厚生に関し、援助と助言を与えること。
- 九 教育、学術、文化又は宗教に係る国際的に供給の不足する物資を割り当て、及び教育、学術、文化又は宗教の直接の用に供する物資の確保についてあつ旋すること。
- 十 教育用品に関し、基準を設定し、及び解説目録を作成すること。
- 十一 学校施設の基準の設定に関すること。
- 十二 学校環境の整備、学校施設の確保等に関し、連絡

(内部部局の共通事務)

- 第十三条 第六条に掲げる大臣官房及び各局(以下この条において「各局」という。)においては、第七条から前条までに定めるものの外、それぞれ左の事務をつかさどる。
 - 一 各局の所掌事務に関し、地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関、大学、研究機関等に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。
 - 二 各局の所掌事務に関する国際的諸活動について連絡調整すること。
 - 三 各局の所掌事務に関する法人の設立の認可を行うこと。
 - 四 各局の所掌事務に関し、第二十六条及び第二十七条に掲げる審議会等に対し、事務的、技術的な援助を与えること。
 - 五 各局の所掌事務に関し、法令案を作成し、及び予算案を準備すること。
 - 六 各局の所掌事務に関し、文部省の権限として法令の定める事項を処理すること。
 - 七 法律(これに基づく命令を含む。)により各局の所掌に

- 調整すること。
- 十三 公私立の文教施設の復旧整備に関し、指導と助言を与えること。
- 十四 公立の文教施設の復旧整備のための補助に関すること。
- 十五 国立の文教施設の復旧整備に関する予算案を準備し、及び国立学校(これに附置する機関を含む。)の施設を復旧整備すること。
- 2 教育施設部においては、前項第十一号から第十五号までに掲げる事務をつかさどる。
 - 第二十四条第二項及び第三項中「教育に」を「教育、学術又は文化に」に改め、同条を第二十六条とし、第二十四条の二を第二十七条とし、以下三条ずつ繰り下げる。
 - 第十八条を第十九条とし、第十八条の二を第二十条とし、以下第二十三条まで二条ずつ繰り下げる。
 - 第十七条を削り、第十三条中「第二十四条及び第二十四条の二」を「第二十六条及び第二十七条」に改め、同条を第十四条とし、以下第十五条まで一条ずつ繰り下げ、第十五条の二を第十七条とし、第十六条を第十八条とし、第一節中第十二条の次に次の一条を加える。

- 2 属させられた事項を処理すること。
- 2 教育施設部においては、前条第二項に定めるものの外、その所掌事務につき前項各号に掲げる事務に相当する事務をつかさどる。

- 4 当分の間、この法律中「学校」には、学校教育法第九十八条第一項に定める学校を、「大学」には、同項の従前の規定による大学及び専門学校を含むものとする。

- 9 大学学術局においては、当分の間、学校教育法第九十八条の規定による学位の授与について認可を行うものとする。

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

- 2 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

文化財保護法の一部を改正する法律

(昭和二十七年七月三十一日 法律第二百七十二号)

- 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。
- 2 第二条第二項中「第十八条第一号、」を削り、同条第三項中「第十八条第八号、」を削る。
- 4 委員(委員長である委員を除く。)は、非常勤とする。

第十七条及び第十八条を次のように改める。

第十七条及び第十八条 削除

第十九条を次のように改める。

(事務局長及び次長)

- 第十九条 委員会の事務局長に事務局長及び次長一人を置く。
- 2 事務局長は、委員長の指揮監督を受けて事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

第二十二条第二項の表中

京都国立博物館	京都市
奈良国立博物館	奈良市

に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「及びその分館」を削り、同項を同条第三項とする。

第百十六条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附則

- 1 (施行期日) この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。但文化財保護法の一部を改正する法律 (二七二)

し、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(東京国立博物館の分館の職員に関する経過規定)

- 2 この法律施行の際現に東京国立博物館の分館の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもつて、奈良国立博物館の職員となるものとする。
- 3 (大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律の一部改正)

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(昭和二十七年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。

- 第七条中の特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)(以下「法」という。)第一条の改正規定に関する部分中「同条第二十九号」を「同条第三十号」に、「同条第三十号」を「同条第三十一号」に、「同条第三十一号」を「同条第三十二号」に改める。
- 第七条中の法第一条の改正規定中「十二 文化財保護委員会の委員長及び委員」を「十二 文化財保護委員会委員長」に改め、同条第二十四号を同条第二十五号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同条第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 文化財保護委員会委員

第七条中の法第九条の改正規定中「第二十七号」を「第二十八号」に改める。

第七条中の法第十条の改正規定中「第二十八号」を「第二十九号」に改める。

第七条中の法第十条の二の改正規定中「第二十九号」を「第三十号」に改める。

第七条中の法第十条の三の改正規定中「第三十号」を「第三十一号」に改める。

第七条中の法第十三条の改正規定中「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

第七条中の法別表第一の改正規定中「中央更生保護委員会委員」を「中央更生保護委員会委員」一四七、〇〇〇円に改める。

厚生省設置法の一部を改正する法律

（昭和二十七年七月三十一日法律第二百七十三号）

2 厚生省は、前項の外、左に掲げる国の行政事務を一体的に遂行する責任を負うものとする。

一 引揚援護

二 戦傷病者、戦没者遺族等の援護

三 旧陸海軍に属していた者の復員その他旧陸海軍の残務の整理

第五条第二十八号を次のように改める。

二十八 地方公共団体に対して、結核療養所の設置及び拡張を勧告し、国が開設した病院又は診療所を、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当する機関に指定し、又はその指定を取り消すこと。

第五条第三十八号を次のように改める。

三十八 保健婦、助産婦及び看護婦の養成所を指定し、並びに保健婦、助産婦及び看護婦の試験、免許及び登録を行い、免許を取り消し、及び業務の停止を命ずること。

第五条第四十七号を次のように改める。

四十七 歯科用金地金加工業の経営を認可し、その認可を取り消し、及び事業の停止を命じ、並びに歯科用金

厚生省設置法の一部を改正する法律（二七三）

厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 内部部局（第六条―第十四条）」を「第一節 内部部局（第六条―第十四条の二）」に、「第三節 地方支分部局（第三十条―第三十九条の十）」に、「第一款 駐在防疫官事務所（第三十一条―第三十三条）」を「第一款 削除」に、「第三款 地区麻薬取締官事務所（第三十七条―第三十

「第三款 地区麻薬取締官事務所（第三十七條―第三十

所（第三十七條―第

四款

舞鶴地方引揚援護局

（第三十九條の二―

第三十九條の四）

復員連絡局及び復員

連絡局支部（第三十

九條の五―第三十九

條の七）

地方復員部（第三十

九條の八―第三十九

條の十）」

外局（第四十条・第四十一条）」を「第三章 削除」に改める。
第四条に次の一項を加える。

地金の割当を行うこと。

第五十二条を次のように改める。

五十二 社会福祉法人の設立、解散又は合併を認可し、その解散又は収益事業の停止を命じ、及び社会福祉主事の資格を得るに必要な講習会、社会福祉事業従事者試験等を指定すること。

第五十二条の次に次の二号を加える。

五十二の二 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の定めるところにより、保護の基準を定め、都道府県知事及び市町村長の行う保護の事務を監査し、保護施設の最低基準を定め、医療扶助に關する必要な診療方針及び診療報酬を定め、並びに保護処分に対する不服の申立について裁決をすること。

五十二の三 身体障害者更生援護施設等の設備及び運営の基準を定め、都道府県に対して身体障害者更生援護施設等の設置を認可し、又はその認可を取り消すこと。

第五十二条第六十三号を第六十六号とし、第六十二号の次に次の三号を加える。

六十三 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法

律第二百二十七号)の定めるところにより、障害年金等を受け、権利を裁定し、障害年金の額を改定し、及び不服申立について裁決をすること。

六十四 未復員者給与法(昭和二十二年法律第八十二号)及び特別未帰還者給与法(昭和二十三年法律第二百七十九号)の定めるところにより、療養の必要の有無を認定し、療養の基準を定め、及び障害の程度を認定すること。

六十五 所掌事務に係る価格等の統制を行うこと。

第六条第一項中「六局」を「七局」に、「保険局」を「引揚援護局」に改める。

第七条中「医務局に次長一人」の下に「、引揚援護局に次長二人」を加え、同条に次の一項を加える。

2 次長は、局長を助け、局務を整理する。

第九条第一項に次の一号を加える。
二十 前各号に掲げる事務に係る価格等の統制に関すること。

第十一条に次の二号を加える。

十一 歯科用金地金加工業者及び歯科用金地金の割当に

関すること。

十二 前各号に掲げる事務に係る価格等の統制に関すること。

第十四条の次に次の一条を加える。

(引揚援護局の事務)

第十四条之二 引揚援護局においては、左の事務をつかさどる。

一 内地以外の地域から内地に引き揚げた者に対する応急援護を行うこと。

二 内地から内地以外の地域に引き掲げる者に対する応急援護を行うこと。

三 引揚者の引揚先における更生輔導を行うこと。

四 戦傷病者戦没者遺族等援護法を施行すること。但し、社会局の主管に属するものを除く。

五 旧軍人軍属の復員手続に関すること。

六 旧軍人軍属中の状況不明者の調査及び死亡者の処理に関すること。

七 未復員者給与法及び特別未帰還者給与法に基づく給与の実施に関すること。

八 前三号に掲げるものの外、旧陸海軍の残務の整理に関すること。

第十五条中「国立教護院」を「国立教護院 援護所」に改める。
留守業務部

第二十八条を次のように改める。

(援護所)

第二十八条 援護所は、引揚者及び送還者に対し応急援護を行う機関とする。

2 援護所は、神奈川県に置く。

3 援護所の内部組織は、厚生省令で定める。

(留守業務部)

第二十八条之二 留守業務部は、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一 旧陸軍関係の状況不明者の調査を行うこと。

二 旧陸軍関係の死亡者並びにその遺骨及び遺留品の処理を行うこと。

三 旧陸軍船舶部隊の残務を整理すること。

2 留守業務部は、千葉県に置く。

3 留守業務部の内部組織は、厚生省令で定める。

第二十九条第一項の表保健婦助産婦看護婦審議会の項中「甲種看護婦国家試験」を「看護婦国家試験」に、「乙種看護婦試験」を「准看護婦試験」に改め、同表中

「社会保険審査会

健康保険、船員保険及び厚生年金保険における保険給付及び保険料その他の徴収金等についての処分に関する不服等に関する決定及び処分を審査すること。」を
「社会保険審査会 健康保険、船員保険における保険給付に関する不服等に関する決定及び処分を審査すること。」に改める。

援護審査会

戦傷病者戦没者遺
ところにより、議
に対して意見を述

険及び厚生年金保険
に関する決定及び保
金等についての処分
査すること。

に改める。

族等援護法の定める
決し、及び厚生大臣
べること。

第三十条中「駐在防疫官事務所」を削り、「地区麻薬取締官事務所」を

「地区麻薬取締官事務所」を削り、「地区麻薬取締官事務所」を
舞鶴地方引揚援護局
復員連絡局及び復員連絡局支部
地方復員部

第二章第三節第一款を次のように改める。

第一款 削除

第三十一条から第三十三条まで 削除

第三十五条の表中国医務出張所の項中「広島県佐伯郡大竹町」を「広島市」に改める。

第二章第三節第三款の次に次の三款を加える。

第四款 舞鶴地方引揚援護局

第三十九条の二 舞鶴地方引揚援護局は、本省の所掌事務のうち引揚援護及び旧軍人軍属の復員に関する事務を分掌する。

(位置)

第三十九条の三 舞鶴地方引揚援護局は、舞鶴市に置く。

(内部組織)
第三十九条の四 舞鶴地方引揚援護局の内部組織は、厚生省令で定める。

第五款 復員連絡局及び復員連絡局支部

第三十九条の五 復員連絡局は、本省の所掌事務のうち旧陸軍に関する第十四条の二第五号、第六号及び第八号に掲げる事務を分掌する。

2 復員連絡局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
東部復員連絡局	東京都	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 新潟県 長野県
中部復員連絡局	大阪府	静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県
西部復員連絡局	福岡県	山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県

鹿児島県

2 復員連絡局支部の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
東部復員連絡局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
中部復員連絡局	名古屋市	静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県
中部復員連絡局	広島県船越町	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
中部復員連絡局	香川県善通寺町	徳島県 香川県 愛媛県 高知県

(復員連絡局支部)

第三十九条の六 復員連絡局支部は、復員連絡局の所掌事務を分掌する。

(内部組織)

第三十九条の七 復員連絡局及び復員連絡局支部の内部組織は、厚生省令で定める。

第六款 地方復員部

第三十九条の八 地方復員部は、本省の所掌事務のうち旧

厚生省設置法の一部を改正する法律 (二七三)

海軍に関する第十四条の二第五号から第八号までに掲げる事務を分掌する。
(名称、位置及び管轄区域)
第三十九条の九 地方復員部の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
横須賀地方復員部	横須賀市	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 山形県 新潟県 富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府
呉地方復員部	呉市	
佐世保地方復員部	佐世保市	
舞鶴地方復員部	舞鶴市	

（内部組織）

第三十九条の十 地方復員部の内部組織は、厚生省令で定める。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第四十条及び第四十一条 削除

附則

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。但し、目次の改正規定（第二章第三節第一款に関する部分を除く）、第六条第一項の改正規定、第七条の改正規定

前段、第十四条の次に一条を加える改正規定、第十五条の改正規定、第二十八条の改正規定、第二十九条第一項の表の改正規定後段、第三十条の改正規定後段、第二章第三節第三款の次に三款を加える改正規定、第三章の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 引揚援護庁設置令（昭和二十三年政令第二百二十四号）は、廃止する。

3 前項の規定施行の際引揚援護庁に勤務する職員は、別に辞令が発せられない限り、厚生省の本省の相当の職員となるものとする。

農林省設置法等の一部を改正する法律

（昭和二十七年七月三十一日 法律第二百七十四号）

（農林省設置法の一部改正）

第一条 農林省設置法（昭和二十四年法律第五百五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「附属機関（第六十四条・第六十五条）」を「附属機関（第六十四条―第六十五条）」に改める。

第四条第十三号から第十六号までを次のように改める。

十三 農林畜水産業に関する総合計画についての調査及び立案に関する事務を行うこと。

十四 所掌事務に係る物資の生産、配給及び消費の基本的施策につき企画立案をすること。

十五 所掌事務に係る物資に関する価格等の統制を行うこと。

十六 主要食糧及び所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の割当を行い、又は配給を規制すること。

農林省設置法等の一部を改正する法律（二七四）

と。

第四条第十六号の次に次の四号を加える。

十六の二 主要食糧の使用、加工、譲渡、譲受若しくは引渡又は所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の使用、譲渡、譲受若しくは引渡を制限し、又は禁止すること。

十六の三 主要食糧の加工、譲渡、譲受若しくは引渡又は所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の譲渡を命ずること。

十六の四 所掌事務に係る外国為替予算案の作成の準備をすること。

十六の五 所掌事務に係る事業に関し、外国投資家に係る技術援助契約の締結若しくは更新又は外国投資家の株式等の取得に関し認可を与え、又は届出を受理すること。

第四条第四十六号中「貯蔵すること。」の下に「（輸入のための買入及び輸出のための売渡を含む。）」を加え、同条第四十七号中「価格」を「買入及び売渡の価格」に改める。

第五条第一項中「農政局」を「農林経済局」に、同条第二項中「農政局に農業協同組合部」を「農林経済局に農業協

同

同

同

同組合部及び統計調査部に、「統計調査部、研究部及び普及部」を「研究部及び普及部」に改める。

第七条中第十二号を次のように改め、第十三号から第十七号の二までを削り、第十八号を第十三号とする。

十二 農林畜水産業に係る土地及び農業水利の総合計画に関する調査及び立案に関する事務を行うこと。

第八条(見出しを含む。)中「農政局」を「農林経済局」に改め、同条第一項中第二号、第七号及び第十号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを順次一号ずつ繰り上げ、第八号中「農機具、農薬その他の農業専用物品」を削り、「所掌する農業専用物品」を「所掌する肥料」に改め、同号を第六号とし、第九号中「農産物(蚕糸及び主要食糧を除く。){及び農業専用物品」を「肥料」に改め、同号を第七号とし、第十一号を第八号とし、同号の次に次の二十二号を加え、同条第二項中「第三号及び第六号」を「第二号、第五号、第十号及び第十一号」に改める。

九 そ、菜その他の青果物の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

十 農業倉庫に関すること。

並びに検査に関すること。

二十二 日本農林規格に関すること。

二十三 農林省の所掌事務に係る統計報告の徴収についての調整その他統計に関する総合調整を行うこと。

二十四 耕地面積及び農作物の作況の調査を行うこと。

二十五 農山漁村の統計的経済調査を行うこと。

二十六 前二号に掲げるものの外、農林畜水産業に関する統計を作成すること。

二十七 統計的調査資料に基づき、農林畜水産業に関する予測事業を行うこと。

二十八 農林省の所掌事務に係る図書収集、保管、編集及び刊行を行うこと。

二十九 農業(畜産業を含む。次号において同じ。)及び農民生活に関する経済学的研究の企画、実施、調査及び助成並びに関係研究機関の行う当該研究の連絡調整を行うこと。

三十 農業及び農民生活に関する経済学的研究についての資料を収集し、整理し、及び刊行すること。

農林省設置法等の一部を改正する法律 (二七四)

十一 農業用小水力発電施設の助成を行うこと。

十二 資金に関する調整並びに農林中央金庫その他の金融業務を行う団体及びこれらの団体の行う金融業務の指導監督を行うこと。

十三 農林漁業資金を融通すること。

十四 農林漁業資金融通特別会計の経理を行うこと。

十五 農村負債整理に関すること。

十六 農林省の所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。

十七 農林省の所掌に係る企業の整備及び振興を図ること並びに商工業団体の指導監督を行うこと。

十八 農林省の所掌に係る事業の合理化に関すること。

十九 農林畜水産業用物資の割当又は配分に関する調整を行うこと。

二十 農林省の所掌に係る外国為替予算案の作成の準備に関すること及び輸出入に関する連絡調整を行うこと。

二十一 輸出農林畜水産物の等級、標準及び包装条件

第八条に次の一項を加える。

3 統計調査部においては、第一項第二十三号から第二十八号までに掲げる事務をつかさどる。

第十条第一項第一号から第四号までを次のように改める。

一 農業経営の改善を図ること。

二 農産物(蚕糸を除く。以下本条中同じ。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(農林経済局及び食糧庁の所掌に属することを除く。)

三 農機具、農薬その他の農業専用物品(肥料を除く。以下本号及び次号において同じ。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他省がその生産を所掌する農業専用物品の生産に関するものを除く。)

四 農産物及び農業専用物品の検査に関すること。(食糧庁の所掌に属することを除く。)

第十条第一項中第四号の二及び第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 農産物の生産の指導に関し、当該業務を行う団体を指導監督すること。

五の二 病虫害の防除及び輸出入植物の檢疫に関する
こと。

第十条第一項第七号、第十号、第十二号及び第十三号
中「農民生活」を「農山漁家の生活」に、同項第九号、第十
一号及び第十三号中「試験研究」を「自然科学的試験研究」
に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第五
号、第六号」を「前項第六号」に、「農民生活に関する試験
研究」を「農山漁家の生活に関する自然科学的試験研究」
に改め、同項を第二項とし、同条第四項中「農民生活」
を「農山漁家の生活」に改め、同項を第三項とする。

第十五条第二項の表中「中国四国農業試験場一兵庫県」
を「中国農業試験場一兵庫県」に改める。
四国農業試験場一香川県」に改める。

第四十二条第一項中「農作物の作況」を「農林畜水産物
の収穫高」に、「農村」を「農山漁村」に改める。

第四十六条中「第一号から第十六号まで、」を「第一号
から第十六号の三まで、第十六号の五、」に改める。

第四十八条第三号を次のように改める。
三 主要食糧の買入及び売渡の価格の決定並びに主要
食糧の価格の統制に関すること。

第四十八条第五号中「主要食糧」を「農産物検査法(昭和
二十六年法律第四百十四号)による農産物の検査その他
主要食糧」に改める。

第五十一条中「食糧庁」を「第五十四条に規定するもの
の外、食糧庁」に改める。

第五十四条を次のように改める。

(米価審議会)

第五十四条 食糧庁の附属機関として、米価審議会を置
く。米価審議会は、米価その他主要食糧の価格の決定
に関する基本事項を調査審議することを目的とする機
関とする。

2 米価審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員
については政令で定める。

第五十六条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を
「前項」に、「農政局長」を「農業改良局長」に改め、「前
項の事務については官房長の指揮監督」を削り、同項を
第三項とし、同条第五項を第四項とする。

第五十九条中「第一号から第十六号まで、」を「第一号
から第十六号の三まで、第十六号の五、」に改める。

第六十四条第一項を削り、第二項を第一項とし、以下

順次一項ずつ繰り上げ、同条を第六十四条の二とし、第
三章第二節第三款中同条の前に第六十四条として次の一
条を加える。

(附属機関)

第六十四条 林野庁に、第六十五条に規定するもの
外、左の附属機関を置く。

林業試験場

林業講習所

改正後の第六十四条の二の次に次の一条を加える。

(林業講習所)

第六十四条の三 林業講習所は、林業の経営及び技術に
関し、林野庁、営林局及び営林署の職員の教習を行う
機関とする。

2 林業講習所は、東京都に置く。

3 林業講習所の内部組織については、農林省令で定め
る。

第七十条第一項中「林野庁」を「営林局」に改める。

(水産庁設置法の一部改正)

第二条 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一
部を次のように改正する。

農林省設置法等の一部を改正する法律 (二七四)

第七条の二中「第七条の六」を「第八条」に改める。
第七条の九及び第八条を削り、第七条の八を第八条と
し、第九条を次のように改める。

(漁業調整事務局及び漁業調整事務所)

第九条 水産動植物の繁殖保護、漁業の許可、漁業取締
その他漁業調整、漁業調整委員会の監督等漁業法及び
水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の施
行に関する事務の一部を分掌させるため、漁業調整事
務局及び漁業調整事務所を置く。

2 漁業調整事務局及び漁業調整事務所の名称及び位置
は、左の通りとする。

名	称	位 置
北海道漁業調整事務所		札幌市
仙台漁業調整事務所		仙台市
新潟漁業調整事務所		新潟市
香住漁業調整事務所		兵庫県
瀬戸内海漁業調整事務所		神戸市
福岡漁業調整事務所		福岡市
有明海漁業調整事務所		大牟田市

3 漁業調整事務局及び漁業調整事務所の管轄区域、内部組織及び所掌事務の範囲については、農林省令で定める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。
- 2 従前の経済安定本部の米価審議会及びその委員(専門委員を含む)は、食糧庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

通商産業省設置法

(昭和二十七年七月三十一日 法律第二百七十五号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 本省
 - 第一節 内部部局(第五条—第十六条)
 - 第二節 附属機関(第十七条—第二十五条)
 - 第三節 地方支分部局

第一款 通商産業局(第二十六条—第三十一条)
 第二款 鉱山保安監督部(第三十二条—第三十五条)
 第三章 外局(第三十六条—第四十八条)

第一節 特許庁

- 第一款 総則(第三十七条・第三十八条)
- 第二款 内部部局(第三十九条—第四十四条)
- 第三款 附属機関(第四十五条—第四十七条)
- 第二節 中小企業庁(第四十八条)
- 第四章 職員(第四十九条・第五十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、通商産業省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

- 第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基づいて、通商産業省を設置する。
- 2 通商産業省の長は、通商産業大臣とする。

(通商産業省の任務)

第三条 通商産業省は、左に掲げる国の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

- 一 通商の振興及び調整並びに通商に伴う外国為替の管理
- 二 輸出品の生産の振興その他鉱産物及び工業品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに検査
- 三 商鉱工業の合理化を促進するため必要な指導、あつ旋及び助成に関する事務
- 四 計量に関する事務
- 五 電気事業及びガス事業の運営の調整
- 六 石炭その他の鉱物、電力等の資源の開発及び利用の推進並びに発電水力の調整
- 七 鉱山の保安に関する事務
- 八 工業所有権に関する事務
- 九 中小企業の振興及び指導
- 十 鉱工業の科学技術に関する試験研究及びその成果の普及
- 十一 工業標準の制定及び普及
- 十二 商鉱工業に関する調査及び統計その他商鉱工業に関する事務

十三 国営通商事業

十四 アルコール専売事業

(通商産業省の権限)

第四条 通商産業省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む)に従つてなされなければならない。

- 一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
- 四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。
- 六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

- 八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 九 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。
- 十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
- 十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。
- 十二 通商産業省の公印を制定すること。
- 十三 所掌事務に係る物資(電力を含む。)の生産、配給及び消費並びに貿易等に関する基本的施策につき企画立案をすること。
- 十四 鉱工業の科学技術に関する試験研究等を行うこと。
- 十五 工業標準を制定すること。
- 十六 輸出及び輸入を行うこと。
- 十七 輸出及び輸入を制限し、又は禁止すること。
- 十八 通商に関する協定又は取極の実施に関し、必要な措置をとること。
- 十九 貿易に係る外国為替算案を作成すること。
- 二十 通商に伴う外国為替に関する取引等を禁止し、又は制限すること。

- 二十一 輸出及び輸入に関し税関長を指揮監督すること。
- 二十二 輸出品の等級、標準及び包装条件を定めるところ。
- 二十三 輸出信用保険(輸出信用保険の再保険を含む。)を行うこと。
- 二十四 輸出業者の協定及び輸出組合の組合員の遵守すべき事項を認可すること。
- 二十五 所掌事務に係る事業に関し、外国投資家に係る技術援助契約の締結若しくは更新又は外国投資家の株式等の取得に関し認可を与え、又は届出を受理すること。
- 二十六 所掌事務に係る物資に関する価格等の統制を行うこと。
- 二十七 所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所及びその物資の売買取引の委託を受ける商品仲買人を登録し、及びこれを監督すること。
- 二十八 所掌事務に係る公益法人その他の団体につき許可又は認可を与えること。

- 二十九 所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の割当を行い、又は配給を規制すること。
- 三十 所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の使用、譲渡若しくは譲受又は引渡の制限又は禁止を命ずること。
- 三十一 所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の譲渡を命ずること。
- 三十二 所掌事務に係る物資の検査を行うこと。
- 三十三 計量器の製造の事業を許可すること。
- 三十四 計量士国家試験を行い、計量士を登録すること。
- 三十五 航空機又は航空機用機器の製造設備等又は修理設備等の検査をすること。
- 三十六 航空機又は航空機用機器の確認又は証明をすること。
- 三十七 アルコールを製造し、収納し、及び販売すること。
- 三十八 火薬類の製造の営業を許可すること。
- 三十九 鉱業権の設定等に関する出願及び鉱業権者の土地使用等を許可すること。

- 四十 鉱業に関し保安上必要があるときは、鉱業を停止し、又は鉱業上使用する施設の使用の停止、改造、修理等を命ずること。
- 四十一 電気事業又はガス事業を許可すること。
- 四十二 電気及びガスの料金その他の供給条件の設定又は変更を認可すること。
- 四十三 電気事業者間の電気の融通につき契約を認可し、及び必要な命令をし、並びに電気の供給が不足する場合において、電気の使用を制限すること。
- 四十四 電気及びガスに関する施設を認可し、又はその保安上必要な命令をすること。
- 四十五 電気工作物の検査を行い、又は電気用品の製造を免許すること。
- 四十六 弁理士試験を行い、弁理士を登録すること。
- 四十七 工業所有権の出願につき決定及び査定を行うこと。
- 四十八 工業所有権を登録すること。
- 四十九 工業所有権に関する審判及び抗告審判を行うこと。
- 五十 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)

第三条に規定する権限

- 五十一 前各号に掲げるものの外、法律(これに基く命令を含む。)に基き通商産業省に属させられた権限
- 2 通商産業大臣は、たばこ、たばこ巻紙、塩、にがり、かん水、粗製しよう脳及びしよう脳油の輸出及び輸入の基本的事項については大蔵大臣に、米麦等主要食糧、肥料及び飼料の輸出及び輸入の基本的事項については農林大臣に協議しなければならない。

第二章 本省

第一節 内部部局

(内部部局)

第五条 本省に、大臣官房及び左の九局を置く。

- 通商局
- 企業局
- 重工業局
- 軽工業局
- 繊維局
- 鉱山局
- 石炭局
- 鉱山保安局

公益事業局

2 大臣官房に統計調査部を、軽工業局に化学肥料部を置く。

(特別な職)

第六条 大臣官房に官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

3 通商局、企業局、重工業局及び公益事業局に次長各一人を置く。

4 次長は、局長を助け、局務を整理する。

(大臣官房の事務)

第七条 大臣官房においては、通商産業省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に關すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。
- 三 大臣の官印及び省印を管守すること。
- 四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に關すること。(緊要物資輸入基金特別会計、輸出入

内部部局の所掌に係ることを除く。)

十五 前各号に掲げるものの外、通商産業省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属しない事務に關すること。

2 調査統計部においては、前項第十四号に掲げる事務をつかさどる。

(通商局の事務)

第八条 通商局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 通商に關する政策、計画及び手続を立案し、並びにこれらの実施の総合調整を図ること。
- 二 通商に關する協定又は取極の実施に關すること。
- 三 海外市場、内外通商事情その他通商に關し調査し、統計を作成し、及び情報を提供すること。
- 四 貿易に係る外国為替算案を作成すること。
- 五 通商に伴う外国為替を管理すること。
- 六 輸出及び輸入の増進、改善及び調整を図ること。
- 七 通商経済上の国際協力に關する事務を総括すること。
- 八 輸出及び輸入に關する税関長の指揮監督に關すること。

- 用保険特別会計、中小企業信用保険特別会計、米国対日援助物資等処理特別会計、アルコール専売事業特別会計及び特別鉱害復旧特別会計に關することを除く。)
- 六 行政財産及び物品(緊要物資輸入基金特別会計、輸出信用保険特別会計、中小企業信用保険特別会計、米国対日援助物資等処理特別会計及びアルコール専売事業特別会計に属するものを除く。)を管理すること。
- 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。
- 八 公報に關すること。
- 九 行政の審査を行うこと。
- 十 法令案の審査その他総合調整及び企画に關すること。
- 十一 物資(電力を含む。)の需給に關する政策及び計画その他商鉱工業に關する基本的な政策及び計画を樹立すること。
- 十二 調査一般に關すること。
- 十三 圖書及び資料の収集、保管、編集及び刊行を行うこと。(次号に掲げるものを除く。)
- 十四 商鉱工業に關する統計につき、企画、普及、資料の収集、保管、製表、解析及び編集を行うこと。(他の

- 九 通商手続を監査し、及びその勵行を図ること。
- 十 通商に関する団体の指導及び監督を行うこと。
- 十一 輸出信用保険に関すること。
- 十二 輸出信用保険特別会計の經理を行うこと。
- 十三 輸出検査に関すること。
- 十四 前各号に掲げるものの外、通商に関し他局及び他機関の所掌に属しない事務に関すること。

(企業局の事務)

第九条

- 企業局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 通商産業省の所掌に係る事業の合理化に関すること。
 - 二 通商産業省の所掌に係る事業に要する資金の融通を、あつ旋することその他事業の經理に関する事務を総括すること。
 - 三 通商産業省の所掌に係る事業の勞務に関する事務を総括すること。
 - 四 前各号に掲げるものの外、通商産業省の所掌に係る事業の發達、改善及び調整に関する事務を総括すること。
 - 五 通商産業省の所掌に係る物資の売買取引を行うため

- に必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。
- 六 通商に関する参考品等の収集及び展示紹介に関すること。
 - 七 通商産業省の所掌に係る物資の輸送、保管及び保険に関する事務を総括すること。
 - 八 通商産業省の所掌に係る物資に関する価格等の統制に関すること。
 - 九 通商産業省の所掌に係る事業に関する外国投資家に係る技術援助契約の審査を行うこと。
 - 十 通商産業省の所掌に係る事業に関する外国投資家の株式その他の財産の取得の審査を行うこと。
 - 十一 商飲工業の發達及び改善に関する基本に関すること。
 - 十二 緊要物資輸入基金特別会計に係る物資の取得及び売払に関する事業を行うこと。
 - 十三 緊要物資輸入基金特別会計の經理を行うこと。
 - 十四 条約に基いて日本国に駐留する外国軍隊、日本国に在留する外国人等に対する物資の供給及び役務の提供に関する事務を総括すること。(調達庁の所掌に係る

ことを除く。)

- 十五 通商産業省の所掌に係る事業に関する賠償に関すること。
- 十六 米国対日援助物資の引取、保管、売却及びこれらに附帯する業務を行うこと。
- 十七 米国対日援助物資等処理特別会計の經理を行うこと。

(重工業局の事務)

第十条

- 重工業局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 左に掲げる鉄鋼、機械器具等(鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、運輸省が生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関、船舶用品及び農林省が生産を所掌する農機具を除く。)の輸出、輸入、生産、流通及び消費(農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。)の増進、改善及び調整を図ること。(他の内部部局の所掌に係ることを除き、航空機の修理については航空機製造事業者の行うものに限る。)

鉄鋼
鋼材及びその半製品
合金鉄

鉄鋼製品

鉄くず

- 工作機械器具
- 精密機械器具
- 産業機械器具
- 農水産機械器具
- 電気機械器具及び電気用品
- 電気通信機械器具及び電気通信用品
- 原動機
- 自動車
- 自転車
- 産業車両
- 陸用内燃機関
- 航空機

- 右に掲げるもの以外の機械器具
- 二 鑄造品及び鍛造品の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他の内部部局の所掌に係ることを除く。)
- 三 鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、運輸省が生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関及

び船舶用品の輸出及び輸入の増進、改善及び調整を図ること。

四 計量に関すること。(大臣官房及び公益事業局の所掌に係ることを除く。)

五 自転車競走及び小型自動車競走の施行に関すること。

六 兵器等の生産等の許可に関すること。(軽工業局の所掌に係ることを除く。)

七 航空機又は航空機用機器の製造設備等又は修理設備等の検査に関すること。

八 航空機又は航空機用機器の確認又は証明に関すること。

九 重工業局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

(軽工業局の事務)

第十一条

軽工業局においては、左の事務をつかさどる。

一 左に掲げる化学工業品(化学肥料、飲食料品及び農薬を除く。)、雑貨工業品等の輸出、輸入、生産、流通及び消費(農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。)(の増進、改善及び調整を図ること。

ソーダ、火薬その他無機化学工業品

タール、タール系誘導品その他有機化学工業品

ゴム、ゴム製品、皮革(原皮及び原毛皮を除く。)、

皮革製品及び油脂製品

陶磁器、ガラス、セメントその他窯業品

土木建築材料(木材及び石材を除く。)

木竹製品、金属製日用品及び包装材料

右に掲げるもの以外の化学工業品及び雑貨工業品

二 化学肥料(炭酸カルシウム及びカリ塩を除く。以下

同じ。)の輸出、輸入及び生産の増進、改善及び調整を図ること。

三 工業塩及び粗製し、よう、脳の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

四 アルコールの専売を行うこと。

五 アルコール専売事業特別会計の経理を行うこと。

六 火薬類及び高圧ガスの取締に関すること。

七 軽工業局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

2 化学肥料部においては、前項第二号に掲げる事務及び同項第七号に掲げる事務のうち、化学肥料に関すること

をつかさどる。

(繊維局の事務)

第十二条

繊維局においては、左の事務をつかさどる。

一 左に掲げる繊維工業品の輸出、輸入、生産、流通及び消費(生糸及び繭短繊維の生産、流通及び消費並びに農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。)(の増進、改善及び調整を図ること。

綿製品

生糸、繭短繊維及び絹製品

化学繊維製品

羊毛製品

麻製品

パルプ、紙及び紙製品

右に掲げるもの以外の繊維工業品

二 繊維局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

(鉱山局の事務)

第十三条

鉱山局においては、左の事務をつかさどる。

一 鉱業権の設定等に関する出願、登録その他鉱山に関すること。(鉱山保安局の所掌に係ることを除く。)

二 左に掲げる鉱物、金属等の輸出、輸入、生産、流通及び消費(農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。)(の増進、改善及び調整を図ること。(他の内部部局の所掌に係ることを除く。)

鉱物(石炭及び亜炭を除く。)(及び重要土石

非金属鉱物製品

非鉄金属及び非鉄金属製品

石油製品

三 鉱物(石炭及び亜炭を除く。)(の埋蔵量の調査に関すること。

四 鉱山局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

(石炭局の事務)

第十四条 石炭局においては、左の事務をつかさどる。

一 石炭の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他の内部部局の所掌に係ることを除く。)

二 亜炭並びに石炭及び亜炭の乾り、う、品及び加工品の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他の内部部局の所掌に係ることを除く。)

- 三 石炭局の所掌に係る事業の發達、改善及び調整を図ること。
- 四 新炭鉱及び新坑の開發、炭田開發並びに石炭及び亜炭の埋藏量の調査に關すること。
- 五 石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害の復旧に關すること。
- 六 特別鉱害復旧特別會計の經理を行うこと。

(鉱山保安局の事務)

第十五条 鉱山保安局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 鉱山における人に対する危害の防止(衛生に關する通氣及び災害時における救護を含む。)を図ること。
- 二 鉱物資源の保護を図ること。
- 三 鉱山の施設の保全を図ること。
- 四 鉱害の防止を図ること。
- 五 鉱山における保安技術の改善を図ること。
- 六 鉱山保安に關する教育及び指導を行うこと。

(公益事業局の事務)

第十六条 公益事業局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 電氣及びガスの料金その他の供給條件に關すること。
- 二 電氣事業及びガス事業の經理及び會計の監督に關すること。
- 三 電氣事業及びガス事業の運営を調整すること。
- 四 電氣及びガスに關する施設、電氣用品並びに電氣工事業に關する監督その他電氣及びガスの保安に關すること。
- 五 發電水力の調査及び調整を行い、並びに電源の開發その他電氣に關する施設の建設を推進すること。
- 六 電氣の需給を調整し、及び電氣の使用の合理化を図ること。
- 七 電氣の計量に關すること。(大臣官房の所掌に係ることを除く。)
- 八 公益事業局の所掌に係る事業の發達及び改善を図ること。

第二節 附属機関

(工業技術院)

第十七条 本省に附属機関として、工業技術院を置く。

第十八条 工業技術院は、鉱工業の科学技術に關する試験

研究等を行う機関とする。

2 工業技術院は、東京都に置く。

3 工業技術院の組織及び所掌事務は、工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の定めるところによる。

(その他の附属機関)

第十九条 前条及び第二十五条に規定するものの外、本省に左の附属機関を置く。

- 工業品検査所
- 繊維製品検査所
- 計量教習所
- 鉱務監督官研修所
- 保安技術講習所

(工業品検査所)

第二十条 工業品検査所は、銑鉄、鋼材(その半製品を含む。)、鉄鋼製品、非鉄金属、非鉄金属製品、通商産業省がその生産を所掌する機械器具、日用品及び化学工業品(国内向の肥料用のものを除く。)並びに試薬の検査を行う機関とする。

2 工業品検査所は、東京都に置く。
(繊維製品検査所)

通商産業省設置法 (二七五)

第二十一条 繊維製品検査所は、通商産業省がその生産を

所掌する繊維製品の検査を行う機関とする。

2 繊維製品検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位 置
京都繊維製品検査所		京都市
横浜繊維製品検査所		横浜市
神戸繊維製品検査所		神戸市
名古屋繊維製品検査所		名古屋市
桐生繊維製品検査所		桐生市
鶴岡繊維製品検査所		鶴岡市
福井繊維製品検査所		福井市
金沢繊維製品検査所		金沢市

(検査所の支所、出張所等)

第二十二条 通商産業大臣は、検査所の事務を分掌させるため、所要の地に支所又は出張所を設置することができる。

2 検査所の内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置及び内部組織は、通商産業省令で定める。

通商産業省設置法（二七五）

（計量教習所）

第二十三条 計量教習所については、計量法（昭和二十六年法律第二百七号）の定めるところによる。

（鉱務監督官研修所及び保安技術講習所）

第二十四条 鉱務監督官研修所及び保安技術講習所について

では、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の定めるところによる。
 （その他の附属機関）
 第二十五条 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
顧問会議	通商産業に関する重要事項を調査審議すること。
物資需給調整審議会	関係各大臣の諮問に依り、国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関し、必要な報告及び建議をすること。
鉱山保安試験審査会	鉱山保安技術職員の国家試験を行い、及びその資格に関する事項を調査審議すること。
中央鉱山保安協議会	鉱山の保安に関する重要事項を調査審議すること。
輸出入協議会	輸出振興並びに輸入物資の買付及び配分に関する重要事項を調査審議すること。
輸取出引審議会	輸取出引に関する重要事項を調査審議すること。
輸出検査審議会	輸出品の等級、標準及び包装条件その他輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。
輸出信用保険審議会	輸出信用保険に関する重要事項を調査審議すること。

商品取引所審議会	関係各大臣の諮問に依り、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること。
産業合理化審議会	産業合理化に関する重要事項を調査審議すること。
工業生産技術審議会	工業における生産技術の向上及び製品の品質の改善に関する事項を調査審議すること。
電気自動車充電技術者資格検定審議会	電気自動車の充電技術者の資格の検定を行い、及びその資格に関する事項を調査審議すること。
計量行政審議会	計量に関する重要事項を調査審議すること。
航空機生産審議会	航空機及びその関連機器の生産に関する重要事項を調査審議すること。
競輪運営審議会	自転車競走場の設置の許可その他自転車競走の運営に関する重要事項を調査審議すること。
高圧ガス保安審議会	高圧ガス作業主任者国家試験その他高圧ガスの保安に関する重要事項を調査審議すること。
地下資源開発審議会	地下資源（石油及び可燃性天然ガス資源を除く。）の開発に関する重要事項を調査審議すること。
石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会	石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する重要事項を調査審議すること。
電気事業主任技術者資格検定審議会	電気事業主任技術者の資格の検定を行い、及びその資格に関する事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第三節 地方支分部局

第一款 通商産業局

(通商産業局)

第二十六条 本省に、地方支分部局として、通商産業局を置く。

(所掌事務)

- 第二十七条 通商産業局は、本省及び外局の事務(鉱山保安局の事務を除く。)のうち、左に掲げる事務を分掌する。
 - 一 輸出及び輸入の増進、改善及び調整を図ること。
 - 二 輸入に関する事業を行うこと。
 - 三 通商に伴う外国為替の管理に関すること。
 - 四 輸出信用保険に関すること。
 - 五 調査及び統計に関すること。
 - 六 所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。
 - 七 所掌に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。

- 八 所掌に係る事業の賠償に関すること。
- 九 所掌に係る物資の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 十 自転車競走及び小型自動車競走の施行に関すること。
- 十一 アルコールの専売を行うこと。
- 十二 鉱業権の設定等に関する出願及び登録その他鉱山に関すること。
- 十三 電気事業及びガス事業の運営を調整し、並びにその発達及び改善を図ること。
- 十四 電気及びガスに関する施設、電気用品並びに電気工業に関する監督その他電気及びガスの保安に関すること。
- 十五 発電水力の調査及び調整を行うこと。
- 十六 電気の需給を調整し、及び電気の使用の合理化を図ること。
- 十七 中小企業の振興及び指導を行うこと。
- 十八 中小企業信用保険に関すること。
- 十九 鉱工業の科学技術に関する試験研究を振興し、及びその成果の普及を図ること。

二十 工業標準の普及を図ること。
 二十一 発明、実用新案、意匠及び商標の指導奨励を行うこと。

(名称、位置及び管轄区域)
 第二十八条 通商産業局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
札幌通商産業局	札幌市	北海道
仙台通商産業局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、
東京通商産業局	東京都	東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
名古屋通商産業局	名古屋市	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県
大阪通商産業局	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県
広島通商産業局	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国通商産業局	丸亀市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡通商産業局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

2 通商に関しては、前項の規定にかかわらず、関門港は、福岡通商産業局の管轄区域とする。
 3 石炭の生産その他石炭鉱業に関しては、第一項の規定にかかわらず、福島県は、東京通商産業局の管轄区域とする。

- 4 鉱業の区域が二以上の通商産業局の区域にわたるとき、又は通商産業局の管轄区域の境界が明確でないため鉱業の管轄について疑を生じたときは、通商産業大臣が管轄通商産業局を指定する。
- 5 前条第十三号から第十六号までに掲げる事務（電気に関するものに限る。）について特に必要があるときは、通商産業省令で第一項に定める管轄区域と異なる管轄区域を定めることができる。
- 6 通商産業大臣は、必要があるときは、第一項に定める管轄区域を、臨時に変更することができる。
(内部部局)
- 第二十九条 通商産業局に、左の四部を置く。但し、必要に応じて通商産業大臣の定めるところにより、部の数を減ずることができる。
総務部
商工部
鉱山部
公益事業部
- 2 前項の部の外、札幌通商産業局に石炭部を、大阪通商産業局に通商部を、福岡通商産業局に石炭部及び鉱害部

- 3 前二項に定めるものの外、通商産業局の内部部局の組織の細目は、通商産業省令で定める。
(附属機関)
- 第三十条 通商産業局に、附属機関として、地方鉱害賠償基準協議会を置く。
- 2 地方鉱害賠償基準協議会については、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の定めるところによる。
(支局等)
- 第三十一条 通商産業大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に、支局、通商事務所、アルコール事務所、石炭事務所及び工場を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、通商産業省令で定める。
第二款 鉱山保安監督部
(鉱山保安監督部)
- 第三十二条 通商産業局に、鉱山保安監督部を附置する。
- 2 鉱山保安監督部は、鉱山保安局の所掌事務を分掌する。
(名称、位置及び管轄区域)
- 第三十三条 鉱山保安監督部の位置及び管轄区域は、その

附置された通商産業局の位置及び管轄区域とし、その名称は、通商産業大臣が定める。

(内部部局及び附属機関)

第三十四条 鉱山保安監督部の内部部局の組織の細目は、通商産業省令で定める。

2 鉱山保安監督部に、附属機関として、地方鉱山保安協議会を置く。

3 地方鉱山保安協議会については、鉱山保安法の定めるところによる。

(支部)

第三十五条 通商産業大臣は、鉱山保安監督部の部務の一部を分掌させるため、所要の地に鉱山保安監督部の支部を置くことができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、通商産業省令で定める。

第三章 外局

第三十六条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて通商産業省に置かれる外局は、特許庁及び中小企業庁とする。

第一節 特許庁

第一款 総則

通商産業省設置法 (二七五)

(任務及び長)

第三十七条 特許庁は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する事務を行うことを主たる任務とする。

2 特許庁の長は、特許庁長官とする。

(権限)

第三十八条 特許庁は、その所掌事務を遂行するため、第四十一条第一号から第十二号まで及び第四十六号から第四十九号までに掲げる権限を行使する。

第二款 内部部局

(内部部局)

第三十九条 特許庁に、長官官房及び左の四部を置く。

総務部

審査第一部

審査第二部

審判部

(長官官房の事務)

第四十条 長官官房においては、特許庁の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事

- 並びに厚生、教養及び訓練に関すること。
- 三 長官の官印及び庁印を管掌すること。
- 四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 五 会計及び会計の監査に関すること。
- 六 行政財産及び物品を管理すること。
- 七 行政の考査を行うこと。
- 八 前各号に掲げるものの外、特許庁の所掌事務で他部及び万国工業所有権資料館の所掌に属しない事務に関すること。

(総務部の事務)

- 第四十一条** 総務部においては、特許庁の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。
- 一 發明、実用新案、意匠及び商標に関する指導及び奨励を行うこと。
 - 二 調査及び統計に関すること。
 - 三 公報その他の資料を収集し、編集し、及び刊行すること。
 - 四 弁理士に關すること。
 - 五 特許権の存続期間の延長その他工業所有権に関する

こと。(他部の所掌に係ることを除く。)

- 六 工業所有権に關し、外国と連絡すること。
- (審査第一部の事務)

第四十二条 審査第一部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 工業所有権に関する出願書類の方式審査、分類、整理、保管その他出願に關すること。
- 二 工業所有権の原簿登録、特許証及び登録証の下附、特許料及び登録料の收入その他登録に關すること。
- 三 意匠及び商標を審査すること。

(審査第二部の事務)

第四十三条 審査第二部においては、農林畜水産物、鉱物その他の資源の採取、加工、動力の利用、運輸、通信、建設、生活用品等に關する發明及び実用新案の審査に關する事務をつかさどる。

(審判部の事務)

第四十四条 審判部においては、工業所有権に関する審判及び抗告審判に関する事務をつかさどる。

第三款 附属機関

(万国工業所有権資料館)

第四十五条 第四十七条に規定するものの外、特許庁に、附属機関として、万国工業所有権資料館を置く。

第四十六条 万国工業所有権資料館は、左の事務をつかさどる機関とする。

- 一 發明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、陳列し、及びこれらを観覽させ、又は観覽させること。
- 二 審査、審判及び抗告審判に関する図書及び書類その

他必要な文献を収集し、保管し、及びこれらを観覽させること。

2 万国工業所有権資料館は、東京都に置く。

3 万国工業所有権資料館の内部組織は、通商産業省令で定める。

(その他の附属機関)

第四十七条 左の表の上欄に掲げる機関は、特許庁の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
發明奨励審議会	發明、実用新案又は意匠の奨励に關する事項を調査審議すること
弁理士懲戒審議会	弁理士の懲戒に關し議決すること。
弁理士試験審査会	弁理士試験を行うこと。
特許補償等審査会	特許権の収用等による補償金等の額を議決し、及び特許権の存続期間の延長の出願を審査すること。
工業所有権制度改正審議会	通商産業大臣の諮問に應じ、工業所有権制度の改正に關する重要事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律 (二七六)

五六二

に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第二節 中小企業庁

(中小企業庁)

第四十八條 中小企業庁の組織、所掌事務及び権限は、中小企業庁設置法の定めるところによる。

第四章 職員

(職員)

第四十九條 通商産業省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の定めるところによる。

(定員)

第五十條 通商産業省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。
- 2 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第二百二号)は、廃止する。但し、法律(これに基づく命令を含む。)に別段の定がある場合を除く外、従前の機関及びその職員は、この法律に基く相当の機関及びその職員となり、同一性を

- 3 前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

(昭和二十七年七月三十一日法律第二百七十六号)

(中小企業庁設置法の改正)

第一條 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項に次の一号を加える。

- 十 特定中小企業の安定に関する臨時措置法(昭和二十七年法律第二百九十四号)の施行に関すること。

第五條を次のように改める。

(附属機関)

第五條 中小企業庁に附属機関として、中小企業安定審

議会を置く。

- 2 中小企業安定審議会については、特定中小企業の安定に関する臨時措置法の定めるところによる。

(鉱山保安法の改正)

第二條 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

「通商産業省資源庁」を「通商産業省」に改める。

(輸出信用保険法の改正)

第三條 輸出信用保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條中「通商振興局」を「通商局」に改める。

(石油及び可燃性天然ガス資源開発法の改正)

第四條 石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五條中「資源庁」を「通商産業省」に、第三十二條中「資源庁鉱山局」を「通商産業省鉱山局」に改める。

(自転車競技法等の一部を改正する法律の改正)

第五條 自転車競技法等の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

附則第九項及び第十項を削る。

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律 (二七六)

五六三

(製塩施設法の改正)

第六條 製塩施設法(昭和二十七年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十三條第七項中「通商産業省設置法(昭和二十四年法律第二百二号)」を「通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)」に改める。

(航空機製造法の改正)

第七條 航空機製造法(昭和二十七年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を削り、第五項を第四項とする。

(電気事業再編成令の改正)

第八條 電気事業再編成令(昭和二十五年政令第三百四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項及び第十六項中「公益事業委員会」を「通商産業大臣」に改める。

(公益事業令の改正)

第九條 公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 公益事業委員会(第三条―第二十五条)」を「第二章 削除」に、「第八章 異議の申立、聴聞

及び訴訟(第六十条―第七十三条)を「第八章 異議の申立及び聴聞(第六十条―第七十三条)」に改める。

第二章、第五十七条、第七十一条から第七十三条まで及び附則を除き、「公益事業委員会」及び「委員会」を「通商産業大臣」に、「委員会規則」を「通商産業省令」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第三条から第二十五条まで 削除

第五十七条を次のように改める。

(発電水力の調査)

第五十七条 通商産業大臣は、発電水力の開発上必要な調査を行わなければならない。

「第八章 異議の申立、聴聞及び訴訟」を「第八章 異議の申立及び聴聞」に改める。

第七十一条から第七十三条までを次のように改める。

第七十一条から第七十三条まで 削除

第七十一条から第七十三条まで 削除

第七十一条から第七十三条まで 削除

附則第二十二項中「この場合において、第七十五条第

五項中「委員会」とあるのは、「通商産業大臣」と読み替えるものとする。」を削る。

附則

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

2 従前の公益事業委員会の機関及び職員は、通商産業省の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 この法律の施行の際現に効力を有する公益事業委員会規則は、この法律の施行後も、通商産業省令としての効力を有するものとする。

4 この法律の施行前に公益事業令第六十一条の規定による異議の申立に対し同令第六十二条第一項又は第六十九条第一項の規定による決定があつた同令又は同令に基づく命令の規定による公益事業委員会の処分に対する訴については、改正前の同令第七十一条から第七十三条までの規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、第七十二条中「委員会」とあるのは「通商産業大臣」と読み替えるものとする。

工業技術庁設置法の一部を改正する法律

(昭和二十七年七月三十一日 法律第二百七十七号)

工業技術庁設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

工業技術院設置法

「工業技術庁」を「工業技術院」に、「工業技術庁長官」を「工業技術院長」に、「長官官房」を「官房」に改める。

第二条第一項中「通商産業省の外局として、」を「通商産業省に」改め、同条に次の一項を加える。

3 工業技術院の職員(工業技術院長を除く。)の任免は、工業技術院長がこれを行う。

第三条第五号中「他の外局」を「外局」に改める。

第四条中「工業技術協議会並びに」を削り、「試験研究所」の下に「並びに」に掲げる附属機関を加える。

第五条及び第六条を削り、第六条の二を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第八条の二を第七

工業技術庁設置法の一部を改正する法律 (二七七)

八条とする。

第十条を削り、第九条を第十条とし、同条の前に次の一条を加える。

(附属機関)

第九条 左の表の上欄に掲げる機関は、工業技術院の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種	類	目的
工業技術協議会	工業技術協議会	鉱業及び工業の科学技術に関する重要事項を審議すること。
日本工業標準調査会	日本工業標準調査会	関係各大臣の諮問に応じ、工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。
熱管理士試験委員	熱管理士試験委員	熱管理士試験に関する事務をつかさどること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。
- 2 政府は、昭和二十七年九月三十日まで、この法律の施行前に廃止した工業技術庁の試験研究所又はその支所の用に供していた国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。以下同じ。）及び物品（物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第一条に規定する物品をいう。以下同じ。）を、時価から国有財産にあつてはその七割以内、物品にあつてはその五割以内を減額した対価で、地方公共団体に譲渡することができる。但し、当該地方公共団体がその国有財産又は物品を引き続き同種の施設の用に供する場合に限る。
- 3 政府は、前項の規定により国有財産又は物品を譲渡す

- る場合においては、売却代金の納付前においても、当該国有財産又は物品を引き渡すことができる。
- 4 第二項の規定により譲渡した国有財産又は物品の売却代金は、政令で定めるところにより、当該地方公共団体が発行する地方債の証券をもつて納付することができる。
- 5 従前の工業技術庁の機関及び職員は、工業技術院の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。
- 6 工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。
第九条中「工業技術庁」を「工業技術院」に改める。

運輸省設置法の一部を改正する法律

（昭和二十七年七月三十一日法律第二百七十八号）

運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中第一章及び第二章に係る部分を次のように改める。

- 第一章 総則（第一条—第四条）
 - 第二章 本省
 - 第一節 運輸審議会（第五条—第十八条）
 - 第二節 内部部局（第十九条—第二十八条の二）
 - 第三節 附属機関（第二十九条—第三十八条）
 - 第四節 地方支分部局（第三十九条—第五十五条）
 - 第一款 海運局（第四十条—第四十五条）
 - 第二款 港湾建設局（第四十六条—第五十条）
 - 第三款 陸運局（第五十一条—第五十五条）
- 目次中第三章及び第四章に係る部分を次のように改める。

運輸省設置法の一部を改正する法律（二七八）

第三章 外局（第五十六条—第五十九条）

- 第一節 船員労働委員会及び捕獲審検再審査委員会（第五十七条—第五十八条）
- 第二節 海難審判庁（第五十九条）
- 第四章 職員（第六十条・第六十一条）
- 第三条第七号中「気象」を「気象業務」に改め、第九号を次のように改める。
- 九 交通に関する保安
- 第四条第一項第十四号の次に次の十二号を加える。
- 十四の二 運輸に関する基本的な政策及び計画につき企画立案すること。
- 十四の三 所掌事務に係る物資の生産、流通及び消費に関する基本的施策につき企画立案すること。
- 十四の四 所掌事務に係る価格等の統制を行うこと。
- 十四の五 所掌事務に係る外国為替予算案の作成の準備をすること。
- 十四の六 所掌事務に係る輸出品の等級、標準及び包装条件を定めて、これらの検査を行うこと。
- 十四の七 所掌事務に関し、外国投資家に係る技術援助契約の締結若しくは更新又は外国投資家の株式等の取

得に關し、許可を与え、又は届出を受理すること。
 十四の八 所掌事務に係る中小企業等の振興を図り、及び經營に關する指導を行うこと。
 十四の九 所掌事務に係る中小企業等協同組合の定款の認証等を行うこと。
 十四の十 所掌事務に係る工業品等についての工業標準を制定し、及び普及すること。
 十四の十一 國際觀光事業を助成すること。
 十四の十二 通訳案内業の試験を行うこと。
 十四の十三 外客宿泊施設の整備を図るため、ホテル及び旅館を登録すること。
 第四条第一項第十五号中「航路、就航区域又は船舶」を「航路又は区域」に改め、同項第十五号の二の次に次の一号を加える。
 十五の三 航法及び船舶交通に關する信号方法に關し、調査し、及び企画立案すること。
 第四条第一項第十七号の次に次の一号を加える。
 十七の二 船舶の安全に關する検査をすること。
 第四条第一項第二十四号の次に次の二号を加える。
 二十四の二 海技従事者の免許をすること。

二十四の三 水先人の免許をすること。
 第四条第一項第二十七号及び第二十七号の二を次のように改める。
 二十七 港湾運送事業の登録をすること。
 二十七の二 港湾運送事業者に対し、運賃及び料金並びに運送約款の実施の延期又は変更を命ずること。
 第四条第一項第二十九号中「又は保管料率の変更を命ずること。」を「又は料金表の変更に關する命令をすること。」に改める。
 第四条第一項第三十一号中「国有鉄道調停委員会」を「公共企業体等調停委員会」に、「公共企業体仲裁委員会」を「公共企業体等仲裁委員会」に改め、同項第三十二号中「公共企業体仲裁委員会」を「公共企業体等仲裁委員会」に改める。
 第四条第一項第四十四号の二から第四十四号の四までを次のように改める。
 四十四の二 航空機の登録をすること。
 四十四の三 航空機及びその装備品の証明及び検査をすること。
 四十四の四 航空従事者に關する証明及び航空機乗組員の免許をすること。

第四条第一項第四十四号の四の次に次の五号を加える。
 四十四の五 航空機の操縦の練習の許可をすること。
 四十四の六 航空路を指定すること。
 四十四の七 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理を行い、並びにこれらを行う者に対し、許可し、及び必要な命令をすること。
 四十四の八 航空交通管制区及び航空交通管制圏を指定し、並びに航空機の航行について許可し、承認し、及び指示を与えること。
 四十四の九 航空運送事業及び航空機使用事業を免許し、又は許可し、並びにこれらの事業の業務に關し、許可し、認可し、又は必要な命令をすること。
 第四条第一項第四十五号から第四十八号までを次のように改める。
 四十五 氣象、地象、地動、地球磁氣、地球電氣及び水象並びにこれらに關連する太陽、天空及び地面のふく射に關する観測、調査及び研究を行うこと。
 四十六 氣象、地象、地動、地球磁氣、地球電氣及び水象並びにこれらに關連する太陽、天空及び地面のふく射に關する観測、調査及び研究の成果並びにこれらに關する統計及び資料を發表すること。

四十七 氣象の観測を行う者に対し、その成果の報告を求めること。
 四十八 氣象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び水象を予報し、及び警報すること。
 第四条第一項第四十八号の次に次の四号を加える。
 四十八の二 氣象、地象(地震及び火山現象を除く。)津波、高潮及び波浪の予報業務に關し、許可すること。
 四十八の三 氣象電報を集め、氣象無線報を受信すること。
 四十八の四 氣象の観測の成果を無線通信により發表する業務に關し、許可すること。
 四十八の五 氣象測器の檢定及び型式証明を行うこと。
 第四条第一項第四十九号の二の次に次の四号を加える。
 四十九の三 水路測量及び海象観測を行うこと。
 四十九の四 水路測量及び海象観測の成果を公表すること。
 四十九の五 水路図誌及び航空図誌を調製し、及び供給すること。
 四十九の六 航路標識の設置及び管理を行い、並びにこれらを行う者に対し、許可し、及び必要な命令をすること。

第四條第一項第五十一号を次のように改める。

五十一 削除

第四條第一項第五十三号から第六十号までを削り、第六十一号を第五十三号とする。

第四條第二項第六号及び第七号を次のように改める。

六 所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の割当を行い、又は配給を規制すること。

七 所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の使用、譲渡、譲受若しくは引渡を制限し、又は禁止を命ずること。

第四條第二項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の譲渡を命ずること。

第六條第一項第二号中「軌道、」の下に「無軌条電車、」を加え、第三号を次のように改める。

三 旅客定期航路事業（対外定期航路事業を除く。）における運賃及び料金の認可又は変更の命令。
第六條第一項第四号を次のように改める。

九の二 水路業務に関する事。

九の三 航路標識の業務に関する事。

第二十二條第一項第十六号の次に次の四号を加える。

十六の二 運輸に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。

十六の三 運輸省の所掌事務に係る物資に関する基本的な政策及び計画に関する事。

十六の四 運輸省の所掌事務に係る価格等の統制に関する事。

十六の五 運輸省の所掌事務に係る外国為替予算案の作成の準備に関する事。

第二十二條第一項第十七号を次のように改める。

十七 都市における交通調整に関する事。

第二十二條第一項第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 通訳案内業に関する事。

第二十二條第三項中「第二十二号」を「第二十一号」に改める。

第二十三條第一項各号を次のように改める。

一 海運局、船舶局、船員局及び港湾局の所掌に属する

運輸省設置法の一部を改正する法律（二七八）

四 倉庫業における料金に関する基準の設定。

第六條第一項第五号中「及び軌道の特許」を「並びに軌道及び無軌条電車の特許」に改め、第六号を次のように改める。

六 地方鉄道の免許の取消、軌道若しくは無軌条電車の特許の取消又は地方鉄道、軌道若しくは無軌条電車の営業の停止

第六條第一項第十号中「及び軌道」を「軌道及び無軌条電車」に、第十一号中「軌道」を「軌道、無軌条電車」に、第十一号の三中「海上運送法」を「第三号に規定するものを除く外、海上運送法」に改める。

第六條第一項第十一号の五の次に次の一号を加える。

十一の六 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定により運輸審議会にはかることを要する事項

第十九條第一項中「六局」を「七局」に、「自動車局」を「自動車局」に改め、同条に次の一項を加える。
航

六 航空局に監理部及び技術部を置く。

第二十二條第一項第九号中「気象」を「氣象業務」に改め、同号の次に次の二号を加える。

事務の総合調整に関する事。

二 旅客定期航路事業の免許、許可又は認可に関する事。

三 定期航路事業における運賃及び料金に関する事。

四 標準木船運賃、標準回漕料又は標準木船貸渡料の設定に関する事。

五 船舶の譲受、譲渡、借受及び貸渡の許可に関する事。

六 水上運送事業における補償に関する事。

七 木船相互保険組合の認可に関する事。

八 日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不開港場への寄港の特許に関する事。

九 水上運送の用に供する物資の需給の調査に関する事。

十 海難救助の制度の調査及び企画立案に関する事。

十一 海難の調査（海難審判庁の行うものを除く。）に関する事。

十二 水先に関する事（船員局の所掌に属するものを除く。）

十三 航法及び船舶交通に関する信号方法に関する制度

運輸省設置法の一部を改正する法律（二七八）

五七二

の調査及び企画立案に関すること。

十四 港則に関する制度の調査及び企画立案に関すること。

十五 海事代理士に関すること。

十六 海事思想の普及及び宣伝に関すること。

第二十三条第二項中第三号及び第五号を削り、第二号の二を第三号とし、第六号を第五号とし、同号中「及び石油製品」を削る。

第二十三条第三項中「第一項第一号から第三号までの事務及び」を「第一項第一号及び第十号から第十六号までの事務並びに」に改める。

第二十四条第一項第一号を第一号の三とし、同号の前に次の二号を加える。

一 船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査に関すること。

一の二 満載きつ水線の指定に関すること。

第二十四条第一項第五号の次に次の三号を加える。

五の二 船舶、船舶用機関及び船舶用品並びに船舶の製造及び修繕の用に供する施設に関するものについての工業標準に関すること。

仲裁委員会を「公共企業体等仲裁委員会」に改める。

第二十七条第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の運転事故の調査に関すること。

第二十七条第一項第十四号の次に次の三号を加える。

十四の二 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の用に供する車両、鉄道信号保安装置その他の陸運機器並びに鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の施設に関するものについての工業標準に関すること。

十四の三 輸出に係る所掌事務に係る物資の等級、標準及び包装条件並びに検査に関すること。

十四の四 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の用に供する物資の需給の調査に関すること。

第二十七条第三項中「第十四号まで」を「第十四号の四まで」に改める。

第二十八条第一項第八号中「及び通運計算事業」を「通運計算事業及び道路運送車両による輸送」に改め、同号の次に次の一号を加え

八の二 道路運送及び道路運送車両と道路との関連に関する調査及び研究に関すること。

運輸省設置法の一部を改正する法律（二七八）

五の三 輸出に係る所掌事務に係る物資の等級、標準及び包装条件並びに検査に関すること。

五の四 造船に関する事業並びに船舶の引揚及び解体の事業の用に供する物資の需給の調査に関すること。

第二十四条第二項第四号中「及び石油製品」を削る。

第二十五条第一項第十一号の次に次の二号を加える。

十一の二 海技従事者の免許並びに船舶職員の資格及び定員に関すること。

十一の三 水先人の試験に関すること。

第二十六条第一項第十号中「保管料率」を「料金表」に改める。

第二十六条第一項第十一号の次に次の二号を加える。

十二 港湾施設に関するものについての工業標準に関すること。

十三 港湾、倉庫等の用に供する物資等の需給の調査に関すること。

第二十六条第二項中「及び石油製品」を削る。

第二十七条第一項第三号中「国有鉄道調停委員会」を「公共企業体等調停委員会」に、「公共企業体仲裁委員会」を「公共企業体等仲裁委員会」に改め、同項第四号中「公共企業体

第二十八条第一項第十三号の次に次の三号を加える。

十三の二 自動車用代燃装置及び運輸省が生産を所掌する軽車両並びに自動車車庫に関するものについての工業標準に関すること。

十三の三 輸出に係る所掌事務に係る物資の等級、標準及び包装条件並びに検査に関すること。

十三の四 道路運送車両の使用及び整備の用に供する燃料油脂、タイヤ、チェーン等の物資の需給の調査に関すること。

第二十八条第二項中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とする。

第二十八条第三項中「第八号まで」を「第八号の二まで」に、「第十三号まで及び第二項第二号から第六号まで」を「第十三号の四まで並びに第二項第二号及び第三号」に改める。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（航空局）

第二十八条の二 航空局においては、左の事務をつかさどる。

一 航空機の登録に関すること。

五七三

- 二 航空機の安全性に関すること。
- 三 航空機及びその装備品の修理及び改造（航空運送事業者又は航空機使用事業者の行う自家修理及びこれに準ずるものに限る。）に関すること。
- 四 航空機及びその装備品の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 五 航空従事者に関する証明及び航空機乗組員免許に関すること。
- 六 航空機の操縦の練習の許可に関すること。
- 七 航空従事者の教育及び養成に関すること。
- 八 航空路の指定に関すること。
- 九 航空路の調査及び航空路誌の編集に関すること。
- 十 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びにこれらに関する許可その他の行為に関すること。
- 十一 飛行場及び航空保安施設の改善のための調査及び研究に関すること。
- 十二 航空交通の安全に関すること。
- 十三 航空運送事業及び航空機使用事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
- 十四 前号に掲げる事業の運賃及び料金に関すること。

- 十五 航空機の事故調査に関すること。
 - 十六 所掌事務に係る工業品等についての工業標準に関すること。
 - 十七 所掌事務に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
 - 2 監理部においては、前項第五号から第七号まで、第三号、第十四号及び第十七号に掲げる事務を、技術部においては、同項第一号から第四号まで、第八号から第十二号まで、第十五号及び第十六号に掲げる事務をつかさどる。
- 第二十九条中「運輸技術研究所」を
「運輸技術研究所
水路部
燈台局
- 「海員養成所」を
「海員学校
航空保安事務所
航空標識所」に改める。
- 第三十条第一項を次のように改める。
- 中央気象台は、気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）第二条第四項各号の気象業務等を行う機関とする。
- 第三十条第二項中「海況、地震、」を「地象、地動、地球磁気、地球電気、水象」に改め、「測器」の下に「並びに羅針盤及び経緯儀」を加える。

第三十一条第一項第四号の次に次の一号を加える。

- 五 航空機、航空原動機、及び航空機装備品並びに飛行場及び航空保安施設に関すること。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

（水路部）

第三十二条 水路部は、左に掲げる業務を行う機関とする。

- 一 水路測量及び海象観測並びにその成果の公表
- 二 水路及び海象に関する調査及び研究並びにその成果並びにこれらに関する統計及び資料の公表
- 三 水路図誌及び航空図誌の調製及び供給
- 四 水路及び海象並びに水中における沈没物その他の航海の障害となる虞がある物件に関する情報の公表
- 五 一般の委託により行う水路測量及び海象観測並びにこれらに関連する図誌の調製

2 水路部は、東京都に置く。

3 水路部の内部組織は、運輸省令で定める。

- 4 水路部の事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方水路部その他の出張所及び技術者の養成施設を置く。その名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

（燈台局）

運輸省設置法の一部を改正する法律 (二七八)

第三十三条 燈台局は、左に掲げる業務を行う機関とする。

- 一 航路標識の設置及び管理
- 二 運輸省以外の者で航路標識の設置及び管理を行うものの監督
- 三 航路標識の附属の設備による気象の観測並びにその成果の公表

2 燈台局は、東京都に置く。

3 燈台局の内部組織は、運輸省令で定める。

- 4 燈台局の事務の一部を分掌させるため、所要の地に、燈台管理部その他の出張所及び技術者の養成施設を置く。その名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

第三十六条第一項中「海員養成所」を「海員学校」に改める。

- 第三十七条中「海員養成所」を「海員学校」に、第二項の表中

「海員養成所」	「海員学校」
宮古海員養成所	宮古海員学校
七尾海員養成所	七尾海員学校
宮崎海員養成所	宮崎海員学校
栗島海員養成所	栗島海員学校
門司海員養成所	門司海員学校
高浜海員養成所	高浜海員学校
小樽海員養成所	小樽海員学校
唐津海員養成所	唐津海員学校
宮古海員養成所	宮古海員学校
七尾海員養成所	七尾海員学校
宮崎海員養成所	宮崎海員学校
栗島海員養成所	栗島海員学校
門司海員養成所	門司海員学校
高浜海員養成所	高浜海員学校

に改める。

第三十七条の次に次の二条を加える。

（航空保安事務所）

第三十七条の二 航空保安事務所は、飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する業務を行う機関とする。

2 航空保安事務所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

3 運輸大臣は、航空保安事務所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に航空保安事務所の出張所を置くことができる。その名称、位置及び所掌事務の範囲は、運輸省令で定める。

（航空標識所）

第三十七条の三 航空標識所は、航空無線標識施設及び航空無線通信施設の管理に関する業務を行う機関とする。

2 航空標識所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

3 運輸大臣は、航空標識所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に航空標識所の出張所を置くことができる。その名称、位置及び所掌事務の範囲は、運輸省令で定める。

第三十八条第一項の表中中央船員職業安定審議会の項の前に次の一項を加える。

海上安全審議会

運輸大臣の諮問に依りて船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）に定める事項その他海上における交通に関する保安に関する重要事項を調査審議すること。

第三十八条第一項の表中「造船業合理化審議会」を「海運造船合理化審議会」に改め、「造船に関する事業の合理化」の上に「海運及び」を加える。

第三十八条第一項の表中船員教育審議会の項の次に次の一項を加える。

水先審議会

運輸大臣の諮問に依りて水先法（昭和二十五年法律第百二十一号）第二十五条及び第三十二条に規定するものの外、水先の制度に関する重要事項を調査審議すること。

第三十九条中「公共船員職業安定所」を削り、「港湾建設部」を「港湾建設局」に改める。

第四十条第一項中第一号から第四号の二までを次のように改める。

一 旅客定期航路事業の免許、許可及び認可に関すること。

第四十二条第一項中「五部」を「四部」に改め、「港湾連絡調整部」を削る。

第四十三条第二項中「港湾建設部」を「港湾建設局」に改める。

第二章第四節中「第二款 公共船員職業安定所」を削り、

第四十五条を次のように改める。

第四十五条 削除

第二章第四節中「第三款 港湾建設部」を「第二款 港湾建設局」に改め、第四十六条から第五十条までの中「港湾建設部」を「港湾建設局」に改め、第四十七条中「第一港湾建設部」を「第一港湾建設局」に、「第二港湾建設部」を「第二港湾建設局」に、「第三港湾建設部」を「第三港湾建設局」に、「第四港湾建設部」を「第四港湾建設局」に改め、第四十八条第二項中「部務」を「局務」に、「部長」を「局長」に改め、第五十条中「部務」を「局務」に改める。

第二章第四節中第四款を第三款とする。

第五十一条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の運転事故の調査に関すること。

第五十一条第一項第十号の次に次の一号を加える。

二 定期航路事業における運賃及び料金に関すること。

二の二 木船運送事業の登録に関すること。

三 船舶の譲受、譲渡、借受及び貸渡の許可に関すること。

四 水上運送事業における補償に関すること。

第四十条第一項第四号の次に次の六号を加える。

四の二 日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不開港場への寄港の特許に関すること。

四の三 水先に関すること。

四の四 海難の調査に関すること。

四の五 前各号に掲げるものの外、水上運送事業及び水上における輸送の発達、改善及び調整に関すること。

四の六 船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査に関すること。

四の七 満載きつ水線の指定に関すること。

第四十条第一項第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 海技従事者の免許に関すること。

第四十条第二項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同号中「及び石油製品」を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とする。

十の二 道路運送及び道路運送車両と道路との関連に関する調査及び研究に關すること。

第五十一条第二項中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とする。

第五十六条中「海上保安庁」及び「航空庁」を削る。

第三章中「第二節 海上保安庁」を削り、第五十八条を次のように改める。

第五十八条 削除

第三章中第三節を第二節とする。

第三章第四節を削る。

附則

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。但し、目次中第三章及び第四章に係る部分の改正規定、第三条第九号の改正規定、第四条第一項第四十九号の二の次に四号を加える改正規定、同条第一項第五十一号の改正規定、第二十二條第一項第九号の次に一号を加える改正規定、第二十九條の改正規定前段、第三十二條及び第三十三條の改正規定、第三十八條第一項の表中中央船員職業安定審議会の項の前に一項を加える改正規定、第五十六條の改正規定中海上保安庁に關する部分、第三章第二

節、第三節及び第五十八條の改正規定並びに附則第八項の規定、第九項中第十三條の改正規定及び第十一項の規定は、別に法律で定める日から施行し、第四条第一項第三十一号及び第三十二号の改正規定並びに第二十七條第一項第三号及び第四号の改正規定は、労働関係調整法等の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百八十八号）の施行の日から施行する。

2 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三條ノ四第一項中「其ノ居住地ヲ管轄スル公共船員職業安定所」を「其ノ居住地ヲ管轄スル海運局（厚生大臣ガ運輸大臣ニ協議シテ指定スル海運局ノ支局及港灣管理事務所並ニ之等ノ出張所ヲ含ム以下同ジ）」に、「当該公共船員職業安定所」を「当該海運局」に、同条第二項中「公共船員職業安定所」を「海運局」に改める。

第三十三條ノ五中「公共船員職業安定所」を「海運局」に改める。

第三十三條ノ六中「公共船員職業安定所長」を「海運局ノ長」に改める。

第三十三條ノ七中「公共船員職業安定所」を「海運局」

に、「公共船員職業安定所長」を「海運局ノ長」に改める。

第三十三條ノ八中「公共船員職業安定所長」を「海運局ノ長」に改める。

第三十三ノ九第三項、第三十三條ノ十一、第三十三條ノ十三、第三十三條ノ十四第一項、第五十二條ノ二、第五十二條ノ三及び第六十五條ノ八中「公共船員職業安定所」を「海運局」に改める。

8 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第五項中「海上保安庁の基地施設、通信施設、航路標識」を「航路標識」に改める。

4 海難審判法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「海難審判庁審判官」の下に「又は海難審判庁理事官」を加える。

第十条第一項中「海難審判庁審判官」の下に「海難審判庁理事官」を加え、第三項中「海難審判庁審判官」の下に「及び理事官」を加え、第四項を削り、第一項の次に次の一項を加える。

海難審判庁理事官（以下「理事官」というは、（審判運輸省設置法の一部を改正する法律（二七八）

の請求及びこれに係る海難の調査並びに裁決の執行に關することを掌る。

第十三條中「各海難審判庁」の下に「（高等海難審判庁又は地方海難審判庁をいう。以下同じ。）」を加える。

第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條の二 海難審判庁に、海難審判理事所を置く。

海難審判理事所は、理事官の行う事務を統轄するための機關とする。

海難審判理事所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

第二十九條及び第五十八條中「海上保安庁海難審判理事所」を「海難審判理事所」に改める。

5 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「公共船員職業安定所」を「海運局」に、同条中「公共船員職業安定所の業務」を「海運局長の行う船員の職業の安定に關する業務」に改める。

6 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「船舶の安全に關する検査、船舶職員

の資格及び定員」、「海難の調査、水先人」及び「海難審判庁に対する審判の請求及び海難審判庁の裁決の執行」を削る。

第三条第一項中「海上警備隊の職員を除く。」を削る。
第五条中「七部」を「六部」に改め、「海事検査部」を削る。

第六条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。
第七条の二を削る。

第十一条の三を削る。
第十二条第二項中「別表第一」を「別表」に改める。
第十二条の二第一項中「七部」を「六部」に改め、「海事検査部」を削る。

第十四条中「海上警備隊を除く。」を削り、同条第三項中「事務の中、海難審判理事官の行う事務以外の」を削る。

第二十二条を次のように改める。
第二十三条中「海上警備隊の職員を除く。」を削る。
第二章を削り、第三章の章名中「及び水先審議会」を削り、同章を第二章とし、以下一章ずつ繰り上げる。

第二十二條 削除
第二十三條中「海上警備隊の職員を除く。」を削る。
第二章を削り、第三章の章名中「及び水先審議会」を削り、同章を第二章とし、以下一章ずつ繰り上げる。

「公共船員職業安定所」を「海運局」に改める。
第十六条から第二十一条まで、第二十三条から第二十五条まで及び第二十九条中「公共船員職業安定所」を「海運局長」に改める。
第四十三条、第四十四条、第四十六条及び第五十八条中「公共船員職業安定所長」を「海運局長」に改める。
第六十一条中「公共船員職業安定所の業務」を「海運局長の行う船員の職業の安定に関する業務」に改める。
第六十七条中「公共船員職業安定所」を「海運局長」に改める。

8 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に改める。
第二条から第五条まで中「海上保安庁」を「運輸省」に改める。

第七条中「海上保安庁又はもよりの管区海上保安本部若しくはその事務所」を「燈台局又はその出張所」に改める。
第八条第二項中「海上保安官」を「運輸大臣」に改める。
第十三条第四号中「運輸大臣」を削る。

運輸省設置法の一部を改正する法律（二七八）

第二十六条の二を削る。
第三十三条第一項中「海上警備隊の職員を除く。」を削る。

附則第三十五条を次のように改める。
第三十五条 削除

別表第一の表名を「別表」に改め、別表第二を削る。
船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

第七条中「海運局長」の下に「(運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第三十九条の海運局長をいう。以下同じ。)」を加え、「公共船員職業安定所の指揮監督に関する基準の制定、」を削る。

第八条及び第九条を次のように改める。
第八条及び第九条 削除

第十条中「公共船員職業安定所の業務」を「海運局長の行う船員の職業の安定に関する業務」に、「公共船員職業安定所において」を「海運局において」に改める。

第十一条及び第十三条中「公共船員職業安定所」を「海運局長」に改める。
第十五条中「公共船員職業安定所長」を「海運局長」に、

第十四条中「又は海上保安官」を削る。
第十五条前段中「運輸大臣」を削り、同条後段を削る。
9 水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に改める。
第七条第二項中「海上保安庁」を「運輸省」に改める。
第十三条中「海上保安庁」を「保安庁」に改める。
第二十五条第三項を削る。
第二十六条中「海上保安監部その他の管区海上保安本部の事務所(以下「管区海上保安本部の事務所」という。))」を「海運局若しくはその支局又はこれらの出張所」に改める。

第二十七条及び第二十八条中「管区海上保安本部の事務所」を「海運局若しくはその支局又はこれらの出張所」に改める。
第三十一条第一項中「海上保安庁」を「運輸省」に改める。
10 昭和二十七年八月一日から第一項に規定する別の法律で定める日までの間は、水先法第十三条中「海上保安庁」

とあるのは、「海上保安庁及び保安庁」と読み替えるものとする。

11 水路業務法(昭和二十五年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に、「海上保安庁」を「運輸省」に改める。

第四条の二中「その他の航空に関する図誌」の下に「航空路誌を除く。」を加える。

第二十七条中「運輸大臣」を削る。

12 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に、「海上保安庁」を「運輸省」に、「海上保安審議会」を「海上安全審議会」に改める。

第二十五条中「運輸大臣」を削る。

13 航空法(昭和二十七年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

「航空庁長官」を「運輸大臣」に改める。
第百三十五条の表の下欄中「航空庁」を「運輸省」に改める。

第百三十七条中「行政官庁」を「運輸大臣」に改め、「運輸大臣」を削る。

14 気象業務法の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「航空庁長官を経て」を削る。

第十五条第一項及び第五項中「航空庁」を「運輸省」に改める。

郵政省設置法の一部を改正する法律 (昭和二十七年七月三十一日 法律第百七十九号)

郵政省設置法(昭和二十三年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「地方機関」を「地方支分部局」に改める。

第一条中「第三条に掲げる事業を合理的、能率的に経営する」を「第三条に掲げる事業を合理的、能率的に経営し、且つ、その所掌する行政事務を能率的に遂行する」に改める。
第三条を次のように改める。

(郵政省の任務)

第三条 郵政省は、左に掲げる国の事業及び行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一 郵便事業

二 郵便貯金事業、郵便為替事業及び郵便振替貯金事業

三 簡易生命保険事業及び郵便年金事業

四 電気通信に関する事務

2 郵政省は、前項の事業及び事務の外、左に掲げる業務をつかさどる。

一 前項の事業に附帯する業務

二 日本電信電話公社、国際電信電話株式会社及び日本放送協会から委託された業務

三 国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上並びにその割増金の支払に関する業務

四 印紙の売りさばきに関する業務

五 年金及び恩給の支給その他国庫金の受入払渡に関する業務

第四条第十四号の次に次の二号を加える。

十四の二 所掌事務に係る公益法人その他の団体につき、許可又は認可を与えること。

郵政省設置法の一部を改正する法律 (二七九)

十四の三 法令の定めるところに従い、所掌事務に関し、届出をさせ、報告を徴し、又は必要な命令をすること。

第四条第二十二号の次に次の十五号を加える。

二十二の二 法令の定めるところに従い、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社を監督すること。

二十二の三 法令の定めるところに従い、有線電気通信を規律し、及び監督すること。

二十二の四 法令により委任された範囲において、電気通信に関する国際的取極を商議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。

二十二の五 法令の定めるところに従い、無線局の開設の根本的基準を定め、こと及び無線局(高周波利用設備を含む。以下同じ)について免許(許可及び承認を含む。以下同じ)をすること。

二十二の六 法令の定めるところに従い、無線設備(高周波利用設備を含む。以下同じ)の技術基準を定めること。

二十二の七 法令の定めるところに従い、無線局について、その無線設備、無線従事者の資格及び員数等を検

査すること。

五八三

査すること。

二十二の八 法令の定めるところに従い、電波を監視し、及び規律すること。

二十二の九 周波数標準値を定め、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。

二十二の十 電波の伝わり方について、予報及び異常に關する警報を發し、並びにその他の通報をすること。

二十二の十一 法令の定めるところに従い、無線従事者國家試験を行い、及び無線従事者免許を与えること。

二十二の十二 委託により、無線設備の性能試験並びにその機器の型式検定及び較正を行うこと。

二十二の十三 委託により、無線局の周波数を測定すること。

二十二の十四 電波の利用を助成し、及び促進すること。

二十二の十五 法令の定めるところに従い、日本放送協會を監督すること。

二十二の十六 法令の定めるところに従い、有線放送業務の運用を規正すること。

〔第二章 内部部局及び地方機関〕を〔第二章 内部部局

及び地方支分部局に改める。

第五條第一項中「簡易保険局」を「電波監理局」に改める。

第六條第一項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 聴聞に關すること。

五の三 電波監理審議会に關すること。

第六條第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 公益法人その他の団体に対する許可又は認可に關すること。

六の三 図書及び資料に關すること。

第六條第一項第十一号の(一)を次のように改める。

(一) 各部局の事業又は業務計画案に基く資料及び物品の需給計画を作成し、及び実施すること。

第六條第一項第十二号の次に次の四号を加える。

十二の二 日本電信電話公社及び國際電信電話株式会社を監督すること。

十二の三 公共企業体等調停委員会に対する調停の請求及び公共企業体等仲裁委員会に対する仲裁の請求に關すること。

十二の四 有線電氣通信を規律し、及び監督すること。

十二の五 電波及び放送の規律に關する事項以外の國際

施すること。

三 電波及び放送の規律に關する事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

四 電波及び放送の規律に關する國際的取極及び國際電氣通信連合その他の機關との連絡に關すること。

五 周波数の割當に關すること。

六 無線局の開設の根本的基準を定め、その他無線局の免許に關すること。

七 無線設備の技術基準を定めること。

八 無線局の運用及び検査に關すること。

九 無線従事者の國家試験及び免許に關すること。

十 電波を監視し、及び規正すること並びに不法に開設された無線局を探索すること。

十一 無線局の電波の發射の停止に關すること。

十二 電波の伝わり方についての予報及び警報に關すること。

十三 委託により、無線局の周波数を測定すること。

十四 電波の利用に關する研究及び調査をし、又はこれを部外の研究機関に委託すること。

十五 電波の利用を助成し、及び促進すること。

電氣通信の管理に關する國際的取極及び國際電氣通信連合その他の機關との連絡に關すること。

第六條第二項中「前項第十号に掲げる事務及び」を「前項第十号及び第十二号の三に掲げる事務並びに」に改める。

第八條第四号中「國際會議」を「國際的取極」に改め、同條第十三号及び第十三号の二を次のように改める。

十三 日本電信電話公社及び國際電信電話株式会社から委託された業務を処理すること。

十三の二 日本放送協會から委託された業務を処理すること。

第九條第五号中「國際會議」を「國際的取極」に改める。

第十條第二十三号中「簡易生命保險郵便年金事業審議會及び」を削り、同條の次に次の一条を加える。

(電波監理局の事務)

第十條の二、電波監理局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電波及び放送の規律(有線放送の業務の運用の規正を含む。以下同じ。)に關する企画を行い、及び実施すること。

二 電波及び放送の規律に關する法令を立案し、及び実

- 十六 日本放送協会に関すること。
- 十七 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。
- 十八 所部の職員を訓練すること。
- 十九 電波監理局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基づく業務計画を実施すること。
- 二十 電波監理局の所掌事務に関する一般会計の決算をすること。
- 二十一 電波監理局の所掌事務に関する一般会計の収入及び支出の調定及び出納をすること。
- 二十二 電波監理局の所掌事務に関する周知を行い、及び統計を作成をすること。
- 二十三 電波技術審議会及び電波研究所に関する事務を処理をすること。
- 二十四 前各号に掲げるものの外、電波及び放送の規律に関すること。
- 二十五 前各号の事務に附帯すること。
- 第三 郵政省所管の各会計の会計及び財務に関する法令及び手続に関すること。

- 第十一條第四号の次に次の一号を加える。
- 四の二 郵政省所管の各会計の決算の取りまとめをすること。
- 「第二節 地方機関」を「第二節 地方支分部局」に改める。
- 第十二條第一項を次のように改める。
- (地方支分部局)
- 第十二條 郵政省に、左の地方支分部局を置く。
- 地方郵政監理局
- 地方電波監理局
- 地方貯金局
- 地方簡易保険局
- 郵便局
- 第十二條第二項中「地方郵政局は第八條から第十條までに掲げる事務の一部を分掌し、」の下に「地方電波監理局は第十條の二並びに第六條第一項第十二号の二及び第十二号の四に掲げる事務の一部を分掌し、」を加え、同條第四項中「地方機関」を「地方支分部局」に、「第六條」を「第六條(同條第一項第十二号の二及び第十二号の四に掲げるものを除

く)に、同條第五項中「地方機関」を「地方支分部局」に改める。

第十三條を次のように改める。

第十三條 地方郵政監察局及び地方郵政局は、それぞれ東京都、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、広島市、松

- 1 山市、熊本市、仙台市及び札幌市に置く。
- 2 地方郵政監察局及び地方郵政局の名称及び管轄区域は、政令で定める。
- 3 地方電波監理局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名	称	位	置	管	轄	区	域
関東電波監理局	東京	都	東京	神奈川	埼玉	群馬	千葉
信越電波監理局	長野	市	長野	新潟	静岡	岐阜	
東海電波監理局	名古屋	市	名古屋	三重	富山	奈良	滋賀
北陸電波監理局	金沢	市	金沢	福井	兵庫		
近畿電波監理局	大阪	市	大阪府	京都府			
中国電波監理局	広島	市	和歌山	鳥取	島根	岡山	山口
四国電波監理局	松山	市	愛媛	徳島	香川	高知	
九州電波監理局	熊本	市	熊本	長崎	福岡	大分	佐賀
東北電波監理局	仙台	市	宮城	鹿嶋	岩手	青森	山形
			秋田				